

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2024年 3 月
(第 2 回訂正分)

株式会社カウリス

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価等
の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2024年3月19日に関東財務局長に
提出し、2024年3月20日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2024年2月22日付をもって提出した有価証券届出書及び2024年3月11日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集380,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,449,300株（引受人の買取引受による売出し1,210,700株・オーバーアロットメントによる売出し238,600株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2024年3月19日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

2024年3月19日に決定された引受価額(1,407.60円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,530円)で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「259,578,000」を「267,444,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「259,578,000」を「267,444,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1,530」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1,407.60」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3. 」を「703.80」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4. 」を「1株につき1,530」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件（1,440円～1,530円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,530円と決定いたしました。
なお、引受価額は1,407.60円と決定いたしました。
 2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（1,530円）と会社法上の払込金額（1,224円）及び2024年3月19日に決定された引受価額（1,407.60円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
 3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は703.80円（増加する資本準備金の額の総額267,444,000円）と決定いたしました。
 4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき1,407.60円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
 7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）
- （注）8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2024年3月27日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき1,407.60円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき122.40円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

上記引受人と2024年3月19日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「519,156,000」を「534,888,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「501,156,000」を「516,888,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

（2）【手取金の使途】

上記の差引手取概算額516,888千円については、事業規模拡大のための資金及び財務基盤の強化が重要であると考え、①人材への投資、②セキュリティ投資、③借入金の返済に充当する予定であります。具体的な内容は以下の通りであります。

①人材への投資

マネー・ローンダリング対策は市場規模が拡大していくと予想し、マネー・ローンダリング、セキュリティ関連の専門知識・知見のある人材を顧客対応や事業開発、法的論点整理、セキュリティ対策の各担当に配置し、体制を強化いたします。専門性の高い人材を確保することで、より顧客に寄り添ったサービス提供が可能になると想定しており、人件費及び採用費として160,388千円（2024年12月期：30,000千円、2025年12月期：73,060千円、2026年12月期：57,328千円）を充当する予定であります。

②セキュリティ投資

上場し知名度が上がると、当社がサイバー攻撃の標的となるリスクが増すと予想され、顧客から個人情報を預かる当社サービスのより一層のセキュリティ強化が必要となるために、セキュリティレベル向上に対する投資を行います。これにより安全な環境におけるサービスの安定的な提供で、顧客の信頼を得ることができると想定しており、システム利用料及び業務委託料として55,500千円（2024年12月期：18,500千円、2025年12月期：18,500千円、2026年12月期：18,500千円）を充当する予定であります。

③借入金の返済

財務基盤の更なる強化に向けた借入金の返済資金として301,000千円（2024年12月期：51,000千円、2025年12月期：150,000千円、2026年12月期：100,000千円）を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2024年3月19日に決定された引受価額（1,407.60円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,530円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,797,889,500」を「1,852,371,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,797,889,500」を「1,852,371,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。
4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を**勘案した結果、**オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 当社は、株式会社SBI証券に対し、上記売出数のうち**11,400株を、**福利厚生を目的に、当社従業員持株会（名称：カウリス従業員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。株式会社SBI証券に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5. 親引け先への販売について」をご参照下さい。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

（注）3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. 8. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「1,530」に訂正
「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1,407.60」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき1,530」に訂正
「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「（注）3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数	株式会社ＳＢＩ証券	869,000株
	大和証券株式会社	238,600株
	楽天証券株式会社	47,700株
	マネックス証券株式会社	27,000株
	SMB C日興証券株式会社	23,800株
	岡三証券株式会社	3,100株
	松井証券株式会社	1,500株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき122.40円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2024年3月19日に元引受契約を締結いたしました。

8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。また、当該販売委託分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「354,321,000」を「365,058,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「354,321,000」を「365,058,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、株式会社ＳＢＩ証券が行う売出しであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社ＳＢＩ証券は、大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエオープンとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。

（注）2. 6. の全文削除及び3. 4. 5. 7. の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1,530」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1株につき1,530」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2024年3月19日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主である株式会社rhizome（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、株式会社SBI証券は、238,600株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、2024年4月25日行使期限として貸株人より付与されております。

また、株式会社SBI証券は、大和証券株式会社と協議の上、2024年3月28日から2024年4月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

株式会社SBI証券は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエアプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券は、大和証券株式会社と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

（省略）

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、共同主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2024年9月23日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

5. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

＜欄内の記載の訂正＞

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、12,200株を上限として、2024年3月19日（売出価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式11,400株」に訂正

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、2024年3月19日に決定された「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式の売出価格 (1,530円) と 同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

＜欄外注記の訂正＞

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2024年2月22日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け を勘案した 株式数及び割合になります。

6. 発行価格および売出数の決定範囲について

「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」（注）4. に記載の範囲に加えて、発行価格及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数については、以下の条件の範囲内で決定されました。

発行価格等の決定時における、本募集に係る発行株式数及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計数に発行価格を乗じて得た額が、仮条件の決定時における、発行数及び売出数の合計に発行価格の下限を乗じて得た額の80%以上かつ発行数及び売出数の合計に発行価格の上限を乗じて得た額の120%以下である1,832,486,400円以上2,920,525,200円以下の範囲内であること。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2024年 3 月
(第 1 回訂正分)

株式会社カウリス

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を2024年 3 月11日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2024年 2 月22日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集380,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,449,300株（引受人の買取引受による売出し1,210,700株・オーバーアロットメントによる売出し238,600株）の及び売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、2024年 3 月 8 日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 投資家による本募集及び引受人の買取引受による売出しにおける関心の表明について」、「5. 親引け先への販売について」及び「6. 発行価格および売出数の決定範囲について」を追加記載するため、並びに「第二部 企業情報 第 4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員の状況 ① 役員一覧」及び「第四部 株式公開状況 第 3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(注) 2. の全文削除及び 3. の番号変更

2 【募集の方法】

2024年 3 月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2024年 3 月 8 日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,224円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「251,712,000」を「259,578,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「251,712,000」を「259,578,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（1,440円～1,530円）の平均価格（1,485円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は564,300,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄:「未定(注)2.」を「1,224」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,440円以上1,530円以下の範囲とし、発行価格は、需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2024年3月19日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,224円)及び2024年3月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,224円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄外注記の訂正>

上記引受人と発行価格決定日(2024年3月19日)に元引受契約を締結する予定であります。

(注)1.の全文及び2.の番号削除

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄:「503,424,000」を「519,156,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄:「485,424,000」を「501,156,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,440円～1,530円)の平均価格(1,485円)を基礎として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額501,156千円については、事業規模拡大のための資金及び財務基盤の強化が重要であると考え、①人材への投資、②セキュリティ投資、③借入金の返済に充当する予定であります。具体的な内容は以下の通りであります。

①人材への投資

マネー・ローンダリング対策は市場規模が拡大していくと予想し、マネー・ローンダリング、セキュリティ関連の専門知識・知見のある人材を顧客対応や事業開発、法的論点整理、セキュリティ対策の各担当に配置し、体制を強化いたします。専門性の高い人材を確保することで、より顧客に寄り添ったサービス提供が可能になると想定しており、人件費及び採用費として144,656千円(2024年12月期:30,000千円、2025年12月期:57,328千円、2026年12月期:57,328千円)を充当する予定であります。

②セキュリティ投資

上場し知名度が上がると、当社がサイバー攻撃の標的となるリスクが増すと予想され、顧客から個人情報を預かる当社サービスのより一層のセキュリティ強化が必要となるために、セキュリティレベル向上に対する投資を行います。これにより安全な環境におけるサービスの安定的な提供で、顧客の信頼を得ることができると想定しており、システム利用料及び業務委託料として55,500千円(2024年12月期:18,500千円、2025年12月期:18,500千円、2026年12月期:18,500千円)を充当する予定であります。

③借入金の返済

財務基盤の更なる強化に向けた借入金の返済資金として301,000千円(2024年12月期:51,000千円、2025年12月期:150,000千円、2026年12月期:100,000千円)を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,743,408,000」を「1,797,889,500」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,743,408,000」を「1,797,889,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件（1,440円～1,530円）の平均価格（1,485円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。売出価格決定日に決定される売出数は、需要状況を勘案し、上記売出数の80%以上かつ120%以下である968,600株以上1,452,800株以下の範囲内で決定されます。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。
8. 当社は、株式会社SBI証券に対し、上記売出数のうち12,200株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会（名称：カウリス従業員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。株式会社SBI証券に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5. 親引け先への販売について」をご参照下さい。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「343,584,000」を「354,321,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「343,584,000」を「354,321,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、需要状況により増加、減少若しくは中止される場合があります。
 2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数が「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」の（注）4.に記載した範囲内で変更された場合には、売出価格決定日（2024年3月19日）に決定された本募集に係る発行株式数及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計の15%を上限株式数として、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数も変更される場合があります。
 3. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券は、大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
 4. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
 5. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
 6. 売出価額の総額は、仮条件（1,440円～1,530円）の平均価格（1,485円）で算出した見込額であります。
 7. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。
- （注）2. の追加及び2. 3. 4. 5. 6. の番号変更

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主である株式会社rhizome（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、株式会社SBI証券は、238,600株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2024年4月25日行使期限として貸株人より付与される予定であります。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数が「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」の（注）2.に記載した範囲内で変更された場合には、売出価格決定日（2024年3月19日）に決定されたオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数と同数となるように、グリーンシュエーションに係る株式数も変更されます。

また、株式会社SBI証券は、大和証券株式会社と協議の上、2024年3月28日から2024年4月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

株式会社SBI証券は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券は、大和証券株式会社と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、共同主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2024年9月23日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 投資家による本募集及び引受人の買取引受による売出しにおける関心の表明について

(1) 投資家①の関心の表明について

① 関心の表明の内容

下記の投資家（以下「本投資家①」という。）は、2024年3月4日付けで、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいて、下記のとおり、発行価格及び売出価格にて、下記の数の上記の株式を購入することへの関心を有することを表明しております。

この関心の表明は、当社の普通株式の需要に関する情報であり、また、他の投資家に販売（配分）される当社の普通株式の数に影響を与える可能性もあり得るため、その内容を以下に記載します。

関心を表明した投資家名	関心を表明した株式数 (注) 1. 及び 2.	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (注) 1. 及び 3.
アセットマネジメントOne株式会社が運用している下記ファンド ・DIAM新興市場日本株ファンド ・DIAM新興企業日本株ファンド ・新興企業日本株ファンド（資産成長型） ・DIAM新興企業日本株オープン米ドル型 ・未来変革日本株ファンド ・日本厳選中小型株ファンド ・DIAM成長株オープン・マザーファンド	取得総額330百万円に相当する株式数	3.76%

(注) 1. 下記注3. 及び②「関心の表明の性質」に記載の理由により、実際に取得する株式数及び所有株式数の割合はこれよりも増減し、又は購入の申し込みを行わないことを決定する可能性があります。

2. 本投資家①が関心を表明した株式数は、上記ファンドの合算値になります。

3. 本書提出日現在の所有株式数及び発行済株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る上限株式数を勘案した割合の見込みになります。なお、本投資家①が、発行価格及び売出価格の仮条件の下限である1,440円で、関心を表明した株式数のすべてを取得すると仮定して計算しております。また、小数点以下第3位を四捨五入しております。

本投資家①は、本書提出日現在において、当社と資本関係はなく、また、本投資家①は共同して当社の普通株式を取得するものではありません。また、本投資家①は当社の特別利害関係者（役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員）にも該当いたしません。

本投資家①からは、一定期間当社の普通株式を継続して所有することの確約（ロックアップ）は取得しておらず、またその予定もございません。ただし、本投資家①は、当社普通株式を中長期的に保有するという保有方針を有しております。なお、本投資家①が当社の普通株式を長期保有する場合には、かかる購入はいずれも、当社の株式の流動性を低下させる可能性があります。

② 関心の表明の性質

この関心の表明は、法的拘束力のない関心の表明であり、法的拘束力のある購入の契約又は誓約ではありません。したがって、本投資家①は、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいてより多くの株式を購入するか、より少ない株式を購入するか、又は株式を購入しないことを決定する可能性があります。

引受人は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」（以下「配分規則」という。）第2条第1項に従い、当社の普通株式の販売（配分）につき、公正を旨とし、特定の投資家に偏ることのないよう努めますので、他の投資家による申込みの状況次第では、本投資家①に対してより少ない株式を販売するか、又は株式を販売しないことを決定する可能性があります。この点は、発行者が指定する販売先へ確定的及び優先的に株式を売付ける、所謂親引け（発行者が指定する販売先への売付け）とは異なります（配分規則第2条第2項参照）。

本投資家①が当社の普通株式を購入する場合、引受人は、本投資家①が購入する当社の普通株式について、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいて販売される他の普通株式と同様の引受価額でこれを取得し、当該引受価額と発行価格及び売出価格の差分は引受人の手取金となります。

(2) 投資家②の関心の表明について

① 関心の表明の内容

下記の投資家（以下「本投資家②」という。）は、2024年3月5日付けで、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいて、下記のとおり、発行価格及び売出価格にて、下記の数の上記の株式を購入することへの関心を有することを表明しております。

この関心の表明は、当社の普通株式の需要に関する情報であり、また、他の投資家に販売（配分）される当社の普通株式の数に影響を与える可能性もあり得るため、その内容を以下に記載します。

関心を表明した投資家名	関心を表明した株式数 (注) 1. 及び 2.	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (注) 1. 及び 3.
リソナアセットマネジメントが運用している下記ファンド ・リソナ日本中小型株式ファンド ・リソナ国内中小型成長株式ファンド ・グローバル中小型株式ファンド ・年金投資基金信託株式口0 ・年金投資基金信託株式口Z	取得総額400百万円に相当する株式数	4.56%

(注) 1. 下記注3. 及び②「関心の表明の性質」に記載の理由により、実際に取得する株式数及び所有株式数の割合はこれよりも増減し、又は購入の申し込みを行わないことを決定する可能性があります。

2. 本投資家②が関心を表明した株式数は、上記ファンドの合算値になります。

3. 本書提出日現在の所有株式数及び発行済株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る上限株式数を勘案した割合の見込みになります。なお、本投資家②が、発行価格及び売出価格の仮条件の下限である1,440円で、関心を表明した株式数のすべてを取得すると仮定して計算しております。また、小数点以下第3位を四捨五入しております。

本投資家②は、本書提出日現在において、当社と資本関係はなく、また、本投資家②は共同して当社の普通株式を取得するものではありません。また、本投資家②は当社の特別利害関係者（役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員）にも該当いたしません。

本投資家②からは、一定期間当社の普通株式を継続して所有することの確約（ロックアップ）は取得しておらず、またその予定もございません。ただし、本投資家②は、当社普通株式を中長期的に保有するという保有方針を有しております。なお、本投資家②が当社の普通株式を長期保有する場合には、かかる購入はいずれも、当社の株式の流動性を低下させる可能性があります。

② 関心の表明の性質

この関心の表明は、法的拘束力のない関心の表明であり、法的拘束力のある購入の契約又は誓約ではありません。したがって、本投資家②は、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいてより多くの株式を購入するか、より少ない株式を購入するか、又は株式を購入しないことを決定する可能性があります。

引受人は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」（以下「配分規則」という。）第2条第1項に従い、当社の普通株式の販売（配分）につき、公正を旨とし、特定の投資家に偏ることのないよう努めますので、他の投資家による申込みの状況次第では、本投資家②に対してより少ない株式を販売するか、又は株式を販売しないことを決定する可能性があります。この点は、発行者が指定する販売先へ確定的及び優先的に株式を売付け、所謂親引け（発行者が指定する販売先への売付け）とは異なります（配分規則第2条第2項参照）。

本投資家②が当社の普通株式を購入する場合、引受人は、本投資家②が購入する当社の普通株式について、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいて販売される他の普通株式と同様の引受価額でこれを取得し、当該引受価額と発行価格及び売出価格の差分は引受人の手取金となります。

5. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	カウリス従業員持株会（理事長 山岡 玲） 東京都千代田区大手町一丁目6番1号
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	当社従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、12,200株を上限として、2024年3月19日（売出価格等決定日）に決定される予定。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込に要する資金について、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社従業員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売価格等決定日（2024年3月19日）に決定される予定の「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式の売出価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数の割合（%）	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社rhizome	東京都中央区銀座四丁目13番8号ソフィアスクエア銀座701	3,252,900	50.15	3,252,900	47.37
島津 敦好	東京都中央区	576,900	8.89	376,900	5.49
Salesforce Ventures LLC (常任代理人 株式会社セールスフォース・ジャパン)	Salesforce Tower, 415 Mission St, 3rd Fl San Francisco, CA 94105 USA (東京都千代田区丸の内一丁目1番3号)	293,400	4.52	205,400	2.99
造田 洋典	大阪府茨木市	300,000	4.62	200,000	2.91
大久保 久幸	神奈川県川崎市宮前区	189,400 (129,400)	2.92 (1.99)	139,400 (129,400)	2.03 (1.88)
眞武 信和	神奈川県川崎市宮前区	139,500 (99,500)	2.15 (1.53)	109,500 (99,500)	1.59 (1.45)
関西電力送配電株式会社	大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号	154,400	2.38	108,100	1.57
ソニーグループ株式会社	東京都港区港南一丁目7番1号	188,600	2.91	94,300	1.37
SU SHIH WEN	東京都江東区	112,900 (12,900)	1.74 (0.20)	82,900 (12,900)	1.21 (0.19)
株式会社日本政策金融公庫	東京都千代田区大手町一丁目9番4号	73,200 (73,200)	1.13 (1.13)	73,200 (73,200)	1.07 (1.07)
計	二	5,281,200 (315,000)	81.41 (4.86)	4,642,600 (315,000)	67.61 (4.59)

(注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2024年2月22日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2024年2月22日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け（12,200株を上限として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

6. 発行価格および売出数の決定範囲について

「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」（注）4. に記載の範囲に加えて、2024年3月19日に決定される予定の発行価格及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数については、以下の条件の範囲内で決定されることになります。

発行価格等の決定時における、本募集に係る発行株式数及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計に発行価格を乗じて得た額が、仮条件の決定時における、発行数及び売出数の合計に発行価格の下限を乗じて得た額の80%以上かつ発行数及び売出数の合計に発行価格の上限を乗じて得た額の120%以下である1,832,486,400円以上2,920,525,200円以下の範囲内であること。

第二部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(2)【役員の状況】

① 役員一覧

<欄内の記載の訂正>

「代表取締役社長 島津 敦好」の「所有株式数（株）」の欄：

「3,829,800（注）8」を「3,829,800（注）6」に訂正

第四部【株式公開情報】

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社rhizome（注）2，8	東京都中央区銀座四丁目13番8号ソフィアスクエア銀座701	3,252,900	<u>50.15</u>
島津 敦好（注）1，2	東京都中央区	576,900	<u>8.89</u>
造田 洋典（注）2，3	大阪府茨木市	300,000	<u>4.62</u>
Salesforce Ventures LLC （常任代理人 株式会社セールスフォース・ジャパン）（注）2	Salesforce Tower, 415 Mission St, 3rd Fl San Francisco, CA 94105 USA （東京都千代田区丸の内一丁目1番3号）	293,400	<u>4.52</u>
安藤 洋輔（注）2，5	東京都品川区	280,000 (40,000)	4.32 (0.62)
大久保 久幸（注）6	神奈川県川崎市宮前区	189,400 (129,400)	2.92 (1.99)
（中略）			
クオインタムリーブ株式会社	東京都渋谷区広尾五丁目8番8号	60,000	<u>0.92</u>
（中略）			
小室 吉隆（注）6	神奈川県横浜市港北区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)

（以下省略）

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2024年2月



CAULIS

株式会社カウリス

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式465,120千円（見込額）の募集及び株式1,743,408千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式343,584千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2024年2月22日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社カウリス

東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル4階 FINOLAB

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 経営方針

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (IT基本法) が制定されるなど国家戦略を背景に急激なデジタル化が進み、またインターネットサービスの利活用やデータ活用がコロナ禍でそのスピードが加速され国民生活におけるデジタル化や企業活動におけるデジタル・トランスフォーメーション、公的分野におけるデジタル化とさらにその領域は拡大しております。一方サイバー攻撃の増加等を背景に、特殊詐欺やクレジットカードの不正利用被害は増加傾向にあり社会経済活動に多大な影響を及ぼしています。当社は、「情報インフラを共創し、世界をより良くする」というミッションのもと誰もが安心・安全なデジタル社会での利益を享受できる情報インフラ構築を目指すことで企業価値の最大化を図ります。

》》 MISSION

情報インフラを共創し、世界をより良くする

顧客への自社サービスの提供を通じて蓄積される

不正利用者情報のデータベースを作っています。

ライフラインである電力会社とのアライアンスや、

政府のスタートアップ支援施策を通じた新サービス開発を進めており、

日本を支えるインフラ企業を目指します。

2 事業の内容

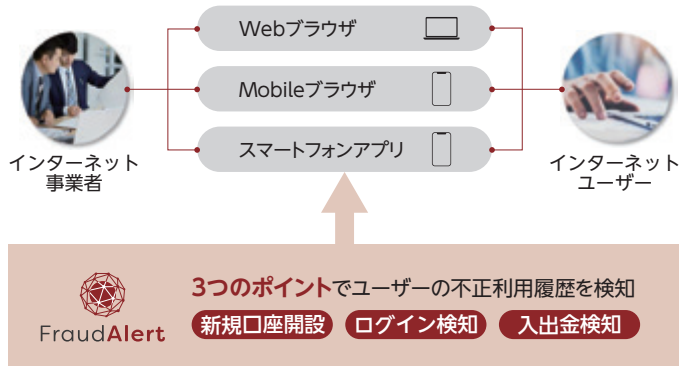
当社は、「情報インフラを共創し、世界をより良くする」というミッションのもと、先端技術を活用した実用的なサービスを創り続け、犯罪のビッグデータをアルゴリズムと掛け合わせることで、SaaS型アルゴリズムサービスを提供する事業モデルを構築しております。具体的なサービスとして、法人向けクラウド型不正アクセス検知サービス「Fraud Alert (フロードアラート)」を提供しております。

当社のアプローチは、従来の不正検知サービスと大きく異なるのが、ミッションの中にある「共創」という点にあります。これまでは個社ごとにモニタリングし、検知するというアプローチが主流ですが、個社で解決するには時間もコストもかかることから顧客横断・業界横断でデータを流通させ日本全体の犯罪データをプラットフォーム化し国民の生命・財産を守ることを目指しています。

マネー・ローンダリング検知サービスをSaaS型で提供
継続性の高いストック型の事業モデルを確立

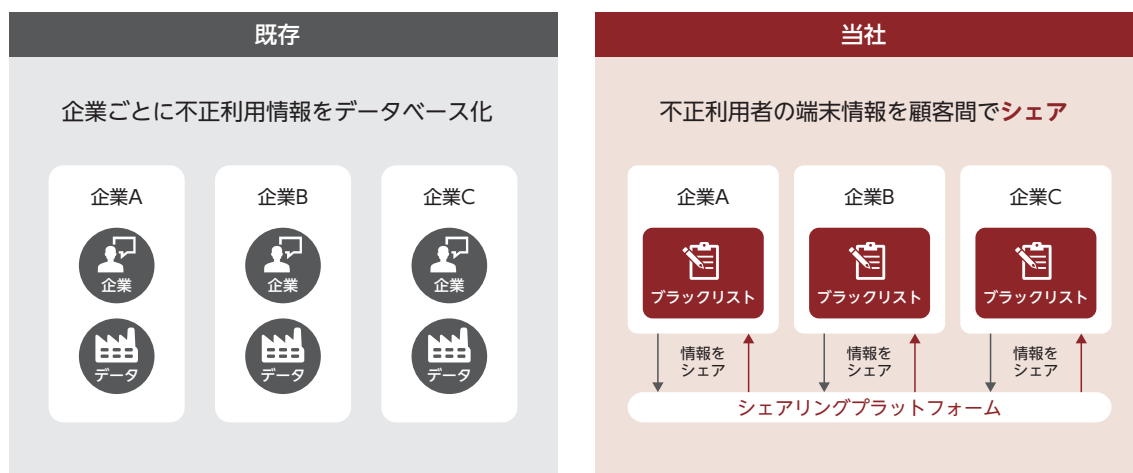
サービス概要

利用者の不正アクセスを検知するサービス
Fraud Alertを提供



不正利用者情報のシェアを可能とする共通プラットフォームを確立

個社ごとにモニタリングし不正利用者を検知するアプローチから、クラウド・APIを活用し、顧客が相互に過去の不正利用者情報を開示するアプローチで成り立つビジネスモデルを構築しています。



当社はマネー・ロンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

「Fraud Alert」は、マネー・ロンダリング対策・サイバーセキュリティ対策等として、銀行、証券会社等の資金移動業、並びに、膨大な個人ユーザー（以下「エンドユーザー」。）を有する通信キャリア、ガス等のインフラ事業者、その他のサービス事業者（以下「顧客」。）に対して、サービス提供しております。顧客の利用シーンは、個人ユーザーが、顧客のウェブサイト（以下「顧客サイト」。）や、スマホアプリにエンドユーザーが訪問し、口座開設（アカウント開設）や、残高照会・送金などの取引を実施する際であり、このときに不正利用の可能性をモニタリングしております。具体的には、端末から取得される情報をFraud Alertのアルゴリズムで算出し、なりすましではないか、自社・他社において不正利用履歴がないか、などを算定し、法人顧客にリアルタイムでアラートを上げるサービスです。特に、資金移動業社においては、個社ごとに、自社に還流するキャッシュが正当なものかどうかを判断する要素に限られるため、送金元における利用履歴を活用することで判定精度を向上させたい、というニーズから本サービスは生まれております。キャッシュは流通するため、個社で、検知しにくいマネー・ロンダリングを、顧客横断・業界横断でデータ流通させ、早期検知・不正予防する点が提供価値となっております。

IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が2023年2月に公表した2022年度情報セキュリティの脅威に対する意識調査^(注1)によると、パスワードの使い回しのパソコン利用者が約4割、スマートフォン利用者では約5割に上る中、不正アクセスの手口は巧妙化し情報漏えいが増加しています。それに比例し、不正に取得したアカウント情報を利用したなりすましやアカウントの乗っ取りなど、本人以外による不正なログイン・アクセスが増加しています。特にフィッシングによる被害件数は2022年から2023年にかけて4.5倍超に増加^(注2)し、オンラインの不正利用や、様々な詐欺が国民生活に身近なものとなっております。

(注1) 出典：IPA（独立行政法人情報処理推進機構）「2022年度情報セキュリティに対する意識調査【倫理編】【脅威編】」報告書（2023年2月16日公表）
<https://www.ipa.go.jp/security/reports/economics/ishiki2022.html>

(注2) 出典：警察庁「フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について（注意喚起）」（2023年12月25日公表）
https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/pdf/20231225_press.pdf

当社の利用実績として、2023年8月は月間約4億件のログインのモニタリングを行っており、そのうち約0.3-0.7%のアクセスは本人らしさが低いものとして検知しております。例えば、ロケーション情報の異なるアクセス（例：東京からログインがあった1分後に大阪から同じアカウント情報を使ったアクセス）や、1つの端末に5つ以上の口座が紐づくアクセス（例：同じパソコンで5つ以上の口座のインターネットバンキングにアクセス）、並びにFraud Alertにブラックリストとして登録されている端末情報（顧客が危険と判断し、Fraud Alertのブラックリストデータベースに登録した端末情報）からのアクセスなどです。また、警視庁・各県警から、当社顧客に凍結依頼があった銀行口座に紐づく端末情報をブラックリストデータベース登録も行っておりますが、総務省、警察庁及び経済産業省の調査^(注3)によると、2022年の不正アクセス行為の認知件数は2,200件あり、そのうち約半数がインターネットバンキングでの不正送金等につながっております。ログインの際に、不正なエンドユーザーを検知し水際で防ぐ対策が求められています。

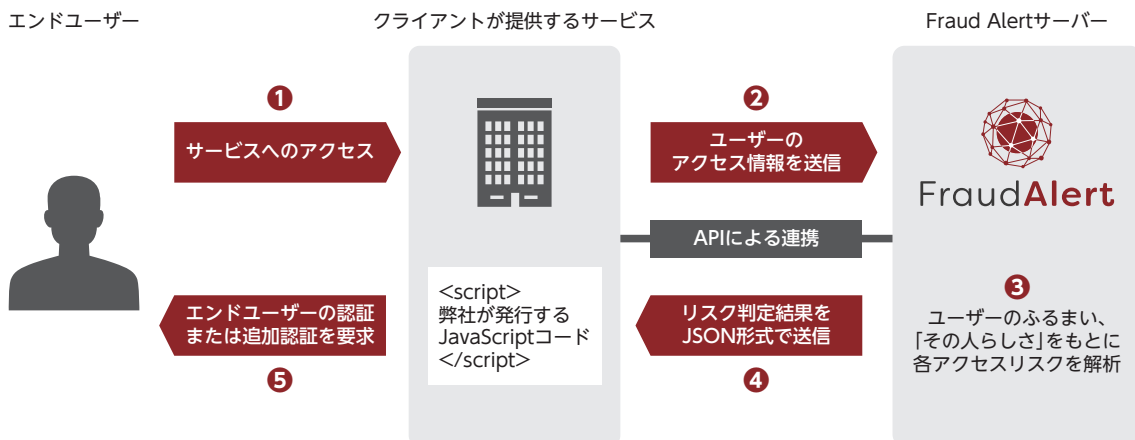
(注3) 出典：総務省、警察庁、及び経済産業省「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」第10条第1項の規定に基づき、不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況（2023年3月16日公表）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000868634.pdf

「Fraud Alert」はインターネットバンキングなどの各種サービスにおけるWEBサイトに、JavaScriptのコードを数行埋め込むことでアクセス解析されたデータを取得し、解析結果を元にした追加認証やメール通知など、ログイン後の挙動をカスタマイズできるサービスになります。

これによって、通常のID・パスワード認証に加え、エンドユーザーの個人情報を用いず、端末から取得するエンドユーザーの各種パラメータ（IPアドレス、端末情報、OS、ログイン場所、時間、アクセス履歴、ページ内遷移など約250項目）からエンドユーザーの行動履歴をデータベース化し、ログインやアクセスが本人のものかを独自の検知アルゴリズムでリアルタイムにアクセス解析を実施し、「本人らしさ」を判定します。不正が疑われるログイン試行や不正アクセスを未然に検知してサイバー犯罪者が本人なりすましにより不正アクセスすることを未然に防止するものと考えております。

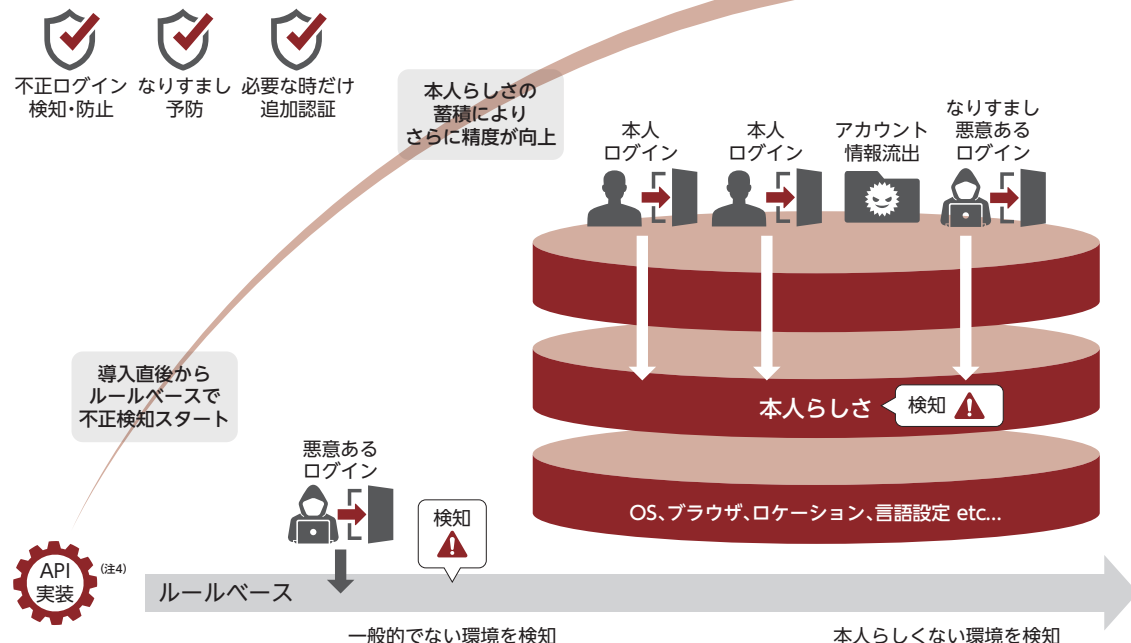
「Fraud Alert」はWebブラウザ、Mobileブラウザ、スマートフォンアプリに対応しており、同一口座がどの端末からログインしているのかを検知し、端末レベル、口座レベル、IPアドレスレベルで、不正利用の検知が可能であり、さらに顧客間で、悪意のあるアクセス、過去に他社で不正利用に使われた端末を捕捉することが可能となります。

Security as a Service (SECaaS) 型サービス提供



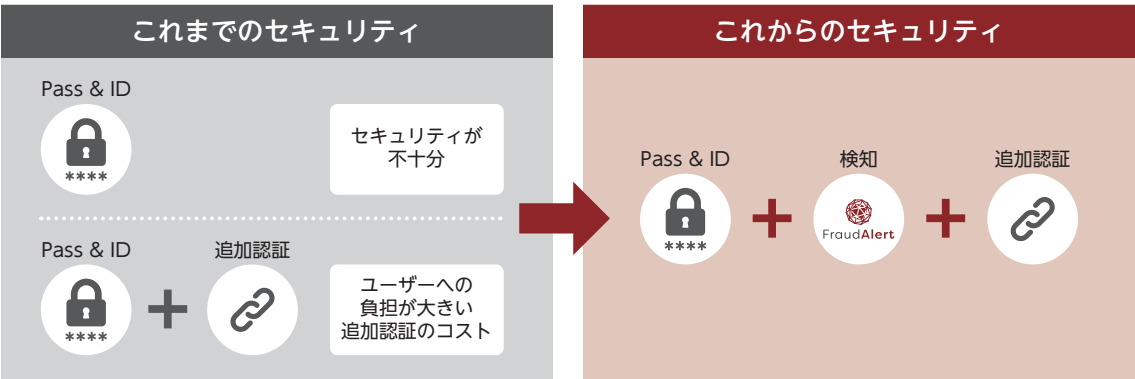
クラウド型不正アクセス検知

本人らしい振る舞いを蓄積・計算し、リアルタイムに返却



(注4) APIとは、Application Programming Interfaceの省略表記で、アプリケーションの機能やデータ等を他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様・仕組みのこと。

また、ユーザーのID・パスワードの使い回しが依然として見受けられている今、ID・パスワードによる認証だけでは安全なセキュリティが確保できません。他社から漏えいしたアカウント情報により、なりすましやアカウントの乗っ取り被害が及ぶことも十分に考えられます。一方で、毎回二要素・多要素認証により認証を行うことは、高いセキュリティを確保できるものの、エンドユーザーへの負荷が大きく利用してもらえなくなる可能性もあります。さらに認証ごとにコストがかかる場合、サービスの成長と共に運用コストが膨らむ結果になります。当社は、エンドユーザーの行動パターンや位置情報などを元に、何らかのリスクがあると判断された場合にのみ追加認証を要求する「リスクベース認証」に注目しており、「Fraud Alert」では、上記のエンドユーザーのアクセス環境から“本人らしさ”を判定し、不正アクセスのリスクを検知致しますので、このリスクのある場合にだけ顧客側から追加認証を発動させるため、エンドユーザーに負荷をかけずに顧客はサービスを提供できます。さらに、二要素認証などと組み合わせることでコストの削減に寄与すると考えております。



また、毎日処理する不正検知データから当社独自の「ホワイトリスト(正しい本人が利用していると特定された端末やアカウント)」、「ブラックリスト(不審者データベース)」が作成され、当社の顧客ネットワーク全体でブラックリストを共有^(注5)することにより業界全体で不正アクセスを防ぐことを実現しています。例えばクラウド上の共通ロジックでなりすましリスクを検知し、攻撃者情報をブラックリスト化して顧客間で共有することが可能となり、マネー・ローンダリング口座の検知をするなどに活用されています。導入時の必要コスト(サーバー設置費用、システム改修費用等)が抑えられる点や、サービス開始までの導入に要する時間が短期間(JavaScriptコード埋込型の場合1ヶ月程度、API連携型の場合は顧客都合による)であること、不正ユーザー情報の蓄積データベースへの共有APIが当社の強みとして挙げられます。

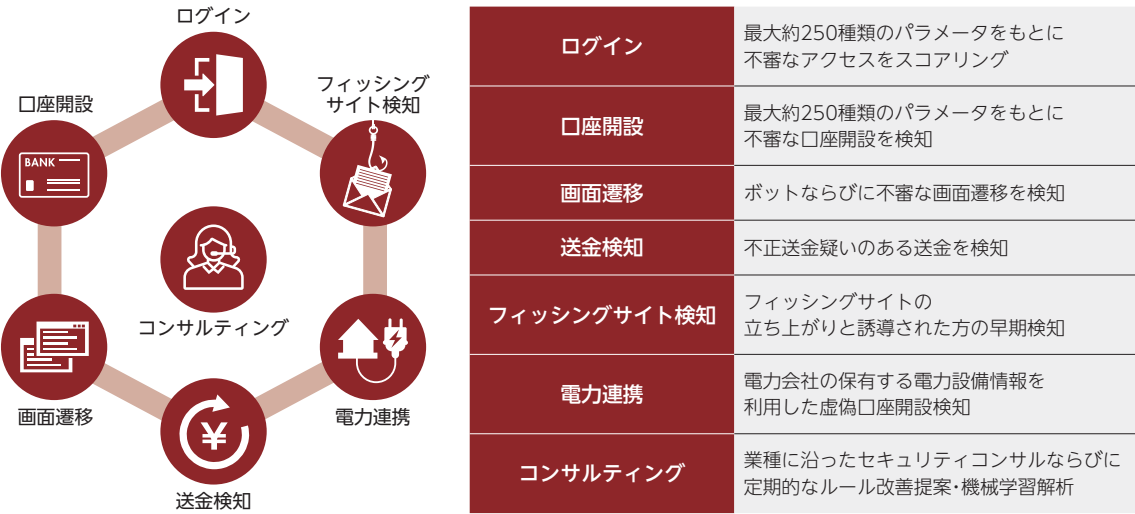
クラウド型でリスクベース認証を提供する類似サービスは導入コストが高く、導入後に専属のコンサルタントによるチューニングが必要となります。一方、「Fraud Alert」は、都度改定される金融庁のガイドラインへの対応や、顧客企業との情報連携を通じた不正利用者の端末傾向を分析した上で検知ルールをチューニングしており、顧客企業のモニタリングの負担を軽減できるのも特徴となっております。

当社のビジネスモデルは利用者のインプレッション数^(注6)、ユニークユーザー数^(注7)を基に契約金額を決定するモデルとなっております。また、コンサルティング契約に基づく、Fraud Alertを使いこなすための標準サポート、他社事例紹介やモニタリングルール改善等のコンサルティングサービスを行っております。

(注5) ブラックリストの内容は個人情報保護法に基づく「個人関連情報」となっております。

(注6) 総アクセスアカウント数を意味します。

(注7) 決まった集計期間内にウェブサイトに訪問したユーザーの数を意味します。



◆ 具体的な製・商品またはサービスの特徴

Fraud Alertは以下3つのサービスから構成されております。

(1) Fraud Alertログイン検知サービス

Fraud Alertログイン検知サービスは、エンドユーザーのアクセス環境から「本人らしさ」を判定します。その判定結果に基づき、不正アクセスのリスクを検知し、リスクのある場合にだけ顧客側から追加認証を発動させるため、エンドユーザーに負荷をかけずにサービスを提供することが可能となっております。

(2) Fraud Alert入出金検知サービス

Fraud Alert入出金検知サービスは、主に国内の金融機関を顧客として、振込ルール（仕向元口座・仕向先口座における振込金額や回数など）や各種パラメータ（端末情報、エンドユーザー情報、IPアドレスなど）、その他ルール（初回振込・振込時間帯など）を組み合わせることで、ルールベースでの不正な入出金のモニタリングを行い、危険度が高いと判定されたアクセスの場合には、リアルタイムで振込中止や追加認証の制限をかけることが可能となっております。

(3) Fraud Alert新規口座開設検知サービス

Fraud Alert新規口座開設検知サービスは、主に国内の金融機関を顧客として、金融機関が受付した口座開設申請等に対し、当社が持つ不正アクセス検知技術に加え、電力会社が保有する電力設備情報の一部を組み合わせることにより、より確度の高い、なりすましの可能性に関するリスク情報を金融機関等に提供することができます。

また、以下4つの特徴があります。

(1) 月間数億件のモニタリング

不正利用と特定された利用ユーザーの端末情報を集め、顧客間でブラックリストを共有するデータベースを構築しております。国内の金融機関等である顧客間で、不正利用端末のログイン履歴から、マネー・ローンダリングの入出金の流れのトラッキングを行っています。ログインに加えて、口座開設もモニタリングしており、不正利用に用いられた端末での口座開設、クレジットカード入会の抑止にも寄与しています。なりすましによる被害に加えて、これまで、架空名義の口座開設、口座の転売、マネー・ローンダリングのトンネル口座を検知する実績があります。

(2) モニタリング運用支援のコンサルティングサービス（平均価格50万円～）

当社がこれまでに培ってきたモニタリング運用支援実績をもとに、当社に集まる不正利用者の手口情報の分析や対応ノウハウを顧客企業に提供しております。業種に沿ったセキュリティコンサルティング、並びに定期的なモニタリングルール改善提案を行うことで、顧客企業が口座凍結等の最終的な判断を行うための材料となるモニタリング結果の精度の向上をご支援させていただいております。

(3) 業界ごとのガイドラインに準拠した導入実績

金融機関（銀行、証券会社など）、クレジットカード事業者、暗号資産業者、通信・ガス等のインフラ事業者などの業態に使われています。特に、売上比率の高い金融機関である顧客間では下記のガイドラインに立脚したモニタリングを実施しております。

業界ごとのガイドライン

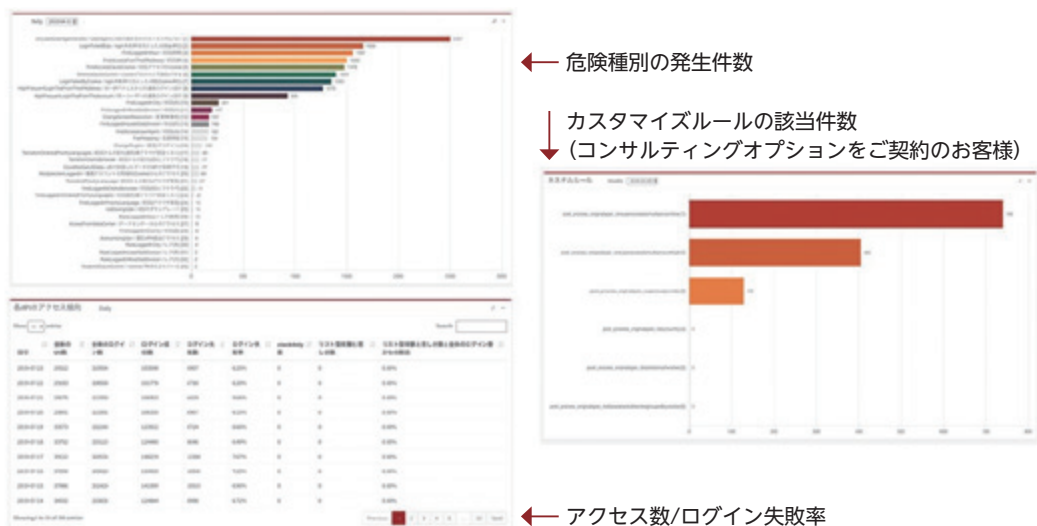
銀行・暗号資産業者	全国銀行協会が示した「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」の中で挙げられた「不正検知としてのモニタリング」に対応する他、リスク評価やFATF（金融活動作業部会）^(注)対応、犯罪による収益の移転防止に関する法律にて規定される「疑わしい取引の届出」にも、活用可能。オンラインでの不正送金、ATMからの不正出金など、銀行を狙った攻撃を予防。 (注) FATF（金融活動作業部会）：マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策の国際基準（FATF勧告）を策定し、その履行状況について相互審査を行う多国間の枠組み。1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された。現在、G7を含む37カ国・2地域機関が加盟しており、その他9つのFATF型地域体を加えると、FATF勧告は、世界205の国・地域に適用されている。
証券会社	日本証券業協会が示した「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」の中で挙げられた不正アクセスに対するモニタリング。不正出金などを予防。
クレジットカード事業者	一般社団法人日本クレジット協会が示した「資金決済業者等とクレジットカードとの連携に係る本人認証等セキュリティガイドライン」の中で挙げられた「不正検知のモニタリング」に対応する。不正ログインによるポイントの不正使用、個人情報漏洩からエンドユーザーを守る。

(4) 不正アクセス状況が分かりやすく可視化された管理画面

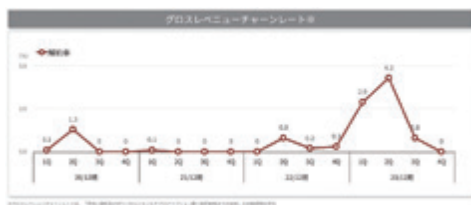
不正アクセスと推測される数とその推測理由をグラフで表示します。デイリーでの5段階(安全～危険)アクセスの傾向グラフ、危険種別のアクセスの発生割合グラフ等があります。



また、オプションサービスになりますが、コンサルティングオプションという契約を締結の顧客企業に対しては、顧客企業が独自に作成する不正アクセス検知ルールのカスタマイズが可能であり、カスタマイズしたルールに関するレポートも表示可能です。



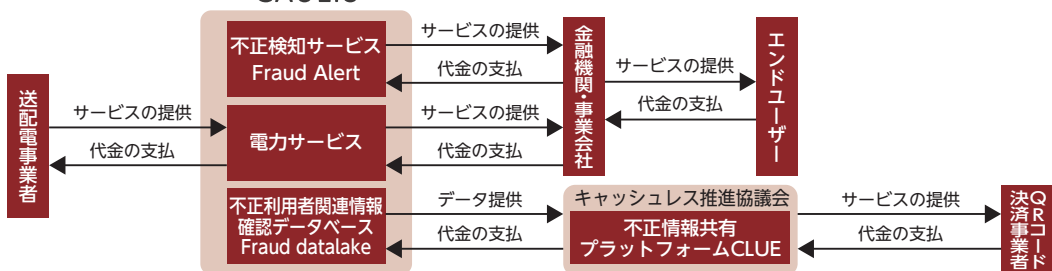
当社サービスのチャーンレート(サービスにおける解約率を表す指標)は以下の通りです。



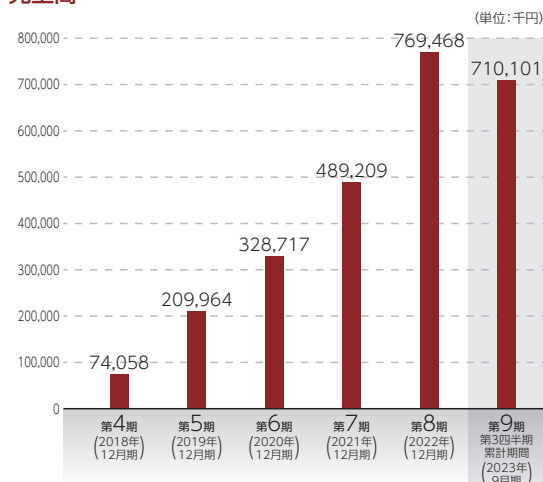
事業系統図



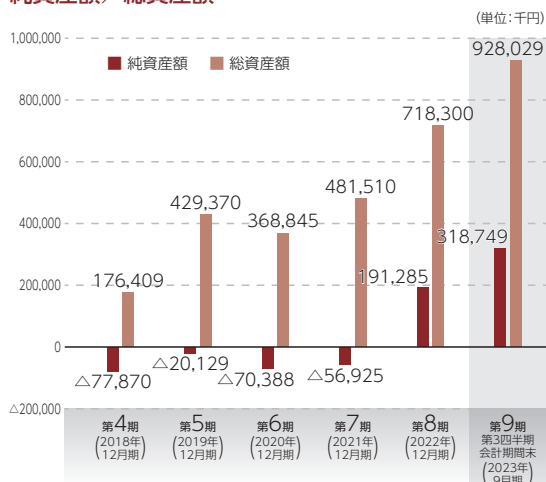
CAULIS



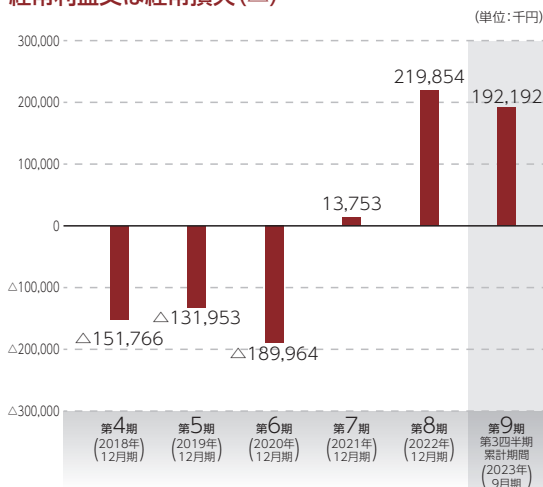
売上高



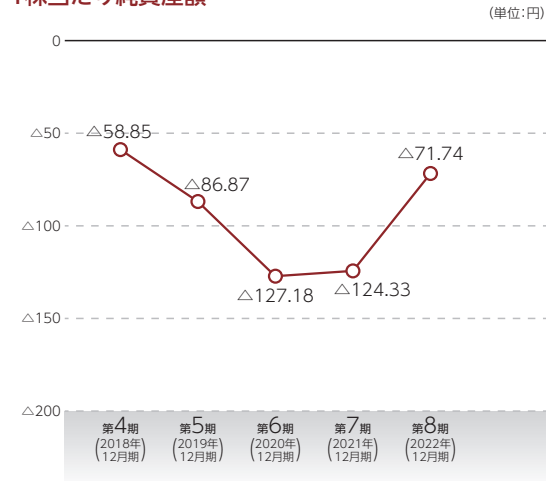
純資産額／総資産額



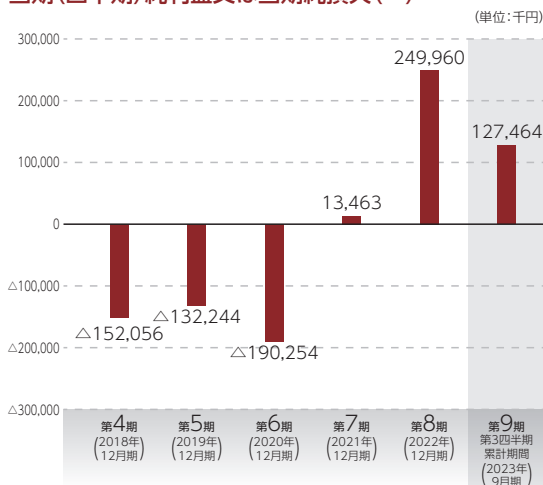
経常利益又は経常損失(△)



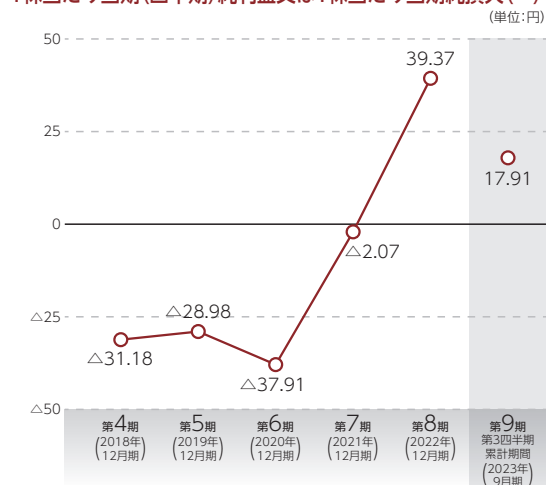
1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)



(注) 1. 当社は、2023年11月25日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記では、第4期の期首に株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しており、第8期及び第9期第3四半期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	8
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	10
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	11
募集又は売出しに関する特別記載事項	12
第二部 企業情報	13
第1 企業の概況	13
1. 主要な経営指標等の推移	13
2. 沿革	15
3. 事業の内容	16
4. 関係会社の状況	24
5. 従業員の状況	24
第2 事業の状況	25
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	25
2. 事業等のリスク	31
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	35
4. 経営上の重要な契約等	39
5. 研究開発活動	39
第3 設備の状況	40
1. 設備投資等の概要	40
2. 主要な設備の状況	40
3. 設備の新設、除却等の計画	40
第4 提出会社の状況	41
1. 株式等の状況	41
2. 自己株式の取得等の状況	58
3. 配当政策	59
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	60

第5	経理の状況	73
1.	財務諸表等	74
(1)	財務諸表	74
(2)	主な資産及び負債の内容	112
(3)	その他	113
第6	提出会社の株式事務の概要	141
第7	提出会社の参考情報	142
1.	提出会社の親会社等の情報	142
2.	その他の参考情報	142
第四部	株式公開情報	143
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	143
第2	第三者割当等の概況	144
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	144
2.	取得者の概況	148
3.	取得者の株式等の移動状況	151
第3	株主の状況	152
	〔監査報告書〕	155

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	2024年 2 月22日		
【会社名】	株式会社カウリス		
【英訳名】	Caulis Inc.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島津 敦好		
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号 大手町ビル 4 階 FINOLAB		
【電話番号】	03-4577-6567（代表）		
【事務連絡者氏名】	管理担当執行役員 上田 七生美		
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号 大手町ビル 4 階 FINOLAB		
【電話番号】	03-4577-6567（代表）		
【事務連絡者氏名】	管理担当執行役員 上田 七生美		
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 465,120,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 1,743,408,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 343,584,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。		
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。		

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	380,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．2024年2月22日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、2024年3月8日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【募集の方法】

2024年3月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2024年3月8日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	380,000	465,120,000	251,712,000
計（総発行株式）	380,000	465,120,000	251,712,000

- （注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2024年2月22日開催の取締役会決議に基づき、2024年3月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,440円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は547,200,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2024年3月21日(木) 至 2024年3月26日(火)	未定 (注) 4.	2024年3月27日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2024年3月8日に仮条件を決定し、需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2024年3月19日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2024年3月8日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2024年3月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2024年2月22日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2024年3月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2024年3月28日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2024年3月12日から2024年3月18日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 新宿中央支店	東京都新宿区西新宿一丁目6番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	380,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2024年3月27日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	380,000	—

(注) 1. 引受株式数は、2024年3月8日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日（2024年3月19日）に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
503,424,000	18,000,000	485,424,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,440円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額485,424千円については、事業規模拡大のための資金及び財務基盤の強化が重要であると考え、①人材への投資、②セキュリティ投資、③借入金の返済に充当する予定であります。具体的な内容は以下の通りであります。

①人材への投資

マネー・ローンダリング対策は市場規模が拡大していくと予想し、マネー・ローンダリング、セキュリティ関連の専門知識・知見のある人材を顧客対応や事業開発、法的論点整理、セキュリティ対策の各担当に配置し、体制を強化いたします。専門性の高い人材を確保することで、より顧客に寄り添ったサービス提供が可能になると想定しており、人件費及び採用費として128,924千円（2024年12月期：30,000千円、2025年12月期：49,212千円、2026年12月期：49,712千円）を充当する予定であります。

②セキュリティ投資

上場し知名度が上がると、当社がサイバー攻撃の標的となるリスクが増すと予想され、顧客から個人情報を預かる当社サービスのより一層のセキュリティ強化が必要となるために、セキュリティレベル向上に対する投資を行います。これにより安全な環境におけるサービスの安定的な提供で、顧客の信頼を得ることができると想定しており、システム利用料及び業務委託料として55,500千円（2024年12月期：18,500千円、2025年12月期：18,500千円、2026年12月期：18,500千円）を充当する予定であります。

③借入金の返済

財務基盤の更なる強化に向けた借入金の返済資金として301,000千円（2024年12月期：51,000千円、2025年12月期：150,000千円、2026年12月期：100,000千円）を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2024年3月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	1,210,700	1,743,408,000	東京都品川区 安藤 洋輔 240,000株
				東京都中央区 島津 敦好 200,000株
				東京都港区港南二丁目17番1号 株式会社電通総研 188,600株
				大阪府茨木市 造田 洋典 100,000株
				東京都港区港南一丁目7番1号 ソニーグループ株式会社 94,300株
				Salesforce Tower, 415 Mission St, 3rd Fl San Francisco, CA 94105 USA Salesforce Ventures LLC 88,000株
				東京都渋谷区広尾五丁目8番8号 クオンタムリープ株式会社 60,000株
				神奈川県川崎市宮前区 大久保 久幸 50,000株
				大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号 関西電力送配電株式会社 46,300株
				神奈川県川崎市宮前区 眞武 信和 30,000株
				東京都江東区 SU SHIH WEN 30,000株

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
				東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 株式会社セブン銀行 25,000株 東京都港区 上田 七生美 20,000株 東京都板橋区 小川 秀夫 20,000株 東京都中央区八重洲一丁目3番4号 S M B C ベンチャーキャピタル5号投資事 業有限責任組合 13,900株 東京都中央区日本橋二丁目3番4号 三菱U F J キャピタル7号投資事業有限責 任組合 4,600株
計(総売出株式)	—	1,210,700	1,743,408,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,440円）で算出した見込額であります。

4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

8. 当社は、株式会社S B I 証券に対し、上記売出数のうち取得金額20百万円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会(名称：カウリス従業員持株会)を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2024年 3月21日(木) 至 2024年 3月26日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び営業所	東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6 番21号 楽天証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目 4番地 松井証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2024年3月19日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。また、当該販売委託分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	238,600	343,584,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 238,600株
計(総売出株式)	—	238,600	343,584,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券は、大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエオープンとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,440円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（１）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2024年 3月21日(木) 至 2024年 3月26日(火)	100	未定 (注) 1.	株式会社SBI証券の本店 及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券及び大和証券株式会社を共同主幹事会社（以下、「共同主幹事会社」と総称する。）として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2. グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主である株式会社rhizome（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、株式会社SBI証券は、238,600株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、2024年4月25日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、株式会社SBI証券は、大和証券株式会社と協議の上、2024年3月28日から2024年4月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

株式会社SBI証券は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエアプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券は、大和証券株式会社と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である株式会社rhizome、売出人である造田 洋典、安藤 洋輔、大久保 久幸、関西電力送配電株式会社、眞武 信和、SU SHIH WEN、株式会社セブン銀行、上田 七生美及び小川 秀夫並びに当社株主（新株予約権者を含む。）である松村 亮太、山岡 玲、林 泰行、株式会社リヴァンプ、江原 友登、水野 皓介、福岡 省吾、納土 淳、Nagazine Jake、島田 美奈、Gardener Luke、田中 康平、増田 奈緒及び平世 将夫は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2024年9月23日までの期間（以下「ロックアップ期間①」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエアプションの対象となる当社普通株式を株式会社SBI証券が取得すること等は除く。）は行わない旨合意しております。

売出人である島津 敦好は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間①中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（株式会社日本政策金融公庫から買取る予定の第5回新株予約権及び第6回新株予約権並びにこれらの新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

当社株主であるSalesforce Ventures LLC、ソニーグループ株式会社、SMB Cベンチャーキャピタル5号投資事業有限責任組合及び三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2024年6月25日までの期間（以下「ロックアップ期間②」といい、ロックアップ期間①とあわせて以下、「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、株式会社SBI証券を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）は行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中①は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集及び株式分割等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	74,058	209,964	328,717	489,209	769,468
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△151,766	△131,953	△189,964	13,753	219,854
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△152,056	△132,244	△190,254	13,463	249,960
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	103,207	198,201	268,199	268,199	55,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	47,200	47,200	47,200	47,200	47,200
A種優先株式 (株)	2,106	2,106	2,106	2,106	2,106
B種優先株式 (株)	2,665	2,665	2,665	2,665	2,665
C種優先株式 (株)	—	2,934	5,096	5,096	5,096
純資産額 (千円)	△77,870	△20,129	△70,388	△56,925	191,285
総資産額 (千円)	176,409	429,370	368,845	481,510	718,300
1株当たり純資産額 (円)	△5,885.27	△8,687.05	△12,717.87	△124.33	△71.74
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△3,118.12	△2,897.76	△3,790.71	△2.07	39.37
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△44.1	△4.7	△19.1	△11.8	26.6
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	377.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	119,360	215,424
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△2,023	△2,560
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△2,500	△40,000
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	431,243	604,106
従業員数 (人)	12	22	31	31	31
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第4期、第5期及び第6期については、販売拡大に耐えうるシステムの構築を推進すると共に、営業、開発、管理部門を中心とした組織体制の整備を積極的に進めたことにより、サーバー費用及び人件費等が増加した結果、経常損失及び当期純損失を計上しております。
3. 1株当たり純資産額については、各期の純資産の部の合計額より各優先株式の払込金額を控除した金額を普通株式の期末発行済株式数で除して算定しております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、

期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第4期、第5期、第6期及び第7期については1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

7. 自己資本利益率については、第4期から第6期は当期純損失が計上されているため記載しておりません。また、第7期については、期中平均の自己資本がマイナスのため記載しておりません。
8. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
9. 第4期、第5期及び第6期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト・パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除く）は、年間の平均人員を（）外数で記載しております。
11. 第7期及び第8期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、第4期、第5期及び第6期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
12. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
13. 定款に基づき、2023年11月23日付でA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権に応じたことにより、すべてのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株に対し普通株式1株を交付しております。また、その後、2023年11月23日付で当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式をすべて消却しております。なお、当社は2023年11月24日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
14. 当社は、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）を算定しております。
15. 当社は、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第4期の期首に株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第4期、第5期及び第6期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
1株当たり純資産額 (円)	△58.85	△86.87	△127.18	△124.33	△71.74
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△） (円)	△31.18	△28.98	△37.91	△2.07	39.37
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
（うち1株当たり中間配当額）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

年月	概要
2015年12月	東京都新宿区に株式会社カウリス設立
2016年12月	法人向けクラウド型不正アクセス検知サービス「Fraud Alert（フロードアラート）」の提供を開始
2017年1月	本社を東京都千代田区に移転
2017年3月	ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)及び株式会社電通国際情報サービスを引受人として第三者割当増資を実施
2017年12月	ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)、株式会社電通国際情報サービス、株式会社セブン銀行及び株式会社リヴァンプを引受人として第三者割当増資を実施
2019年3月	関西電力株式会社（現 関西電力送配電株式会社）と共同で、金融と電力データを活用した分野で第一号となる「新技術等実証制度※」（いわゆる「規制のサンドボックス制度」）の認証を取得
2019年10月	関西電力株式会社（現 関西電力送配電株式会社）と業務提携契約を締結
2019年11月	Salesforce Ventures LLCを引受人として第三者割当増資を実施
2020年1月	関西電力株式会社（現 関西電力送配電株式会社）及び三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合を引受人として第三者割当増資を実施
2020年2月	SMBCベンチャーキャピタル5号投資事業有限責任組合を引受人として第三者割当増資を実施
2021年3月	関西電力株式会社（現 関西電力送配電株式会社）、北海道電力ネットワーク株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中国電力ネットワーク株式会社と業務提携契約を締結
2021年12月	一般社団法人キャッシュレス推進協議会が推進する不正利用関連情報確認データベース（CLUE）の構築に技術協力
2023年11月	規制のサンドボックス制度で実証実験を行った不正口座開設防止サービス及び新機能となる継続的顧客管理サービスを包括する「電力サービス」の概念実証を開始

※「新技術等実証制度」（いわゆる「規制のサンドボックス制度」）は、新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進することを目的に、生産性向上特別措置法（2018年6月6日施行）に基づき創設されたものであります。本制度は、参加者や期間を限定すること等により、既存の規制の適用を受けることなく、新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進する制度になります。

3【事業の内容】

当社は、「情報インフラを共創し、世界をより良くする」というミッションのもと、先端技術を活用した実用的なサービスを創り続け、犯罪のビッグデータをアルゴリズムと掛け合わせることで、SaaS型アルゴリズムサービスを提供する事業モデルを構築しております。具体的なサービスとして、法人向けクラウド型不正アクセス検知サービス「Fraud Alert（フロードアラート）」を提供しております。

当社のアプローチは、従来の不正検知サービスと大きく異なるのが、ミッションの中にある「共創」という点にあります。これまでは個社ごとにモニタリングし、検知するというアプローチが主流ですが、個社で解決するには時間もコストもかかることから顧客横断・業界横断でデータを流通させ日本全体の犯罪データをプラットフォーム化し国民の生命・財産を守ることを目指しています。

当社はマネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

「Fraud Alert」は、マネー・ローンダリング対策・サイバーセキュリティ対策等として、銀行、証券会社等の資金移動業、並びに、膨大な個人ユーザー（以下「エンドユーザー」。）を有する通信キャリア、ガス等のインフラ事業者、その他のサービス事業者（以下「顧客」。）に対して、サービス提供しております。顧客の利用シーンは、個人ユーザーが、顧客のウェブサイト（以下「顧客サイト」。）や、スマホアプリにエンドユーザーが訪問し、口座開設（アカウント開設）や、残高照会・送金などの取引を実施する際であり、このときに不正利用の可能性をモニタリングしております。具体的には、端末から取得される情報をFraud Alertのアルゴリズムで算出し、なりすましではないか、自社・他社において不正利用履歴がないか、などを算定し、法人顧客にリアルタイムでアラートを上げるサービスです。特に、資金移動業社においては、個社ごとに、自社に還流するキャッシュが正当なものかどうかを判断する要素が限られるため、送金元における利用履歴を活用することで判定精度を向上させたい、というニーズから本サービスは生まれております。キャッシュは流通するため、個社で、検知しにくいマネー・ローンダリングを、顧客横断・業界横断でデータ流通させ、早期検知・不正予防する点が提供価値となっております。

IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が2023年2月に公表した2022年度情報セキュリティの脅威に対する意識調査（注1）によると、パスワードの使い回しのパソコン利用者が約4割、スマートフォン利用者では約5割に上る中、不正アクセスの手口は巧妙化し情報漏えいが増加しています。それに比例し、不正に取得したアカウント情報を利用したなりすましやアカウントの乗っ取りなど、本人以外による不正なログイン・アクセスが増加しています。特にフィッシングによる被害件数は2022年から2023年にかけて4.5倍超に増加（注2）し、オンラインの不正利用や、様々な詐欺が国民生活に身近なものとなっております。

（注1）出典：IPA（独立行政法人情報処理推進機構）「2022年度情報セキュリティに対する意識調査 [倫理編] [脅威編]」報告書（2023年2月16日公表）

<https://www.ipa.go.jp/security/reports/economics/ishiki2022.html>

（注2）出典：警察庁「フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について（注意喚起）」（2023年12月25日公表）

https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/pdf/20231225_press.pdf

当社の利用実績として、2023年8月は月間約4億件のログインのモニタリングを行っており、そのうち約0.3-0.7%のアクセスは本人らしさが低いものとして検知しております。例えば、ロケーション情報の異なるアクセス（例：東京からログインがあった1分後に大阪から同じアカウント情報を使ったアクセス）や、1つの端末に5つ以上の口座が紐づくアクセス（例：同じパソコンで5つ以上の口座のインターネットバンキングにアクセス）、並びにFraud Alertにブラックリストとして登録されている端末情報（顧客が危険と判断し、Fraud Alertのブラックリストデータベースに登録した端末情報）からのアクセスなどです。また、警視庁・各県警から、当社顧客に凍結依頼があった銀行口座に紐づく端末情報をブラックリストデータベース登録も行っておりますが、総務省、警察庁及び経済産業省の調査（注3）によると、2022年の不正アクセス行為の認知件数は2,200件あり、そのうち約半数がインターネットバンキングでの不正送金等につながっております。ログインの際に、不正なエンドユーザーを検知し水際で防ぐ対策が求められています。

（注3）出典：総務省、警察庁、及び経済産業省「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」第10条第1項の規定に基づき、不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況（2023年3月16日公表）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000868634.pdf

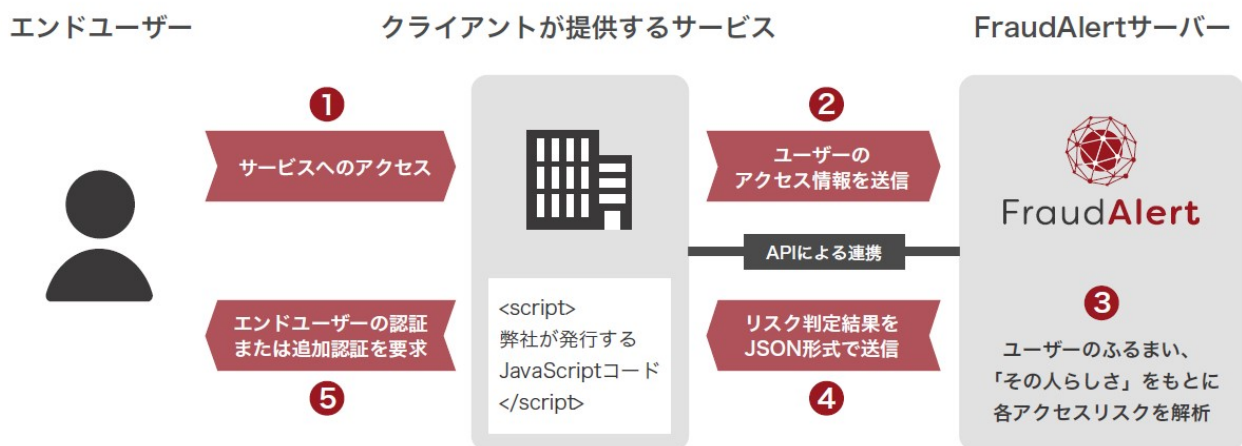
「Fraud Alert」はインターネットバンキングなどの各種サービスにおけるWEBサイトに、JavaScriptのコードを数行埋

め込むことでアクセス解析されたデータを取得し、解析結果を元にした追加認証やメール通知など、ログイン後の挙動をカスタマイズできるサービスになります。

これによって、通常のID・パスワード認証に加え、エンドユーザーの個人情報を用いず、端末から取得するエンドユーザーの各種パラメータ（IPアドレス、端末情報、OS、ログイン場所、時間、アクセス履歴、ページ内遷移など約250項目）からエンドユーザーの行動履歴をデータベース化し、ログインやアクセスが本人のものかを独自の検知アルゴリズムでリアルタイムにアクセス解析を実施し、「本人らしさ」を判定します。不正が疑われるログイン試行や不正アクセスを未然に検知してサイバー犯罪者が本人なりすましにより不正アクセスすることを未然に防止するものと考えております。

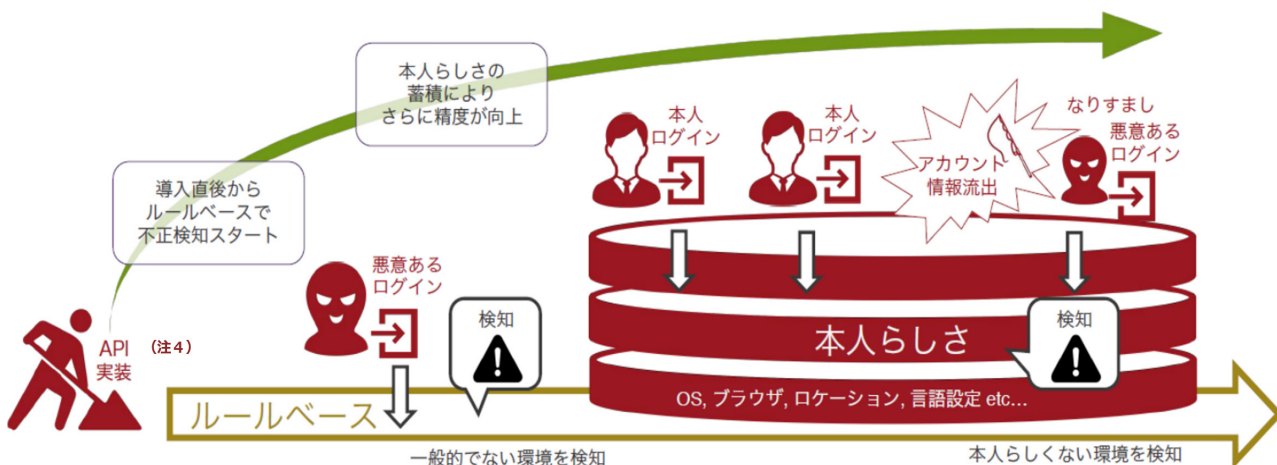
「Fraud Alert」はWebブラウザ、Mobileブラウザ、スマートフォンアプリに対応しており、同一口座がどの端末からログインしているのかを検知し、端末レベル、口座レベル、IPアドレスレベルで、不正利用の検知が可能であり、さらに顧客間で、悪意のあるアクセス、過去に他社で不正利用に使われた端末を捕捉することが可能となります。

Security as a Service (SECaaS) 型サービス提供



クラウド型不正アクセス検知

本人らしい振る舞いを蓄積・計算し、リアルタイムに返却



(注4) APIとは、Application Programming Interfaceの省略表記で、アプリケーションの機能やデータ等を他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様・仕組みのこと。

また、ユーザーのID・パスワードの使い回しが依然として見受けられている今、ID・パスワードによる認証だけでは安全なセキュリティが確保できません。他社から漏えいしたアカウント情報により、なりすましやアカウントの乗っ取り被害が及ぶことも十分に考えられます。一方で、毎回二要素・多要素認証により認証を行うことは、高いセキュリティを確保できるものの、エンドユーザーへの負荷が大きく利用してもらえなくなる可能性もあります。さらに認証ごとにコスト

がかかる場合、サービスの成長と共に運用コストが膨らむ結果になります。当社は、エンドユーザーの行動パターンや位置情報などを元に、何らかのリスクがあると判断された場合にのみ追加認証を要求する「リスクベース認証」に注目しており、「Fraud Alert」では、上記のエンドユーザーのアクセス環境から”本人らしさ”を判定し、不正アクセスのリスクを検知致しますので、このリスクのある場合にだけ顧客側から追加認証を発動させるため、エンドユーザーに負荷をかけずに顧客はサービスを提供できます。さらに、二要素認証などと組み合わせることでコストの削減に寄与すると考えております。



また、毎日処理する不正検知データから当社独自の「ホワイトリスト（正しい本人が利用していると特定された端末やアカウント）」、「ブラックリスト（不審者データベース）」が作成され、当社の顧客ネットワーク全体でブラックリストを共有（注5）することにより業界全体で不正アクセスを防ぐことを実現しています。例えばクラウド上の共通ロジックでなりすましリスクを検知し、攻撃者情報をブラックリスト化して顧客間で共有することが可能となり、マネー・ローンダリング口座の検知をするなどに活用されています。導入時の必要コスト（サーバー設置費用、システム改修費用等）が抑えられる点や、サービス開始までの導入に要する時間が短期間（JavaScriptコード埋込型の場合1ヶ月程度、API連携型の場合は顧客都合による）であること、不正ユーザー情報の蓄積データベースへの共有APIが当社の強みとして挙げられます。

クラウド型でリスクベース認証を提供する類似サービスは導入コストが高く、導入後に専属のコンサルタントによるチューニングが必要となります。一方、「Fraud Alert」は、都度改定される金融庁のガイドラインへの対応や、顧客企業との情報連携を通じた不正利用者の端末傾向を分析した上で検知ルールをチューニングしており、顧客企業のモニタリングの負担を軽減できるのも特徴となっております。

当社のビジネスモデルは利用者のインプレッション数（注6）、ユニークユーザー数（注7）を基に契約金額を決定するモデルとなっております。また、コンサルティング契約に基づく、他社事例紹介やモニタリングルール改善等のコンサルティングサービスを行っております。

（注5）ブラックリストの内容は個人情報保護法に基づく「個人関連情報」となっております。

（注6）総アクセスカウント数を意味します。

(注7) 決まった集計期間内にウェブサイトへ訪問したユーザーの数を意味します。

そのほか、顧客企業のフィッシングサイトを検知・通知するサービスや、電力会社が保有する電力契約の世帯ごとの個別性等、エンドユーザーの住所や消費電力等の電力設備情報を利用して、なりすましによる不正口座の開設を未然に防ぐサービス等も手掛けております。



- ・ **ログイン** 最大約250種類のパラメータをもとに不審なアクセスをスコアリング
- ・ **口座開設** 最大約250種類のパラメータをもとに不審な口座開設を検知
- ・ **画面遷移** ボットならびに不審な画面遷移を検知
- ・ **送金検知** 不正送金疑いのある送金を検知
- ・ **フィッシングサイト検知** フィッシングサイトの立ち上がり誘導された方の早期検知
- ・ **電力連携** 電力会社の保有する電力設備情報を利用した虚偽口座開設検知
- ・ **コンサルティング** 業種に沿ったセキュリティコンサルならびに定期的なルール改善提案・機械学習解析

- ・具体的な製・商品またはサービスの特徴

Fraud Alertは以下3つのサービスから構成されております。

(1) Fraud Alertログイン検知サービス

Fraud Alertログイン検知サービスは、エンドユーザーのアクセス環境から「本人らしさ」を判定します。その判定結果に基づき、不正アクセスのリスクを検知し、リスクのある場合にだけ顧客側から追加認証を発動させるため、エンドユーザーに負荷をかけずにサービスを提供することが可能となっております。

(2) Fraud Alert入出金検知サービス

Fraud Alert入出金検知サービスは、主に国内の金融機関を顧客として、振込ルール（仕向元口座・仕向先口座における振込金額や回数など）や各種パラメータ（端末情報、エンドユーザー情報、IPアドレスなど）、その他ルール（初回振込・振込時間帯など）を組み合わせて、ルールベースでの不正な入出金のモニタリングを行い、危険度が高いと判定されたアクセスの場合には、リアルタイムで振込中止や追加認証の制限をかけることが可能となっております。

(3) Fraud Alert新規口座開設検知サービス

Fraud Alert新規口座開設検知サービスは、主に国内の金融機関を顧客として、金融機関が受付した口座開設申請等に対し、当社が持つ不正アクセス検知技術に加え、電力会社が保有する電力設備情報の一部を組み合わせることにより、より確度の高い、なりすましの可能性に関するリスク情報を金融機関等に提供することができます。

また、以下4つの特徴があります。

(1) 月間数億件のモニタリング

不正利用と特定された利用ユーザーの端末情報を集め、顧客間でブラックリストを共有するデータベースを構築しております。国内の金融機関等である顧客間で、不正利用端末のログイン履歴から、マネー・ローンダリングの入出金の流れのトラッキングを行っています。ログインに加えて、口座開設もモニタリングしており、不正利用に用いられた端末での口座開設、クレジットカード入会の抑止にも寄与しています。なりすましによる被害に加えて、これまで、架空名義の口座開設、口座の転売、マネー・ローンダリングのトンネル口座を検知する実績があります。

(2) モニタリング運用支援のコンサルティングサービス（平均価格50万円～）

当社がこれまでに培ってきたモニタリング運用支援実績をもとに、当社に集まる不正利用者の手口情報の分析や対応ノウハウを顧客企業に提供しております。業種に沿ったセキュリティコンサルティング、並びに定期的なモニタリングルール改善提案を行うことで、顧客企業が口座凍結等の最終的な判断を行うための材料となるモニタリング結果の精度の向上をご支援させていただいております。

(3) 業界ごとのガイドラインに準拠した導入実績

金融機関（銀行、証券会社など）、クレジットカード事業者、暗号資産業者、通信・ガス等のインフラ事業者などの業態に使われています。特に、売上比率の高い金融機関である顧客間では下記のガイドラインに立脚したモニタリングを実施しております。

業界ごとのガイドライン

銀行・暗号資産業者	全国銀行協会が示した「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」の中で挙げられた「不正検知としてのモニタリング」に対応する他、リスク評価やFATF（金融活動作業部会）（注）対応、犯罪による収益の移転防止に関する法律にて規定される「疑わしい取引の届出」にも、活用可能。オンラインでの不正送金、ATMからの不正出金など、銀行を狙った攻撃を予防。 （注）FATF（金融活動作業部会）：マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策の国際基準（FATF勧告）を策定し、その履行状況について相互審査を行う多国間の枠組み。1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された。現在、G7を含む37カ国・2地域機関が加盟しており、その他9つのFATF型地域体を加えると、FATF勧告は、世界205の国・地域に適用されている。
証券会社	日本証券業協会が示した「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」の中で挙げられた不正アクセスに対するモニタリング。不正出金などを予防。

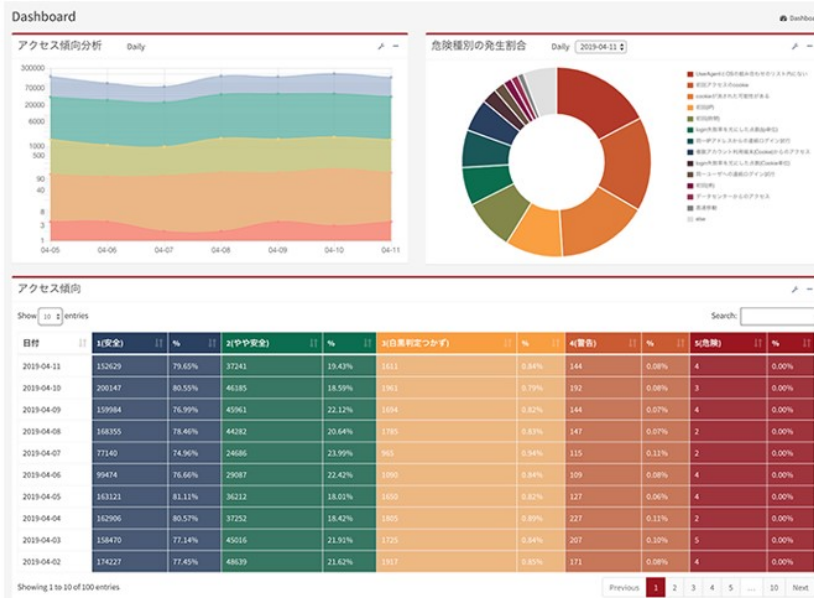
クレジットカード事業者

一般社団法人日本クレジット協会が示した「資金決済業者等とクレジットカードとの連携に係る本人認証等セキュリティガイドライン」の中で挙げられた「不正検知のモニタリング」に対応する。不正ログインによるポイントの不正使用、個人情報漏洩からエンドユーザーを守る。

(4) 不正アクセス状況が分かりやすく可視化された管理画面

不正アクセスと推測される数とその推測理由をグラフで表示します。デイリーでの5段階（安全～危険）アクセスの傾向グラフ、危険種別のアクセスの発生割合グラフ等があります。

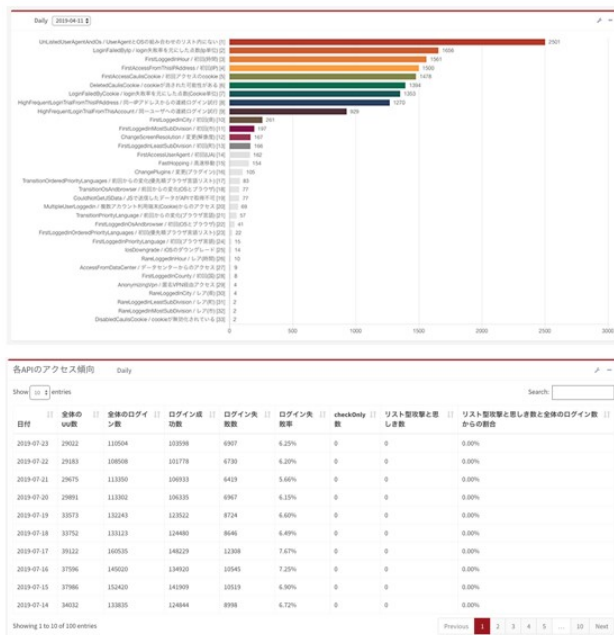
5段階評価
(安全～危険)
の傾向グラフ



危険種別の
発生割合

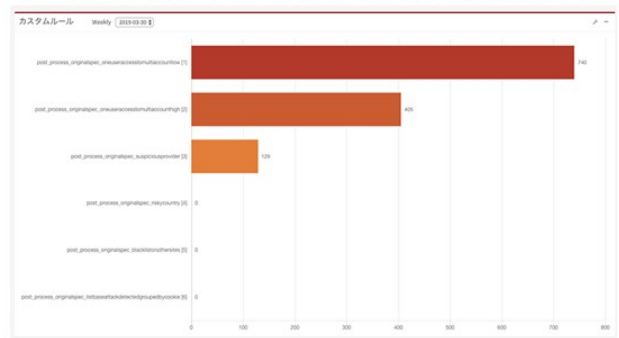
5段階評価
(安全～危険)
の実数値

また、オプションサービスになりますが、コンサルティングオプションという契約を締結の顧客企業に対しては、顧客企業が独自に作成する不正アクセス検知ルールのカスタマイズが可能であり、カスタマイズしたルールに関するレポートも表示可能です。



危険種別の発生件数

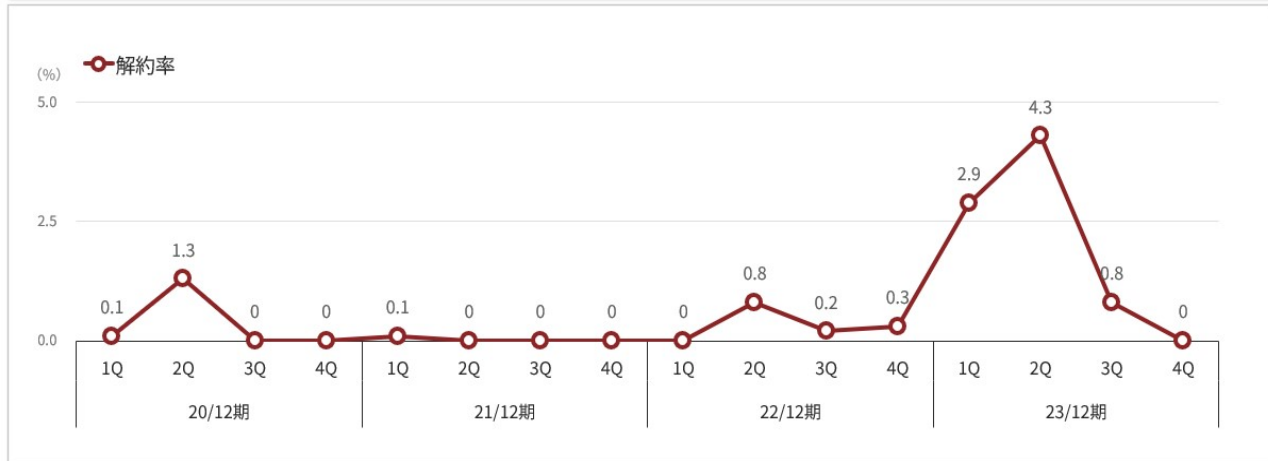
カスタマイズルールの該当件数
(コンサルティングオプションをご契約のお客様)



アクセス数/ログイン失敗率

当社サービスのチャーンレート（サービスにおける解約率を表す指標）は以下の通りです。

グロスレベニューチャーンレート※



※グロスレベニューチャーンレートは、「月中に解約及びダウンセルとなったサブスクリプション額÷前月末時点でのMRR」の対象期間の平均
※ 20年12月期及び23年12月期は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領していません

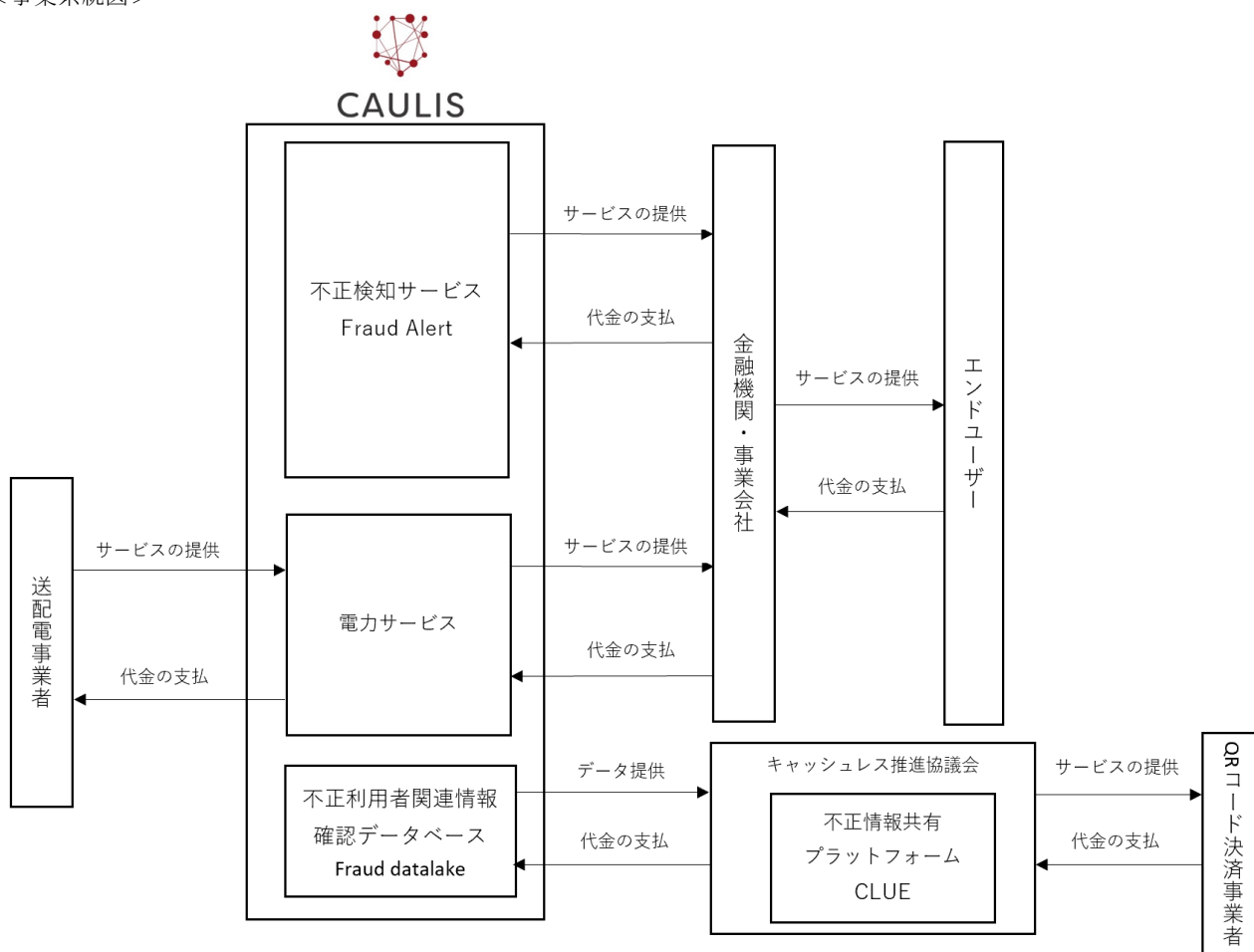
当社が認識する成長戦略は、MRRを拡大するための不正アクセス検知モニタリングを行うチャネル（※1）の拡大及び設置面（※2）数の増加であります。

また、当社が属するマネー・ローンダリング対策市場の2023年時点の潜在市場規模は、約2,766億円と推計しております（※3）

- ※1 「チャネル」とはFraud Alertにてモニタリングを行うインターネット及びアプリ上のそれぞれ個人口座と法人口座をいう。
- ※2 「設置面」とはFraud Alertにてモニタリングを行うインターネット及びアプリ上のログインページ、送金ページ、口座開設の画面をいう。
- ※3 ①対象顧客を金融機関1,250社、設置面をログイン、チャネルをインターネット（個人口座に限る）とするFraud Alertの市場規模を約186億円（※4）、②対象顧客を金融機関1,250社、設置面をログイン・口座開設・送金、チャネルをインターネット及びアプリ（個人口座に限る。）（ただし①の範囲を除く。）とするFraud Alertの市場規模を約930億円（※5）、③対象顧客を金融機関1,250社、設置面をログイン・口座開設・送金、チャネルをインターネット及びアプリ（法人口座に限る。）とするFraud Alertの市場規模を約1,116億円（※6）、④対象顧客をクレジットカード会社358社及びECサイト455万店とするFraud Alertの市場規模を約534億円（※7）（※8）とする市場規模の合計額（※9）。
- ※4 対象顧客として金融機関合計1,250社（銀行122行、証券会社112社（国内合計271社であるところオンラインサービス提供を行っているのは約半分と推定し当社算出。）、信用金庫・信用組合397社、その他金融619社）（2021年1月末時点。日本金融通信社の金融機関計数から引用。）（以下注5及び6において同じ。）を想定し、対象顧客が個人口座のインターネットのログイン時のモニタリングでFraud Alertを導入した場合の売上高の当社推計。MRR124万円（2024年1月期の当社対象顧客のインターネットのログイン時のモニタリングMRR平均値）（以下注5及び6において同じ。）として当社算出。
- ※5 対象顧客として金融機関合計1,250社を想定し、対象顧客が個人口座のインターネット・アプリの口座開設時、ログイン時及び送金時のモニタリング（ただし注4の範囲を除く。）でFraud Alertを導入した場合の売上高の当社推計。MRR124万円として当社算出。
- ※6 対象顧客として金融機関合計1,250社を想定し、対象顧客が法人口座のインターネット・アプリの口座開設時、ログイン時及び送金時のモニタリングでFraud Alertを導入した場合の売上高の当社推計。MRR124万円として当社算出。
- ※7 対象顧客としてクレジットカード会社358社（2005年12月時点。経済産業省（「クレジットカード業の概況」平成17年12月時点）から引用。）を想定し、対象顧客がFraud Alertを導入した場合の売上高の当社推計。MRR226万円（2023年12月期の当社対象顧客のMRR平均値）として当社算出。
- ※8 対象顧客としてECサイト約455万社（2023年12月25日時点。エンパワーショップ株式会社「[2023年最新版] 国内のECサイト・ネットショップの総稼働店舗数」から引用。）を想定。ECサイトによるFraud Alertの導入は、セキュリティ投資金額が上限となり、また、セキュリティ投資金額の上限は不正利用被害額が上限となると仮定し、不正利用被害額約437億円（経済産業省「クレジットカードの不正利用や支払遅延から身を守るために」引用、2022年12月時点、2023年10月公表。）を、Fraud Alertの市場規模と推計。
- ※9 当該推計値は、当社が合理的と考える一定の仮定・前提を置いて試算した数値である。当社が推計した市場規模における位置付けが誤っていた場合、当社グループは市場機会についての判断を誤り、誤った戦略を策定し、または内部のリソースの分配を誤る可能性があり、その結果当社グループの事業及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性がある。したがって、これらの数値が当社グループの事業や成長に関する見通

しを表しているものとして過度に依拠することはできない。加えて、当社は数値の推計にあたって当社独自の定義を用いているため、これらの数値は他社の類似の指標と比較することはできず、そのような比較の結果に依拠することもできない。

<事業系統図>



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
43（1）	37.6	2.7	6,827,056

事業部門	従業員数（人）
営業部	13（1）
開発部	18（-）
海外・技術研究部	3（-）
バックオフィス	9（-）
合計	43（1）

- （注） 1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト・パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除く）は、最近1年間の平均人員を（）外数で記載しております。
- 2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3．当社の事業セグメントは、マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1)経営方針

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）が制定されるなど国家戦略を背景に急激なデジタル化が進み、またインターネットサービスの利活用やデータ活用がコロナ禍でそのスピードが加速され国民生活におけるデジタル化や企業活動におけるデジタル・トランスフォーメーション、公的分野におけるデジタル化と更にその領域は拡大しております。一方サイバー攻撃の増加等を背景に、特殊詐欺やクレジットカードの不正利用被害は増加傾向にあり社会経済活動に多大な影響を及ぼしています。当社は、「情報インフラを共創し、世界をより良くする」というミッションのもと誰もが安心・安全なデジタル社会での利益を享受できる情報インフラ構築を目指すことで企業価値の最大化を図ります。

(2)経営上の目標の達成状況を判断するための指標

当社は、売上高の継続的かつ累積的な増加を実現するため、当社の主力製品である「Fraud Alert」の月次経常収益（MRR）（注1）を重要指標としております。詳細につきましては、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 ④経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」をご参照ください。

（注1）MRR：Monthly Recurring Revenueの略称。MRRは対象月末時点における継続課金となる契約に基づく当月分の料金の合計額。

(3)経営環境及び中長期的な経営戦略

当社が提供するFraud Alertは、大別して情報セキュリティの観点、マネー・ローンダリング対策の観点で導入促進が見込まれるものと考えております。情報セキュリティの観点では、インターネットサービスの利活用の普及及びこれに伴う技術革新が当社の業績に大きく影響します。インターネットサービス利活用のひとつであるキャッシュレス決済比率の推移（注2）は下図表1のとおりであり、クレジットカードを中心に電子マネーやコード決済など多種多様な決済方法が増え、キャッシュレス決済を通じた決済比率の伸びは顕著であり、キャッシュレス決済の拡大に伴う不正被害が増加傾向にあります（図表2参照、注3）。

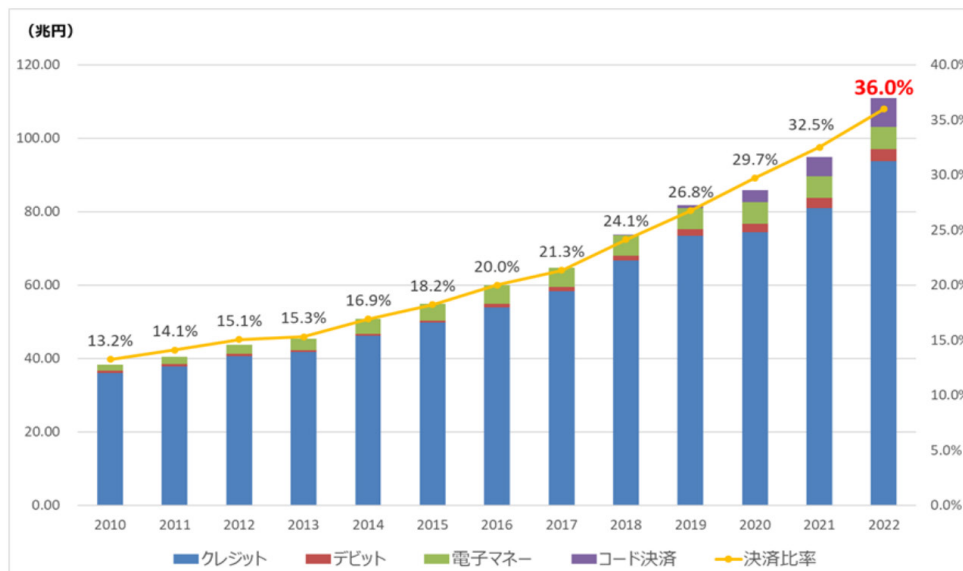
マネー・ローンダリング対策に関する事業は、日本市場では2022年に約2兆円（注4）、世界市場においては2020年～2027年の予測期間において年間平均成長率15.6%以上の健全な成長率で成長する市場と見込まれています。（注5）

図表1 キャッシュレス決済比率の推移

1. 算出結果概要

2022年のキャッシュレス決済比率は堅調に上昇し、36.0%（111兆円）となりました。その内訳は、クレジットカードが30.4%（93.8兆円）、デビットカードが1.0%（3.2兆円）、電子マネーが2.0%（6.1兆円）、コード決済が2.6%（7.9兆円）でした。

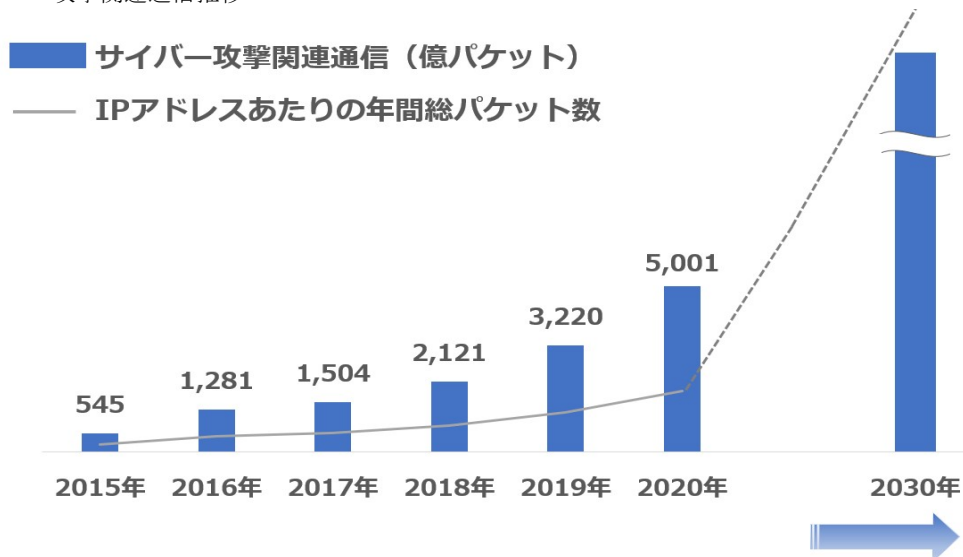
我が国のキャッシュレス決済額及び比率の推移（2022年）



キャッシュレス決済額及び比率の内訳の推移

(兆円)	暦年	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
①クレジット	決済額	53.9	58.4	66.7	73.4	74.5	81.0	93.8
	比率	18.0%	19.2%	21.9%	24.0%	25.8%	27.7%	30.4%
②デビット	決済額	0.9	1.1	1.3	1.7	2.2	2.7	3.2
	比率	0.3%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.9%	1.0%
③電子マネー	決済額	5.1	5.2	5.5	5.8	6.0	6.0	6.1
	比率	1.7%	1.7%	1.8%	1.9%	2.1%	2.0%	2.0%
④コード決済	決済額	-	-	0.2	1.0	3.2	5.3	7.9
	比率	-	-	0.1%	0.3%	1.1%	1.8%	2.6%
キャッシュレス合計 (①+②+③+④)	決済額	60.0	64.7	73.5	81.9	85.8	95.0	111.0
	比率	20.0%	21.3%	24.1%	26.8%	29.7%	32.5%	36.0%
民間最終消費支出	額	299.9	303.3	305.2	305.8	288.6	292.0	308.5

図表2 サイバー攻撃関連通信推移



- (注2) 出典：経済産業省 2022年のキャッシュレス決済比率（2023年4月6日公表）
<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230406002/20230406002.html>
- (注3) 出典：国立研究開発法人情報通信研究機構 サイバーセキュリティ研究所「NICTER観測レポート2020」（2021年2月16日公表）より当社作成
- (注4) 出典：LexisNexis「『金融犯罪コンプライアンスの真のコスト』調査レポート」から引用
<https://risk.lexisnexis.co.jp/insights-resources/research/true-cost-of-financial-crime-compliance-study-apac>
- (注5) 出典：Report Ocean 「Global Anti Money Laundering Market Size study」（2022年1月22日公表）
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000004911.000067400.html>

当社の提供価値は、インターネットサービスの不正利用抑止と金融機関向けにマネー・ローンダリング口座の抽出の3点があります。両者それぞれに外的要因があり、これにより獲得可能な市場規模が拡大することで高い成長率を継続できるように努めてまいります。

①インターネットサービスの不正利用抑止

2022年の日本国内のBtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模は、22.7兆円に拡大しています。（注6）また、クレジットカードの不正利用額が約437億円（注7）となり、その約0.2%の購入は不正購入となっています。

政府は2025年6月までにキャッシュレス決済比率を4割程度とすることを目指すこととし、キャッシュレス決済を推進していますが、一方、サイバー攻撃等のセキュリティリスクは年々高まり、実際に不正利用被害額も増加しています。このような中、クレジットカード・セキュリティガイドライン[4.0版]が改訂され（注8）、規制が強化されました。従来、Eコマース事業者、クレジットカード事業者において抑制されていたセキュリティ対策投資額が、規制強化により事業継続に必要な予算となることで、市場規模は拡大し当社のサービスにより安心・安全を提供することで高い成長率を継続できると予想しております。

②金融機関向けにマネー・ローンダリング口座の抽出

2019年にFATF（金融活動作業部会）の対日監査が金融機関に入りましたが、結果的に我が国は重点フォローアップ国に選別され、金融機関等へはマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画が示されております（注9）。このうち「金融機関等による継続的顧客管理の完全実施」における「取引モニタリングの強化」は当社のFraud Alertのサービスを通じて個人及び法人のマネー・ローンダリング口座を抽出し日本のマネー・ローンダリング資金供与対策を一層向上させることを目指します。また、2028年にFATF（金融活動作業部会）第5次審査が実施される予定であることから中長期に市場規模が拡大していくことを予想しております。

③サイバー空間の防護について

ロシアとウクライナ紛争の影響により経済安全保障推進が大きく打ち出され、国防費用を倍増する方針と、インフラ産業である12業種（金融、クレジットカードなどを含む）に対して、経済安全保障推進法が施行予定（注10）であります。その中では、サイバー攻撃があった場合でも、継続したサービス提供ができる体制作りや攻撃を検知するような体制作り等が含まれており、当社が立脚するサイバーセキュリティへの投資が国策として推奨されることも市場規模の拡大要因たり得ると予想しています。

- (注6) 出典：経済産業省 令和4年度電子商取引に関する市場調査の結果報告書（2023年8月31日公表）

<https://www.meti.go.jp/press/2023/08/20230831002/20230831002.html>

- (注7) 出典：経済産業省「クレジットカード不正利用や債務から身を守るために」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/2304shohisyakyoikusiryo.pdf>

- (注8) 出典：クレジット取引セキュリティ対策協議会（事務局 一般社団法人日本クレジット協会）「クレジットカード・セキュリティガイドライン[4.0版]<公表版>」

<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230315001/20230315001.html>

- (注9) 出典：金融庁 第1回金融審議会資金決済ワーキング・グループ 配付資料3（事務局説明資料）（2021年10月13日開催）

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/shikinkessai_wg/shiryoku/20211013/siryoku3.pdf

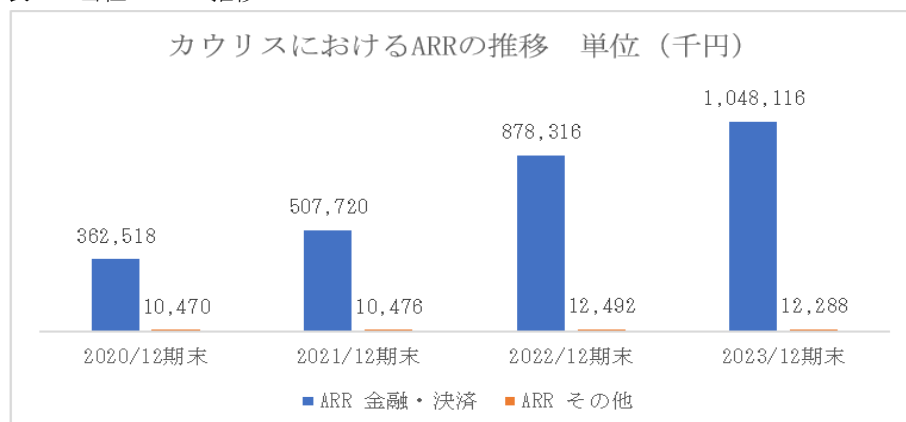
- (注10) 出典：内閣官房 経済安全保障 https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/index.html

このような最近の業界動向及び事業環境の変化を踏まえ、当社では、本書「事業の内容」について営業体制の構築を進めてまいりました。また、このような背景から弊社が商談を始めてから実際に弊社サービスを導入いただくまでの期間は短縮傾向にあり、2018年から2022年の5年間でFraud Alertの導入期間は約16ヶ月短縮できました。この結

果、重要な経営管理指標であるMRRを12倍とした年間経常収益（ARR）（注11）は、下表にあるように堅調に推移していることから2023年12月期は10億円、2024年12月期は13億円となる見通しです。

（注11）ARR：Annual Recurring Revenueの略称。該当月のMRRを12倍して算出。

表3 当社のARRの推移



（注）ARR：Annual Recurring Revenueの略称。該当月のMRRを12倍して算出。

表4 当社のMRRの推移

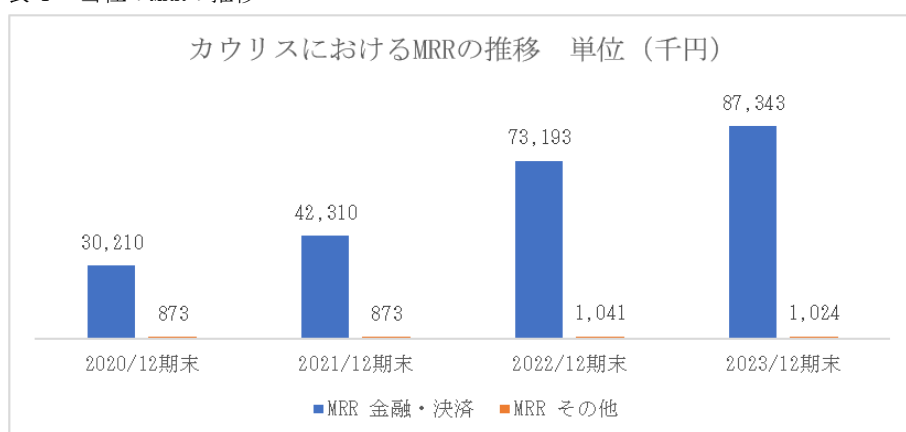
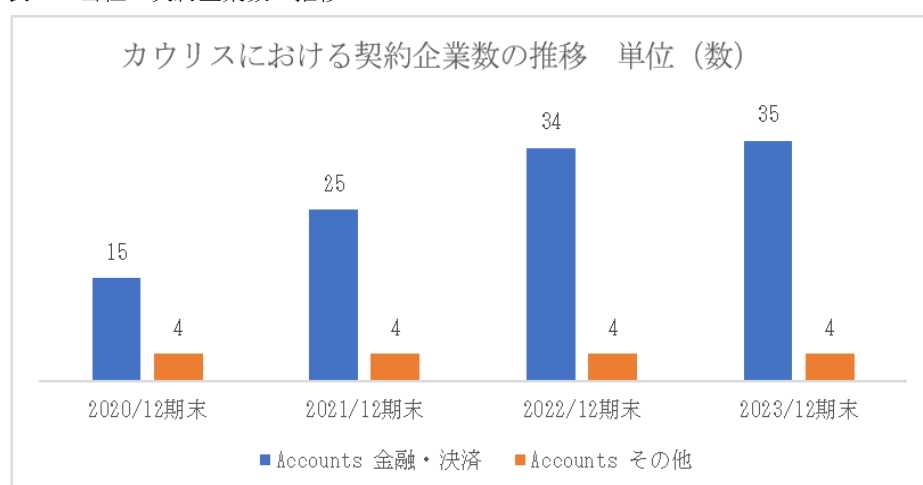


表5 当社の契約企業数の推移



当社は、引き続き研究開発、Fraud Alertに関する開発とサービス開発を含めた営業体制の強化・構築を重点課題と位置づけ、持続的な成長を維持できるよう推進してまいります。

今後の具体的な取り組み

主力サービスであるFraud Alertを中核とした更なる成長

急激なデジタル化によるインターネットサービスの拡大におけるセキュリティ市場の継続的成長及びキャッシュレス決済における不正利用被害の増加並びに法規制等の不正対策に対する社会的要請の高まり、加えてマネー・ローンダリングに関する市場は国際的な規制の要請から成長拡大する事業環境と捉えております。このような中、主力サービスであるFraud Alertを中核としたサービスを開発し、差別化要因を意識した同業他社に対して競争優位なポジションを形成することで事業推進してまいります。

当社の優位性、差別化の特徴は3点あります。

(i)顧客基盤

セキュリティ投資額が大きい業界である金融機関を顧客セグメントとしている点が特徴であります。すでに、メガバンク、ネット系銀行、地方銀行の約20行と、大手証券会社をはじめ証券会社約10社、また、クレジットカード事業者数社との取引があり、1契約あたりのMRR(Monthly Recurring Revenue)は2023年12月時点で2,265千円となっております。メガバンク等の金融機関リーディングカンパニーが外部クラウドサービスの利用を開始し始める黎明期に当社が参入できたことが奏功いたしました。今後は中堅以下の地方銀行及び証券会社への導入にも注力する予定です。金融機関は社内オペレーション上、サービス導入を容易にリプレイスすることは極めて難しく、後発参入社が当社既存顧客をリプレイスするには相当の時間を要することになります。その間に、さらに顧客にとって、簡易な業務オペレーションとなるようサービス開発を進めることによって、スイッチングコストを高められると考えております。また、他のセキュリティベンダーと異なる点に代理店を介さず、直接顧客と取引している点も差別化要因と捉えております。顧客と直接コミュニケーションを取ることで、市場ニーズをダイレクトにサービス改善に繋げていることも、スイッチングコストを高める要因となっております。また、スイッチングコストが高まることで解約率の低さにつながっております。

(ii)ネットワークの外部性

当社サービスの差別化要因としては、当社の顧客が提供するサービスの利用者（以下、エンドユーザーという。）に関するアクセス情報の取得及び不正エンドユーザーに関する顧客間の情報共有を前提としたビジネスモデルとなっていることであります。

当社が取得するエンドユーザーのアクセス情報は、原則として顧客において予め暗号化されており、当社は特定の個人を識別することはできないため当社の個人情報には該当しないものの、顧客においては個人情報に該当するため、顧客側で個人データの第三者提供に関し個人情報保護法が適用されます。

個人情報保護法上の当社ビジネスの建付けは、顧客が犯罪収益移転防止法の特定事業者該当する場合は、犯罪収益移転防止法第4条に定める取引時確認等への対応に該当、また第8条「疑わしい取引の届出等」にも該当すると警察庁に確認済みであり、個人情報保護法第27条第1項第1号「法令に基づく場合」が適用され、顧客がエンドユーザーの同意を得ずに個人データを第三者に提供することが可能となっております。また、特定事業者該当しない顧客については、顧客に対し個人データの第三者提供に関する本人同意の取得等の確認を行っております。

以上の整理により、当社は顧客企業から受領したデータを顧客企業間で相互に共有するビジネスモデルを確立してまいりました。

従来のAI(Artificial Intelligenceの略称。人工知能。)のように、委託で情報を預かる場合、個社ごとの部分最適になりますが、当社は同じデータベースを各顧客間で共有するという第三者提供型のビジネスモデルであるため、顧客が増えれば増えるほど、不正利用者の情報が集まり他社の情報が共有されることで不正利用者の検知率が上がり、既存顧客に対する不正利用が減少する構造となっております。その結果、職種特化型のSaaS企業のように広告宣伝費を投下することなく、顧客が顧客のグループ内、もしくは懸念にしている同業者に対し、当社サービスの紹介や営業支援を行っていただくことにより、更なる顧客基盤の構築につながっております。それにより変動費率が低い収益構造となっております。

(iii)ガバメントリレーションシップを通じたサービス開発

当社は2018年にJ Startupに選考されて以降、金融庁、経済産業省、警察庁、個人情報保護委員会などとのリレーションを構築し、サービス開発をしている点が他のセキュリティ企業と大きく異なります。これまでに2019年に新技術等実証制度(通称規制のサンドボックス制度)により、電力会社の保有する情報アセットを活用した不正検知サービスのリリースを実現しています。これは従来の個人情報保護法や電力事業者法で禁止されている電力会社の情報アセットの活用を認可いただいたもの(注12)であり、政府とのリレーションがあつてこそ、実現しているサービスであります。また第二弾として、キャッシュレス推進協議会における、QRコード決済事業者間での不正利用者情報共有プラットフォームCLUEは当社が手掛けており、継続的に政府との協議により、国益である国民の資産の毀損を抑止するサービスを展開する予定であります。

(注12) 出典：内閣官房 規制のサンドボックス制度認定プロジェクト（なりすましによる不正な口座開設の防止に関する実証 株式会社カウリス、関西電力株式会社 認定日2019年3月6日）
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/s-portal/regulatorysandbox.html>

(4) 優先的に対処すべき事業上および財務上の対処すべき課題

当社で認識している優先的に対処すべき事業上の課題は以下のとおりです。なお、当社の収益構造の特徴として、フロー型収益とストック型の収益の両方を得ております。現状大部分がFraud Alert利用料等のストック型の収益であり、安定的な経営に寄与しております。また、フロー型収益は、Fraud Alertの初期導入にかかる売上や実証実験契約によるもの等であります。

また、当社は金融機関と1億円の当座貸越契約を締結しており、急な資金需要にも耐えられる体制を構築しているため、当社としては現状財務体質に重要な課題は無いと考えており、財務上の課題は記載しておりません。

(a) 製品の強化について

当社が属するマネー・ローンダリング対策の分野は、日々発生する新たな脅威や技術革新等による環境変化に伴い、ニーズが変化しやすい特徴があり、新たな脅威に対する対策が求められます。当社では、顧客満足度を継続的に高めていくために、今後もマネー・ローンダリング対策に関する新たな技術開発に取り組み、顧客の声を広く収集しその要望と仕様を入念に吟味しながら各機能及びユーザビリティの向上した実効性のある製品をリリースしてまいります。

(b) 組織体制の整備

上場に向けた社内体制の構築への課題としては、主に管理層の人員不足及び開発体制の更なる充実という二点が挙げられます。当社が問題を解決するにあたり、各部門長に横断的な協力を仰ぎ、組織体制を整備しながら、適宜採用による人員獲得及び権限の委譲などを通じ、健全な組織作りに注力してまいります。

(c) 人材の採用・育成について

当社の属するマネー・ローンダリング対策業界では、専門知識を有する人材の不足が共通課題とされております。今後、当社の業容が拡大する一方で、十分な人材を確保できない場合には、サービス提供の遅れや生産性の低下等により、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、社内人材については、中途採用を中心に即戦力として活用できる技術経験者を採用し、採用後は、当社の教育講座を無償で受講する等により専門知識の向上を図るとともに、職場環境の整備やモチベーション向上等に注力することで、人材流出を防ぎ、ノウハウや経験の社内蓄積に努めております。

(d) 新規事業の立ち上げについて

急速な進化、拡大を続けているFintech業界において、当社が企業価値を向上させ、高い成長を継続させていくためには、事業規模の拡大と収益源の多様化を図っていくことが必要と認識しております。そのためには、積極的な新規事業の立ち上げが課題と認識しております。このような環境下において、当社はマネー・ローンダリング対策におけるノウハウを活かした事業の創出に積極的に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

1 事業環境・事業内容リスクについて

①マネー・ローンダリング対策市場について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

Fintechの普及により、換金手段が多様化し犯罪者にとっても利便性が向上する中、マネー・ローンダリング対策市場は全世界で大きく拡大しており、2020年から2027年には15.60%以上で成長すると予測されております。（注）当社は、国内におけるマネー・ローンダリング対策市場において、2016年12月に法人向けクラウド型不正アクセス検知サービス「Fraud Alert（フロードアラート）」の提供を開始し、その方向性をリードしつつマネー・ローンダリング対策事業の拡大に努めておりますが、競合会社の積極参入による競争が激化した場合及び日本国民の消費活動がキャッシュレス決済から現金決済へ回帰してしまう場合、並びに当該市場を取り巻く新たな規制の導入やその他予期せぬトラブル等により、市場の成長が鈍化した場合には、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

（注）出典：Report Ocean 「Global Anti Money Laundering Market Size study」（2022年1月22日公表）
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000004911.000067400.html>

②技術革新への対応について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社が属するマネー・ローンダリング対策の分野は、日々発生する新たな脅威や技術革新等による環境変化に伴い、ニーズが変化しやすい特徴があります。今後、Google Inc.及びApple Inc.のプライバシーポリシーが強化されることで、端末識別の難易度が技術的に高まった場合、Fraud Alert（フロードアラート）単体での不正行為抑止効果が薄れていく可能性があります。当社では、顧客のニーズを的確に捉え、より実効性のあるサービスを提供すべく、新たな脅威や技術革新等に関する情報収集に努めております。しかし、これらの技術革新への対応が遅れ、他社に大きく先行された場合には、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

③法的規制について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、主要なビジネスに係る犯罪による収益の移転防止に関する法律及び個人情報保護法等に関しては、関係当局及び法律専門家に照会・確認のうえ、適用関係を確認済であり、当社の事業を制限する直接的かつ特有の法的規制は本書提出日現在において存在しないと考えております。しかしながら、今後、当社の事業を直接的に制限する法的規制がなされた場合、また、従来の法的規制の運用に変更がなされた場合には、当社の事業展開は制約を受ける可能性があります。加えて、個人情報を活用した新しいサービス作りにおいては法的整備が絡む可能性があり、継続的なロビイング活動の強化が求められる可能性があります。当社としては引き続き法令を遵守した事業運営を行っていくべく、今後も法令遵守体制の強化や社内教育などを行っていく方針ですが、今後当社の事業が新たな法的規制の対象となった場合には、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

④競争状況について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、金融機関を主な顧客とし、マネー・ローンダリング対策領域で多角的なサービスを提供しており、独自のサービスポジションを獲得しております。これは、データ検知のサービスを提供するセキュリティ企業が多い中で、マネー・ローンダリング対策分野においては常に新しい犯罪手口が発生するために、データ検知サービスでは対応が後手になってしまうこと（当社想定）から、当社がデータモニタリングという独自の内容と価格でのサービス提供を実現させてきたことによると考えておりますが、新規参入等により競合が出現し競争が激化した場合には、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑤当社が提供するサービスの瑕疵について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

不正検知サービス「Fraud Alert」等、当社が提供するサービスでは、ソフトウェアの開発から販売までの過程において数多くの品質チェックを行い、プログラムの動作確認には万全を期しておりますが、販売時には予想し得なかったソフトウェア特有のバグ（不具合）が販売後に確認されることもあります。その場合、当社では速やかにソフトウェアのアップデート（修正）プログラムを提供し対応しております。顧客の不正検知確認体制不備は一義的には顧客の責任であり当社の責任は限定的ではあるものの、こうしたバグによりサービスの提供ができなくなる場合、バグ

の解決に非常に長期間を要した場合、またはバグの解決に至らなかった場合は、サービスの売上の減少だけでなく、当社への信頼が低下する恐れがあり、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑥マネー・ローンダリング対策特化による需要低下リスク（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、不正検知サービス「Fraud Alert」に代表されるマネー・ローンダリング対策事業に特化しております。今後、経済環境の悪化その他の要因により、マネー・ローンダリング対策市場の需要が低迷した場合等には、当社の事業展開、経営成績や財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑦SLA（サービスレベルアグリーメント）抵触によるリスク（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、当社サービスの月間の稼働時間及び一定時間あたりの処理速度（一定時間あたりのアクセス数）等の技術的なサービス提供能力について、2023年12月末時点で12社に対して一定の保証水準を設けており、あらかじめこれを提示しております。当社は、SLAに定めるサービスコミットメントを達成できなかった場合には、SLAのサービスコミットメント条項に基づき、月次利用料金の範囲内で利用料金を減額しなければならない、かかる減額が多額になった場合には、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑧システム等に関するリスクについて（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の事業は、外部クラウドサーバー(Amazon Web Services、以下「AWS」という。)が提供する各種サービスをインターネットを介して顧客企業に提供することを前提としております。当社では、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得し、リスクマネジメントに努め、また、システム障害の発生やサイバー攻撃によるシステムダウン等を回避すべく、サーバー設備の強化や稼働状況の監視等により未然防止策を実施しております。しかしながら、サイバー攻撃や自然災害や事故などによる不測の事態が発生し、万が一、AWS自体にシステム障害が起るような場合には、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑨特定顧客への依存について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

2022年12月期における当社の売上高に占める主要取引先上位10社の売上高合計の割合は67.6%であり、また、それら取引先は銀行、証券会社などの金融機関、クレジットカード事業者であることから、特定の業界・顧客企業への依存度が高い状況にあります。本書提出日現在において、マネー・ローンダリング対策市場は、将来の成長が見込まれており、他の業界・顧客企業との取引額の拡大を図り、特定顧客への依存リスクの分散に努めておりますが、今後、見込みどおりに顧客拡大が進まない場合や予期しない環境の変化により価格改定を余儀なくされる等、当該市場の成長に何らかの問題が生じた場合には、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、現時点において、当該顧客企業と当社との関係は良好な状態ですが、それらの顧客企業の経営方針に変更が生じ、契約条件の変更等があった場合は、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑩研究開発リスクについて（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社では、既存事業の強化および新規事業創出のため積極的に研究開発活動を行っております。しかし、技術革新のスピードが速くタイムリーに新製品の開発ができないなど、期待した成果が得られず計画を断念することになった場合には、投下した研究開発費を回収できないため、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、これらの研究開発体制の維持・強化のためには、高度な技術を持った人材の確保が不可欠であり、技術者が十分に確保できない場合には、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

2 経営管理体制に関するリスク

①人材の採用・育成について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社の属するマネー・ローンダリング対策業界では、専門知識を有する人材の不足が共通課題とされております。今後、当社の業容が拡大する一方で、十分な人材を確保できない場合には、サービス提供の遅れや生産性の低下等により、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、社内人材については、中途採用を中心に即戦力として活用できる技術経験者を採用し、採用後は、当社の教育講座を受講する等により専門知識の向上を図るとともに、職場環境の整備やモチベーション向上等に注力することで、人材流出を防ぎ、ノウハウや経験の社内蓄積に努めております。

②特定人物への依存について（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の創業者であり大株主でもある代表取締役社長島津敦好は、当社の強みである事業の創出やノウハウを蓄積しており、事業の推進において重要な役割を果たしております。当社は、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を目指し、幹部人材の育成及び強化を進めております。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の業務執行ができ

ない事態となった場合には、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

③小規模組織であることに関するリスクについて（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は小規模な組織であり、現在の人員構成において最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社は、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強、内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

④コンプライアンス体制について（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は企業倫理の確立による健全な事業活動を基本方針とする「コンプライアンスの基本方針」を制定し、当社の役員・従業員への教育啓発活動を随時実施し、企業倫理の向上および法令遵守の強化に努めています。しかしながら、コンプライアンス上のリスクを完全には回避できない可能性があり、法令等に抵触する事態が発生した場合、当社の社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する賠償金の支払い等により、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑤情報管理体制について（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社のサービスでは個人関連情報等の顧客の重要な情報を入手します。これらの情報は基本的には暗号化されており、当社単体では個人との紐づけは不可能となっておりますが、これらの顧客情報の漏洩は事業展開において大きなリスクであります。当社では、I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得し、社内教育の実践、各種データのアクセス権限による制約、書面情報の施錠管理、オフィスの入退室管理等、対策を講じて実践しておりますが、顧客情報の漏洩が発生した場合、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑥知的財産権の管理について（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社による第三者の知的財産権侵害の可能性につきましては、専門家と連携しながら調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社の事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社が認識せずに第三者の知的財産権を侵害してしまう可能性があります。この場合、使用料の請求や損害賠償請求等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社に対する知的財産権の使用料の請求や損害賠償請求等が発生することや、当社が保有している知的財産権が第三者により侵害された場合には、法的措置を含めた対応を要するなど、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑦内部管理体制の整備状況にかかるリスクについて（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

3 その他のリスクについて

①自然災害、事故等について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

地震や天災といった災害、国内におけるテロ活動などの予期せぬ事態により、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止のため、当社では、テレワークや時差出勤など事業運営に極力支障が生じない体制を構築しており、勤務時においては役職員へのマスク着用、手洗い、消毒の推奨等により感染防止に向けた対策を講じております。しかしながら、当社の役職員が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に感染する可能性を完全に排除することは困難であり、万一、社内での感染が拡大した場合は、事業運営の一部に支障をきたす可能性や、オフィスの閉鎖等の対応を余儀なくされる可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大が長期化し、企業活動が長期間にわたり大幅に制限される等の理由により、景気が著しく悪化し、多くの顧客企業がセキュリティ投資を抑制した場合には、売上の減少や利益率の低下、回収サイトの長期化など、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

②訴訟について（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の事業運営にあたって、予期せぬトラブルや問題が生じた場合、当社の瑕疵にかかわらずこれらに起因する損害賠償の請求や、訴訟の提起を受ける可能性があります。これらの事象が発生した場合は、起訴内容や損害賠償額の状況及びその結果によっては当社の社会的信用が低下することに加え、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

③配当政策について（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社では、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を勘案して、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。しかしながら、当社は本書提出日現在成長過程にあり、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先して、創業以来無配当としてまいりました。現在は、内部留保の充実に努めておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

④大株主について（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社創業者かつ代表取締役社長である島津敦好の本書提出日現在での議決権所有割合は、直接保有分として10.1％であります。また、島津敦好の資産管理会社である株式会社rhizomeの議決権を合算した所有割合は67.1％となっております。島津敦好及び当該資産管理会社は引き続き当社の株式を保有し、大株主となる見込みであります。島津敦好は、安定株主として引続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しています。

島津敦好は、当社の創業者かつ代表取締役社長であるため、当社としても安定株主であると認識していますが、将来的に何らかの事情により当社株式が売却された場合には、当社株式の市場価格及び流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑤株式の追加発行等による株式価値の希薄化について（発生可能性：高、発生する時期：数年以内、影響度：小）

当社は、当社の役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。また、今後においても新株予約権を活用したインセンティブプランを活用していく方針であります。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は780,100株であり、発行済株式総数5,706,700株の13.7％に相当しております。

⑥資金使途について（発生可能性：低、発生する時期：数年以内、影響度：中）

当社の公募増資による資金調達は、プロダクトであるFraud Alertの開発及び運用費及び借入金の返済に充当する予定です。しかしながら、外部環境等の影響により、目論見どおりに事業計画が進展せず、調達資金が上記の予定どおりに使用されない可能性があります。資金使途計画が変更となる場合には、速やかに開示いたします。また、予定どおりに使用された場合でも、想定どおりの効果を上げることができず、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

① 財政状態の状況

第8期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（資産）

当事業年度末における流動資産合計は672,126千円となり、前事業年度末に比べ198,153千円増加いたしました。これは主に、受注増加に伴い営業活動によるキャッシュ・フローが増加したことにより現金及び預金が172,863千円増加したこと等によるものであります。

当事業年度末における固定資産合計は46,174千円となり、前事業年度末に比べ38,636千円増加いたしました。これは主に、繰延税金資産が38,281千円増加したこと等によるものであります。

この結果、当事業年度末における資産合計は718,300千円となり、前事業年度末に比べ236,789千円増加いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債合計は277,015千円となり、前事業年度末に比べ11,420千円減少いたしました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金を一括返済したことにより40,000千円減少した一方、サーバー利用料の増加等に伴い未払金が15,955千円及び賞与引当金が9,750千円増加したこと等によるものであります。

当事業年度末における固定負債合計は250,000千円となり、前事業年度末から変動はございません。

この結果、当事業年度末における負債合計は527,015千円となり、前事業年度末に比べ11,420千円減少いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は191,285千円となり、前事業年度末に比べ248,210千円増加いたしました。これは、当期純利益を249,960千円計上したこと等によるものであります。なお、2022年9月の欠損填補を目的とした減資により、資本金が213,199千円、資本剰余金が267,195千円減少し、利益剰余金が480,395千円増加しております。

第9期第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

（資産）

当第3四半期会計期間末における資産合計は928,029千円となり、前事業年度末に比べ209,729千円増加いたしました。これは、主に現金及び預金の増加166,182千円、前払費用の増加9,163千円及び繰延税金資産の増加16,158千円等によるものであります。

（負債）

当第3四半期会計期間末における負債合計は609,280千円となり、前事業年度末に比べ82,265千円増加いたしました。これは、主に短期借入金の増加51,000千円及び未払法人税等の増加69,126千円、未払金の減少11,344千円及び契約負債の減少13,958千円等によるものであります。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産合計は318,749千円となり、前事業年度末に比べ127,464千円増加いたしました。これは、四半期純利益の計上により利益剰余金が127,464千円増加したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第8期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大のピークアウトから人出の回復が見られる一方、同感染症に対する警戒が残り続けていること、さらにはロシア・ウクライナ情勢の長期化による資源価格の高騰、為替の急変動などから、依然として不透明な状況が続くものと見込まれます。

当社の事業領域であるマネー・ローンダリング対策市場につきましては、キャッシュレス経済の拡大、テレワークの浸透などによるインターネットサービスへの依存度が高まると同時に、不正アクセス事案の増加が顕著になっております。また、2021年8月30日にFATF（金融活動作業部会）による第4次対日相互審査報告書が公表され、わが国は、審査対象である有効性と法令遵守状況の双方で、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策における合格基準を下回り、「重点フォローアップ」に分類されました。これらの結果を受け、今後法改正等の

動きが見込まれると同時に、より一層セキュリティ市場の拡大が進むと考えられます。

当社においては、主に金融機関向けへの不正検知サービス「Fraud Alert」の導入社数拡大及び機能強化に引き続き取り組み、事業拡大を進めております。現在、政府からの実証認定のもと、ビジネスパートナーである送配電事業者と、送配電設備情報を用いた不正口座開設抑止サービスの概念実証を進めております。また、当社とキャッシュレス推進協議会が協働し、ペイメント事業者間で不正利用者情報を共有するプロジェクト「CLUE」を開始し、更なる不正利用者情報のデータベース構築を進めております。さらに、前事業年度から引き続き、販売拡大に耐えるシステムの構築を推進すると共に、開発・営業など組織体制の整備を重点的に進めており、商品力の強化に注力しております。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高769,468千円（前期比57.3%増）、営業利益217,830千円（前期は営業利益16,972千円）、経常利益219,854千円（前期は経常利益13,753千円）、当期純利益249,960千円（前期は当期純利益13,463千円）となりました。

なお、当社はマネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第9期第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

当社は「情報インフラを共創し、世界をより良くする」というミッションのもと、先端技術を活用した実用的なサービスを創り続け、犯罪のビッグデータをアルゴリズムと掛け合わせた法人向けクラウド型不正アクセス検知サービス「Fraud Alert」（フロードアラート）を、情報セキュリティ及びマネー・ローンダリング対策の観点で金融機関をはじめとした資金移動業者、通信事業者、ライフライン企業などへの導入拡大を目指しております。

国内の情報セキュリティ市場においては、電子商取引の規模拡大に伴い決済のキャッシュレス化が進み、キャッシュレス決済が拡大することでクレジットカード等の不正利用が増加し、その被害抑制対策強化の流れが加速すると見込まれます。なお、2022年の消費者向け電子商取引は前年比9.9%増の22兆7,449億円（注1）となり、2022年の国内のキャッシュレス決済比率は36.0%（注2）まで到達するなど、いずれも順調に推移しております。

また、2021年8月30日にFATF（金融活動作業部会）による第4次対日相互審査報告書が公表され、わが国は、審査対象である有効性と法令遵守状況の双方で、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策における合格基準を下回り、「重点フォローアップ」に分類されました。これらの結果を受け、今後法改正等の動きが見込まれると同時に、より一層マネー・ローンダリング対策市場の拡大が進むと考えられます。

このような状況のもと当第3四半期累計期間においては、当社は主に「Fraud Alert」の導入社数拡大に取り組むと共に、販売拡大に耐えるシステムの構築を推進し、開発・営業など組織体制の整備を重点的に進めることで、サービスの強化に注力し、事業拡大を進めております。

この結果、当第3四半期累計期間における経営成績は、売上高710,101千円、営業利益193,430千円、経常利益192,192千円、四半期純利益127,464千円となりました。

なお、当社はマネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注1）経済産業省「令和4年度 電子商取引に関する市場調査 報告書（2023年8月）」

（注2）経済産業省「2022年度のキャッシュレス決済比率」（2023年4月）

③ キャッシュ・フローの状況

第8期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は604,106千円となり、前事業年度末に比べ172,863千円増加いたしました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により得られた資金は、215,424千円（前事業年度は119,360千円の獲得）となりました。

これは主に、事業拡大による税引前当期純利益の計上219,854千円（前事業年度は13,753千円）、賞与引当金の増加額9,750千円（前事業年度はゼロ）、売上債権の増加額7,501千円（前事業年度は5,841千円の増加）等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により使用した資金は、2,560千円（前事業年度は2,023千円の使用）となりまし

た。

これは主に、事業用PCなどの有形固定資産の取得による支出2,567千円（前事業年度は2,034千円の支出）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により使用した資金は、40,000千円（前事業年度は2,500千円の使用）となりました。

これは、長期借入金の返済による支出40,000千円（前事業年度は2,500千円の支出）によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社が行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

第8期事業年度及び第9期第3四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。

セグメント名称	第8期事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)		第9期第3四半期累計期間 (自2023年1月1日 至2023年9月30日)
	金額（千円）	前年同期比（%）	金額（千円）
マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業	769,468	157.3	710,101
合計	769,468	157.3	710,101

（注）最近2事業年度及び第9期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第7期事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)		第8期事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)		第9期第3四半期累計期間 (自2023年1月1日 至2023年9月30日)	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
株式会社三井住友銀行	110,400	22.6	110,400	14.3	82,800	11.7
楽天証券株式会社	32,300	6.6	88,500	11.5	77,174	10.9

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要

① 財政状態 ②経営成績の状況」をご参照ください。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「2 事業等のリスク」をご参照ください。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金需要のうち主なものは、当社サービスを拡大していくための開発人員及び営業人員の人件費、また研究開発に係る費用であります。これらの資金については自己資金にて充当する方針です。今後の更なる業容拡大に対応するための資金に関しては、自己資金に加えて、今後予定されている株式上場時の調達資金を用いて、成長投資の実行とともに財務基盤の強化を図ってまいります。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額ならびに開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては過去の実績や現状等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる可能性があります。

当社の財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 追加情報」に記載のとおりであります。

④経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な成長と企業価値の向上を目指しており、主な経営指標として月次経常収益（MRR）を特に重視しております。今後もこの指標を目標として経営を行うことにより、企業の成長性及び効率性の確保を図る所存であります。

当事業年度においては、導入企業数が増加し、その結果月次経常収益は増加しております。

重視する指標の推移

期間	前事業年度末時点 (2021年12月)	当事業年度末時点 (2022年12月)
月次経常収益（MRR）	43,182千円	74,233千円

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

第8期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当事業年度の研究開発活動は、サイバーセキュリティを目的としてインターネット上にある各端末を個別に識別するための属性の分析を中心に行ってまいりました。研究開発体制は、当社の海外・技術研究部と外部の専門家が密接な連携・協力関係を保ち、効果的かつ迅速的に活動を推進しております。当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は42,053千円であります。

なお、当社はマネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第9期第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

当第3四半期累計期間の研究開発活動は、サイバーセキュリティを目的としてインターネット上にある各端末を個別に識別するための属性の分析を中心に行ってまいりました。研究開発体制は、当社の海外・技術研究部と外部の専門家が密接な連携・協力関係を保ち、効果的かつ迅速的に活動を推進しております。当第3四半期累計期間における当社が支出した研究開発費の総額は、31,035千円であります。

なお、当社はマネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第8期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当事業年度に実施いたしました設備投資等の総額は3,445千円であり、その主要なものは業務用パソコン等の器具及び備品の取得等であります。また、当事業年度において、重要な設備の除却・売却等はありません。

なお、当社はマネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第9期第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

当第3四半期累計期間に実施いたしました設備投資等の総額は6,415千円であり、その主要なものは業務用パソコン等の器具及び備品の取得等であります。また、当第3四半期累計期間において、重要な設備の除却・売却等はありません。

なお、当社はマネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
		工具、器具及び備品	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	本社設備等	2,573	1,358	3,932	31 (1)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト・パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除く）は、年間の平均人員を（）外数で記載しております。

3. 帳簿価額のうち「その他」は、一括償却資産であります。

4. 本社の建物を賃借しております。年間の支払家賃は15,600千円であります。

5. 当社の事業はマネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

なお、第9期第3四半期累計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】（2024年1月31日現在）

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	22,820,000
計	22,820,000

(注) 2023年11月24日開催の臨時株主総会決議により、2023年11月25日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は22,720,000株増加し、22,820,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,706,700	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	5,706,700	—	—

- (注) 1. 2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は5,649,633株増加し、5,706,700株となっております。
2. 2023年11月24日開催の臨時株主総会決議により、2023年11月24日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2016年9月26日	2017年5月18日	2017年5月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2 (注) 7	当社取締役 2 (注) 8	当社従業員 3 (注) 9
新株予約権の数(個) ※	565 [565] (注) 1	910 [910] (注) 1	650 [650] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 565 [56,500] (注) 1、10	普通株式 910 [91,000] (注) 1、10	普通株式 650 [65,000] (注) 1、10
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,750 [18] (注) 2、10	19,000 [190] (注) 2、10	19,000 [190] (注) 2、10
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年10月2日 至 2025年9月30日	自 2019年6月2日 至 2026年5月31日	自 2019年6月2日 至 2026年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,750 [18] 資本組入額 875 [9] (注) 3、10	発行価格 19,000 [190] 資本組入額 9,500 [95] (注) 3、10	発行価格 19,000 [190] 資本組入額 9,500 [95] (注) 3、10
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4	同左	同左
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡により新株予約権を取得するには、当社代表取締役の承認を受けなければならない。	同左	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6	同左	同左

※ 最近事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日においては1株、提出日の前月末においては100株であります。

ただし、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合は、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の発行日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にか

かる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者には以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。
 - (i) 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社の役員、従業員又は顧問のいずれかの地位を喪失した場合
 - (ii) 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合
 - (iii) 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合
 - (iv) 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員又は顧問に就いた場合。ただし、当社の取締役の決議において、事前に承認された場合はこの限りではない。
 - (v) 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合
 - (vi) 新株予約権者が死亡した場合
 - (vii) 新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合
- (2) 上記のほか、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役の決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得する。

6. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後の払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得の条件

上記(注)5に準じて決定する。

7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員1名になっております。
8. 本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役1名及び当社顧問1名になっております。
9. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社従業員2名になっております。
10. 2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第8回の2新株予約権
決議年月日	2021年3月25日	2022年6月15日	2022年7月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 23 (注)7	当社取締役 2 当社監査役 2 当社従業員 29 (注)8	当社従業員 2
新株予約権の数(個)※	2,568 [2,568] (注)1	1,286 [1,286] (注)1	285 [285] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 2,568 [256,800] (注)1、9	普通株式 1,286 [128,600] (注)1、9	普通株式 285 [28,500] (注)1、9
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	29,418 [295] (注)2、9	30,000 [300] (注)2、9	30,000 [300] (注)2、9
新株予約権の行使期間※	自 2024年3月26日 至 2030年12月28日	自 2025年6月16日 至 2032年3月25日	自 2025年7月21日 至 2032年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 29,418 [295] 資本組入額 14,709 [147.5] (注)3、9	発行価格 30,000 [300] 資本組入額 15,000 [150] (注)3、9	発行価格 30,000 [300] 資本組入額 15,000 [150] (注)3、9
新株予約権の行使の条件※	(注)4	同左	同左
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。	同左	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)6	同左	同左

※ 最近事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日においては1株、提出日の前月末においては100株であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整

により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、かかる調整は、株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で当社普通株式につき募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、上記のほか、割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には行使価額は合理的な範囲で調整される。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者には以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。
 - (i) 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社の役員、従業員又は顧問のいずれかの地位を喪失した場合
 - (ii) 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合
 - (iii) 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合
 - (iv) 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員又は顧問に就いた場合。ただし、当社の取締役の決議において、事前に承認された場合はこの限りではない。
 - (v) 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等の重大な違反をなし、又は当社に対する著しい背信行為があった場合
 - (vi) 新株予約権者が死亡した場合
 - (vii) 新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合
- (2) 上記のほか、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)3に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

上記(注)5に準じて決定する。

7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員15名になっております。

8. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社監査役2名、当社従業員27名になっております。

9. 2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第8回の3新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	2022年12月21日	2023年9月20日	2023年10月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4	当社監査役 1 当社従業員 15	外部協力会社 1
新株予約権の数（個）※	205 [205] (注) 1	- [500] (注) 1	- [100] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 205 [20, 500] (注) 1、7	普通株式 - [50, 000] (注) 1、7	普通株式 - [10, 000] (注) 1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	30,000 [300] (注) 2、7	- [450] (注) 2、7	- [450] (注) 2、7
新株予約権の行使期間※	自 2025年12月22日 至 2032年3月25日	自 2026年9月21日 至 2033年3月24日	自 2026年10月14日 至 2033年10月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 30,000 [300] 資本組入額 15,000 [150] (注) 3、7	発行価格 - [450] 資本組入額 - [225] (注) 3、7	発行価格 - [450] 資本組入額 - [225] (注) 3、7
新株予約権の行使の条件※	(注) 4	同左	同左
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。	同左	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6	同左	同左

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日においては1株、提出日の前月末においては100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、かかる調整は、株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で当社普通株式につき募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、上記のほか、割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には行使価額は合理的な範囲で調整される。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者には以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。
 - (i) 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社の役員、従業員又は顧問のいずれかの地位を喪失した場合
 - (ii) 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合
 - (iii) 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合
 - (iv) 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員又は顧問に就いた場合。ただし、当社の取締役の決議において、事前に承認された場合はこの限りではない。
 - (v) 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等の重大な違反をなし、又は当社に対する著しい背信行為があった場合
 - (vi) 新株予約権者が死亡した場合
 - (vii) 新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合
- (2) 上記のほか、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
上記(注) 4 に準じて決定する。
 - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注) 3 に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の取得事由
上記(注) 5 に準じて決定する。
7. 2023年11月 8 日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- ②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権（第5回新株予約権と引換えに交付する他の新株予約権）（注）6

	第5回新株予約権
決議年月日	2018年8月1日
新株予約権の数（個）※	500 [500] (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	— [-]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	B種優先株式 [普通株式] 500 [50,000] (注) 1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	60,000 [600] (注) 2、7
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年8月9日 至 2025年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 60,000 [600] 資本組入額 30,000 [300] (注) 7
新株予約権の行使の条件 ※	—
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡は、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日においては1株、提出日の前月末においては100株であります。

なお、当社が株式分割（B種優先株式の無償割当てを含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

2. 行使価額の調整

(1) 当社は、(2)の各号に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(i) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

(ii) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。

(iii) 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合および自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。

(iv) 行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当

- 該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする。
- (v) 行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。
- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。
- (i) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもってB種優先株式を発行し又は移転する場合
調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 株式の分割によりB種優先株式を発行する場合
イ 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割によりB種優先株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
ロ 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社のB種優先株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

- (iii) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもってB種優先株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合
調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。
3. 上記2. の各号に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。
- (1) 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。
- (2) 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
- (3) 上記2. の(2) (iii)に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。
4. 行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。

$$\text{調整後の各新株予約権1個当たりの目的となる株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前の各新株予約権1個当たりの目的となる株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

なお、株式分割又は株式併合の場合の株式数の調整は、(注) 1による。

5. 本新株予約権は、当社が、株式会社日本政策金融公庫(以下、「公庫」)の制度融資である、新事業育成資金(新株予約権付融資)を利用するにあたり、融資実行と同時に公庫に対して、以下の条件に基づき発行したものです。
- (1) 原則として、当社が株式公開を行った後に、公庫は、本新株予約権を当社代表取締役である島津敦好氏(以下、「島津氏」)又は同氏が公庫に対して斡旋した者(当社を含む)に売却するものとする。この場合には、上場日以後1ヵ月間を経過した日（当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日）を起算日として14日以内に売却することとする。ただし、当社が、本新株予約権が上場審査に支障をきたすおそれがあることを示した場合には、公庫は、本新株予約権を株式公開前に売却することができるものとする。
- (2) 損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社株式の公開が可能であるにもかかわらず、当社が株式公開を申請しない場合には、(1)の定めにかかわらず、公庫は、本新株予約権を島津氏又は同氏が

公庫に斡旋した者に売却することができることとする。ただし、公庫は、本新株予約権の行使請求期限までに当社発行の株式の株式公開が確実であると判断した場合等においては、本新株予約権の売却を猶予することができる。

- (3) 当社が合併、株式分割、株式交換、株式移転又は事業の譲渡等を行うことにより、公庫に不利益が生じると認められる場合には、上記(1)の定めにかかわらず、公庫は島津氏と協議のうえ、本新株予約権を島津氏又は同氏が公庫に斡旋した者に売却することができるものとする。
 - (4) 上記(1)、(2)、又は(3)の場合において、島津氏又は同氏が公庫に対して斡旋した者が、何らかの理由で本新株予約権を買い取ることができない場合には、公庫は、島津氏と協議のうえ公庫が選定した者に本新株予約権を売却することができるものとする。
 - (5) 本新株予約権の売買価格は原則として次のとおり算出する。

$$\text{売買価格} = (\text{株式の時価} - \text{行使価額}) \times \text{本新株予約権の行使により発行すべき株式数}$$

ただし、株式の時価が行使価額を上回らない場合には、公庫は島津氏と協議の上、売買価格を決めることができる。
6. 2023年11月8日開催の取締役会においてB種優先株式を目的とする新株予約権につき、当該新株予約権の要項に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2023年11月8日付で自己新株予約権として取得し、対価として当該新株予約権付与対象者にB種優先株式を目的とする新株予約権1個につき普通株式を目的とする新株予約権1個を交付しております。
- また、当社が取得したB種優先株式を目的とする新株予約権は、2023年11月8日付で会社法第276条第1項に基づきすべて消却しております。
7. 当社は、2023年11月8日の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 公庫は、島津敦好氏との間で、公庫が所有する当社新株予約権500個（新株予約権の目的となる株式の数50,000株）の譲渡に関して、2024年1月19日付で売買予約契約を締結しております。なお、同新株予約権の譲渡価額は、2024年3月19日に決定する予定の株式公開時の公開価格を基準として決定する予定であり、譲渡予定日は2024年5月頃となります。

第6回新株予約権（第6回新株予約権と引換えに交付する他の新株予約権）（注）6

	第6回新株予約権
決議年月日	2019年12月23日
新株予約権の数（個）※	232 [232] (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	C種優先株式 [普通株式] 232 [23,200] (注) 1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	64,753 [648] (注) 2、7
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年12月26日 至 2026年12月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 64,753 [648] 資本組入額 32,377 [324] (注) 7
新株予約権の行使の条件 ※	—

	第 6 回新株予約権
決議年月日	2019年12月23日
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡は、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日においては 1 株、提出日の前月末においては 100 株であります。

なお、当社が株式分割（C種優先株式の無償割当てを含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権 1 個当たり 1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

2. 行使価額の調整

(1) 当社は、(2) の各号に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(i) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を四捨五入する。

(ii) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。

(iii) 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合および自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。

(iv) 行使価額調整式で使用する 1 株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の 1 株当たりの額とする。

(v) 行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

(i) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって C 種優先株式を発行し又は移転する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割により C 種優先株式を発行する場合

イ 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により C 種優先株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

ロ 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の C 種優先株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数}} \times \text{調整前行使価額}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

- (iii) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもってC種優先株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合

調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

3. 上記2. の各号に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。
- (1) 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。
- (2) 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
- (3) 上記2. の(2) (iii)に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。
4. 行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。

$$\text{調整後の各新株予約権1個当たりの目的となる株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前の各新株予約権1個当たりの目的となる株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

なお、株式分割又は株式併合の場合の株式数の調整は、（注）1による。

5. 本新株予約権は、当社が、株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」）の制度融資である、新事業育成資金（新株予約権付融資）を利用するにあたり、融資実行と同時に公庫に対して、以下の条件に基づき発行したものです。

- (1) 原則として、当社が株式公開を行った後に、公庫は、本新株予約権を当社代表取締役である島津敦好氏（以下、「島津氏」）又は同氏が公庫に対して斡旋した者（当社を含む）に売却するものとする。この場合には、上場日以後1ヵ月間を経過した日（当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日）を起算日として14日以内に売却することとする。ただし、当社が、本新株予約権が上場審査に支障をきたすおそれがあることを示した場合には、公庫は、本新株予約権を株式公開前に売却することができるものとする。
- (2) 損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社株式の公開が可能であるにもかかわらず、当社が株式公開を申請しない場合には(1)の定めにかかわらず、公庫は、本新株予約権を島津氏又は同氏が公庫に斡旋した者に売却することができることとする。ただし、公庫は、本新株予約権の行使請求期限までに当社発行の株式の株式公開が確実であると判断した場合等においては、本新株予約権の売却を猶予することができる。
- (3) 当社が合併、株式分割、株式交換、株式移転又は事業の譲渡等を行うことにより、公庫に不利益が生じると認められる場合には、上記(1)の定めにかかわらず、公庫は島津氏と協議のうえ、本新株予約権を島津氏又は同氏が公庫に斡旋した者に売却することができるものとする。
- (4) 上記(1)、(2)、又は(3)の場合において、島津氏又は同氏が公庫に対して斡旋した者が、何らかの理由で本新株予約権を買い取ることができない場合には、公庫は、島津氏と協議のうえ公庫が選定した者に本新株予約権を売却することができるものとする。
- (5) 本新株予約権の売買価格は原則として次のとおり算出する。

売買価格 = (株式の時価－行使価額) × 本新株予約権の行使により発行すべき株式数

ただし、株式の時価が行使価額を上回らない場合には、公庫は島津氏と協議の上、売買価格を決めることができる。

6. 2023年11月8日開催の取締役会においてC種優先株式を目的とする新株予約権につき、当該新株予約権の要項に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2023年11月8日付で自己新株予約権として取得し、対価として当該新株予約権付与対象者にC種優先株式を目的とする新株予約権1個につき普通株式を目的とする新株予約権1個を交付しております。

また、当社が取得したC種優先株式を目的とする新株予約権は、2023年11月8日付で会社法第276条第1項に基づきすべて消却しております。

7. 当社は、2023年11月8日の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

8. 公庫は、島津敦好氏との間で、公庫が所有する当社新株予約権232個（新株予約権の目的となる株式の数23,200株）の譲渡に関して、2024年1月19日付で売買予約契約を締結しております。なお、同新株予約権の譲渡価額は、2024年3月19日に決定する予定の株式公開時の公開価格を基準として決定する予定であり、譲渡予定日は2024年5月頃となります。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2019年11月29日 (注) 1	C種優先株式 2,934	普通株式 47,200 A種優先株式 2,106 B種優先株式 2,665 C種優先株式 2,934	94,994	198,201	94,991	197,198
2020年1月27日 (注) 2	C種優先株式 1,698	普通株式 47,200 A種優先株式 2,106 B種優先株式 2,665 C種優先株式 4,632	54,976	253,177	54,974	252,172
2020年2月19日 (注) 3	C種優先株式 464	普通株式 47,200 A種優先株式 2,106 B種優先株式 2,665 C種優先株式 5,096	15,022	268,199	15,022	267,195
2022年9月30日 (注) 4	—	普通株式 47,200 A種優先株式 2,106 B種優先株式 2,665 C種優先株式 5,096	△213,199	55,000	△267,195	—
2023年11月23日 (注) 5	A種優先株式 △2,106 B種優先株式 △2,665 C種優先株式 △5,096 普通株式 9,867	普通株式 57,067	—	55,000	—	—
2023年11月25日 (注) 6	普通株式 5,649,633	普通株式 5,706,700	—	55,000	—	—

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 Salesforce Ventures LLC

発行価格 64,753円

資本組入額 32,377円

2. 有償第三者割当

割当先 関西電力株式会社（現 関西電力送配電株式会社）、三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合

発行価格 64,753円

資本組入額 32,377円

3. 有償第三者割当

割当先 SMBCベンチャーキャピタル5号投資事業有限責任組合
発行価格 64,753円
資本組入額 32,377円

4. 欠損てん補目的の無償減資により、資本金額213,199千円減少（減資割合79.5%）、資本準備金が267,195千円減少（減資割合100.0%）しております。
5. 2023年11月23日付でA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権に応じたことにより、すべてのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株に対し普通株式1株を交付しております。また、その後、2023年11月23日付で当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式をすべて消却しております。なお、当社は2023年11月24日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
6. 2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

(4) 【所有者別状況】

2024年1月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	9	1	－	11	21	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	40,062	2,934	－	14,071	57,067	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	70.20	5.14	－	24.66	100	－

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年1月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,706,700	普通株式 57,067	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,706,700	—	—
総株主の議決権	—	57,067	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号に該当するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
取締役会 (2023年11月8日) での決議状況 (取得日2023年11月23日)	A種優先株式 2,106 B種優先株式 2,665 C種優先株式 5,096	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 2,106 B種優先株式 2,665 C種優先株式 5,096	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 定款に基づき、2023年11月23日付でA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権に応じたことにより、すべてのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株に対し普通株式1株を交付しております。また、その後、2023年11月23日付で当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式をすべて消却しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 2,106 B種優先株式 2,665 C種優先株式 5,096	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

3【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

最近事業年度においては、上記の理由から配当を実施しておりません。内部留保資金については、プロダクト開発、運営投資、または収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対する利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

なお、当社が剰余金の配当を行う場合は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本としており、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、めまぐるしい環境変化の中において、継続的に企業価値を向上させるためには、経営の監視機能及び内部統制機能の充実、コンプライアンスの徹底が重要であると認識しております。

また、株主や顧客をはじめ、取引先、従業員等、あらゆるステークホルダーと良好な関係を築き、持続的に企業価値を向上させることが経営の重要課題と捉えております。そのため、意思決定や業務執行の迅速性を図り、経営の効率性・透明性を高めるとともに、リスク管理・コンプライアンス体制の強化等、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組んでまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会設置会社・監査役会設置会社であり、取締役4名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）を選任しております。

監査役会設置会社を選任したのは、監査役任期・独任制維持の観点から、長期安定的体制による監査・監査役の単独権限行使が可能な監査役会設置会社が現状におけるガバナンス強化に資すること、また、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任しており、当該体制において、取締役の相互監督及び監査役による経営監視機能が十分に機能し、経営の適正性・健全性が確保されていると考えているためであります。

取締役会の諮問機関としては、社外取締役を委員長とした任意の指名・報酬委員会を設置しております。

さらに、執行役員制度を導入し、機動的かつ効率的な経営体制のため、権限委譲による業務執行体制の明確化を図っております。

また、月2回以上行う経営会議を設けています。経営会議は、取締役（社外取締役を含む）、常勤監査役及び執行役員で構成されており、スピーディーな情報伝達に資するとともに重要案件の付議を適宜行っており、迅速な意思決定並びに経営活動の効率化を図っております。

さらに、リスク管理・コンプライアンス状況を審議する機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を設置することで、ガバナンス体制の強化を図っております。

これらにより、事業環境の急激な変化にも機動的に対応でき、かつ適切な監督を実施できる経営体制の構築を目指しております。

機関毎の構成員は次のとおりであります（◎は議長を示します）。

役職名	氏名	取締役会	監査役会	任意の指名・報酬委員会	経営会議	リスク管理・コンプライアンス委員会
代表取締役社長	島津 敦好	◎		○	◎	◎
取締役	造田 洋典	○			○	
取締役	眞武 信和	○			○	
取締役（社外）	伊東 寛	○		◎	○	
常勤監査役（社外）	澤田 和良	○	◎	○	○（オブザーバー）	○（オブザーバー）
監査役（社外）	駒野 容子	○	○	○		
監査役（社外）	高橋 瑛輝	○	○	○		
執行役員	上田 七生美				○	○
執行役員	Su Shih-wen				○	○
執行役員	松村 亮太				○	○
執行役員	小川 秀夫				○	○

（取締役会）

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款および法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

（監査役会）

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名によって構成されており、その全員が社外監査役です。監査役は、取締役会等の重要な会議の出席や、各取締役等からの報告收受など取り組んでおります。監査役会は毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査方針・監査計画ならびに監査の

状況および結果について適宜協議を行い、各監査役による監査の実効性を確保するための体制整備に努めております。構成員の氏名については「(2) 役員の状況」に記載のとおりであり、議長は常勤監査役である澤田和良が務めております。

(任意の指名・報酬委員会)

当社の任意の指名・報酬委員会は、取締役2名（うち社外取締役1名）、監査役3名の計5名によって構成され、毎年2月及び8月に開催しており、取締役等の指名、報酬等に関する事項について審議し、取締役会に提案しております。また、議長は社外取締役である伊東寛が務めております。

(執行役員)

当社は、迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入し、意思決定、監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を分離しております。取締役は独立した立場から会社の重要な経営方針・戦略の策定及び決定、業務執行の監督を行い、執行役員は取締役会より委譲された権限に基づき、担当領域の業務遂行体制を構築・実行しております。

執行役員の担当領域は、以下のとおりであります。

Su Shih-wen 海外・技術研究担当

上田 七生美 経営企画、管理担当

松村 亮太 開発、特命開発担当

小川 秀夫 営業担当

(経営会議)

当社は、取締役会の委嘱事項や経営の基本方針、諸施策を適切かつ迅速に確立し、それに基づく経営活動を強力に推進するため、経営会議を設置しております。経営会議は、取締役4名、執行役員4名の計8名で構成され、常勤監査役である澤田和良がオブザーバーとして参加しております。毎月の経営会議のほか、必要に応じて開催しております。経営会議は、経営会議規程に定める決議事項や重要な経営戦略等の審議を行っております。

(内部監査)

当社の内部監査は、専任の内部監査責任者1名及び兼任の内部監査担当者1名によって構成されております。法令の順守状況及び業務活動の効率性などについて、当社各部門に対し内部監査を実施し、業務改善に向けて具体的に助言・勧告を行っております。

(リスク管理・コンプライアンス委員会)

当社は、事業を取り巻く様々なリスクに対して適切な評価と対応を図り、事業の継続的かつ安定的な発展を確保する体制を構築しております。社内のリスク管理とコンプライアンスを統括する組織として、代表取締役が委員長となり、リスク管理担当役員となる管理担当執行役員は、常に委員となるほか、代表取締役の任命する1名以上の委員で構成されるリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期に1回以上開催し、全社的なリスク及び対策を協議しております。

当社の提出日現在における経営管理組織体制図は以下のとおりです。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)当社は、当社全体の中期経営計画及び年度ごとの基本方針を定め、定期的な報告等により業務執行状況の監督を行います。

(b)当社は、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとします。また、迅速な意思決定を行うため、経営に関わる重要事項の審議・決議を行う会議体として経営会議を設置し、原則として月2回以上開催するものとします。

5. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

監査役より職務補助の要請があるときには、関係部門の使用人に監査役の職務を補助させます。監査役の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」という。）の人事は、監査役の同意を要することとし、補助使用人について業務執行取締役からの独立性と補助使用人に対する監査役からの指示の実効性を確保していくものとします。

6. 当社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

(a)当社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令・定款違反、不正行為などを発見したときは、当社の監査役に速やかに報告するものとします。

(b)監査役から報告要請があったときには、取締役等及び使用人は速やかに調査のうえ、結果を監査役に報告するものとします。

(c)当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不当な取扱を行うことを禁止します。

(d)監査役は、内部監査担当との情報交換に努め、連携して当社の監査等の実効性を確保いたします。

(e)監査役が職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きを請求したときは、職務遂行に必要ないと認められた場合を除き、会社がその費用を負担するものとします。

(f)監査役協議会及び監査役会は、代表取締役と経営課題及び監査の状況等について、意見交換を行います。

(g)監査役協議会及び監査役会は、社外取締役及び内部監査室もしくは内部監査担当と監査の状況等について、情報交換、意見交換を行います。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク管理およびコンプライアンス規程」においてリスク管理体制の基本的事項を定めており、体制の運用に関して役職員へ周知徹底しております。また、代表取締役を委員長とする「リスク管理・コンプライアンス委員会」を四半期に一度その他必要に応じて開催し、リスク管理体制の重要事項の協議を行っております。

また、リスク発生時には、各部門責任者を通じて取締役及び代表取締役に連絡し、必要かつ適切な指示を受けた後に行動する事としております。

c. 責任限定契約の内容の概況

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

d. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った事による取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除する事ができる旨を定款で定めており、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除する事ができる旨を定款で定めております。これは、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

e. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役とし、保険料は全額当社が負担しております。

f. 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

g. 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております

h. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります

i. 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に対応して、資本政策を機動的に実施することを目的とするものであります。

j. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使する事ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

④ 取締役会の活動状況

最近事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況（出席率）
代表取締役社長	島津 敦好	19回／19回（100%）
取締役	平世 将夫	4回／4回（100%）
取締役（社外）	鬼頭 武嗣	7回／7回（100%）
取締役	造田 洋典	19回／19回（100%）
取締役	眞武 信和	19回／19回（100%）
取締役（社外）	伊東 寛	19回／19回（100%）
常勤監査役（社外）	澤田 和良	19回／19回（100%）
監査役（社外）	駒野 容子	19回／19回（100%）
監査役（社外）	高橋 瑛輝	5回／5回（100%）

- （注） 1. 取締役平世将夫氏は、2022年3月31日付で辞任いたしました。
 2. 取締役鬼頭武嗣氏は、2022年10月30日付で辞任いたしました。
 3. 監査役高橋瑛輝氏は、2022年10月5日付で就任いたしました。

取締役会における具体的な検討事項は、年度予算・中期経営計画の策定、社内規程の制定・改定、組織変更、ストック・オプションの発行、その他の重要な業務執行に関する事項等であります。

⑤ 任意の指名・報酬委員会の活動状況

当社は任意の指名・報酬委員会は、年2回の開催を予定しております。個々の指名・報酬委員の出席状況については次のとおりであります。当該委員会は2023年7月に発足しているため、2023年12月期の出席状況を記載しております。

役職名	氏名	出席状況（出席率）
取締役（社外）	伊東 寛	1回／1回（100%）
代表取締役	島津 敦好	1回／1回（100%）
常勤監査役（社外）	澤田 和良	1回／1回（100%）
監査役（社外）	駒野 容子	1回／1回（100%）
監査役（社外）	高橋 瑛輝	1回／1回（100%）

任意の指名・報酬委員会における具体的な検討事項は、取締役の指名、報酬等に関する事項等であります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	島津 敦好	1978年11月17日生	2005年11月 株式会社ドリコム入社 2010年8月 ロゼッタストーン・ジャパン株式会 社入社 2014年2月 Cappy, Inc. 入社 2015年12月 当社設立 代表取締役社長就任 (現 任) 2023年3月 株式会社rhizome設立 代表取締役 就任 (現任)	(注) 3	3,829,800 (注) 8
取締役	造田 洋典	1972年2月4日生	1996年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監 査法人トーマツ) 入所 2000年5月 公認会計士登録 2002年9月 株式会社高度圧縮技術研究所財務経 理部長 2003年11月 株式会社セラーテムテクノロジー財 務経理部長 2005年3月 株式会社ドリコム入社 2007年6月 同社取締役就任 2007年10月 造田公認会計士事務所設立 所長就 任 (現任) 2009年1月 株式会社ザッパラス管理本部長就任 2009年10月 株式会社ノボット取締役CFO就任 2011年11月 株式会社バリューアップ設立 代表 取締役就任 (現任) 2011年12月 スタディプラス株式会社取締役就任 2012年5月 株式会社YourGolf Online取締役就 任 2012年5月 ダイマーズラボ株式会社取締役就任 2012年8月 マッチアラム株式会社取締役就任 2013年4月 株式会社1 K取締役就任 2013年7月 速解先生株式会社取締役就任 2013年8月 株式会社Sassor取締役就任 (現任) 2013年10月 株式会社ホロスホールディングス監 査役就任 (現任) 2014年5月 Repro株式会社取締役就任 2014年6月 株式会社Fablic監査役就任 2015年3月 株式会社エアネット監査役就任 (現 任) 2015年7月 株式会社オムニス取締役就任 2016年3月 アプセル株式会社取締役就任 (現 任) 2016年4月 AmazingLife株式会社取締役就任 2016年6月 当社取締役就任 2016年9月 VISITS Technologies株式会社 取締役就任 (現任) 2018年1月 当社監査役就任 2018年3月 スタディプラス株式会社監査役就任 (現任) 2018年9月 株式会社lne studio (現: 株式会社 foriio) 取締役就任 (現任) 2019年1月 当社取締役就任 (現任) 2019年7月 セルン株式会社取締役就任 (現任) 2019年10月 株式会社Beautydoors 取締役就任 (現任) 2022年4月 株式会社ナップス 監査役就任 (現 任)	(注) 3	300,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	眞武 信和	1981年12月13日生	2007年4月 株式会社ドリコム入社 2008年10月 セレゴ・ジャパン株式会社入社 2012年2月 CyberAgent America入社 2013年2月 グリー株式会社入社 2016年3月 YAuth. jp合同会社設立 代表社員就任（現任） 2017年1月 当社取締役就任 2017年12月 当社取締役退任 2019年3月 当社取締役就任（現任） 2022年6月 株式会社マネーフォワード入社（現任）	(注) 3	40,000
取締役	伊東 寛	1955年10月15日生	1980年4月 陸上自衛隊入隊 2007年4月 株式会社シマンテック総合研究所入社 主席アナリスト就任 2010年6月 株式会社ラック入社 ナショナルセキュリティ研究所所長就任 2016年5月 経済産業省入省 サイバーセキュリティ・情報化審議官就任 2018年7月 ファイア・アイ株式会社入社 最高技術責任者就任 2020年10月 国立研究開発法人情報通信研究機構入構 主席研究員就任（現任） 2021年8月 当社取締役就任（現任） 2021年9月 サイエンスパーク株式会社サイバーセキュリティアドバイザー就任（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	澤田 和良	1955年4月12日生	1981年4月 国際電信電話株式会社（現KDDI株式会社）入社 2012年4月 同社理事、九州総支社長就任 2016年6月 株式会社ウェブマネー（現 auペイメント株式会社）常勤監査役就任 2019年1月 当社常勤監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	駒野 容子 (戸籍名：池田容子)	1978年10月18日生	2001年4月 株式会社NTTデータ入社 2006年8月 TAC株式会社入社 2007年9月 駒野会計事務所（現駒野容子公認会計士事務所）設立 2010年9月 公認会計士登録 2015年4月 つばさ税理士法人入所（現任） 2015年5月 税理士登録 2020年4月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	高橋 瑛輝	1986年1月19日生	2011年12月 大阪弁護士会登録 2011年12月 弁護士法人中央総合法律事務所入所 2016年1月 金融庁監督局総務課 課長補佐（法務担当）、国際監督室、法令等遵守調査室、政策課を併任 2020年9月 公認不正検査士登録 2021年11月 大阪府証券市場暴力団排除推進協議会 参与 2022年10月 当社監査役就任（現任） 2023年4月 大阪弁護士会 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 副委員長（現任）	(注) 4	—
計					4,169,800

(注) 1. 取締役伊東寛は、社外取締役であります。

2. 監査役澤田和良、駒野容子（戸籍名：池田容子）及び高橋瑛輝は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2023年11月24日開催の臨時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、2023年11月24日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 当社では、執行権限及び執行責任の明確化、経営の機動性及び計画実行の確実性の向上、意思決定、監督と

執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。

執行役員は4名で、以下のとおりであります。

Su Shih-wen 海外・技術研究担当
上田 七生美 経営企画、管理担当
松村 亮太 開発、特命開発担当
小川 秀夫 営業担当

6. 代表取締役社長島津敦好の所有株式数は、株式会社rhizomeが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名で、社外監査役は3名であります。

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めていませんが、東京証券取引所が定めている独立役員に関する判断基準を参考のうえ、企業経営における幅広い知見、経験や専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督といった機能及び役割を担える人材で、かつ当社との関係から判断し、独立性が確保できる者を選任することとしております。社外取締役または社外監査役は、監督機能の強化又は監査機能の強化のため、当社にとって重要な位置づけと考えております。社外取締役は議決権を有する取締役会の一員として、審議及び決議に参加することで、取締役会としての監督機能の向上に努めております。また、社外取締役または社外監査役による取締役会における発言は、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献しております。

社外取締役の伊東寛は、サイバーセキュリティ領域において豊富な知見を有しており、客観的に当社の経営に適切な助言を行っております。また、ガバナンス強化は当社の持続的な企業価値の向上に寄与するものと考えており、社外役員は執行側への牽制役ではありますが、会社をより良くしていこうとする目的は執行側と同じであるため、ガバナンスに関する関心を強化する目的で、同氏に当社の新株予約権を45個付与しております。それ以外に、同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の澤田和良は、通信業界を代表する事業会社において、技術部門及び管理部門の部長・本部長・理事職を歴任しており、また当該事業会社の子会社の常勤監査役の経験を有していることから、当社の経営全般の監査に資すると判断し、社外監査役に選任しております。取締役会、リスク管理・コンプライアンス委員会の場で、その専門的見地からの有効な助言または提言を行っております。また、ガバナンス強化は当社の持続的な企業価値の向上に寄与するものと考えており、社外役員は執行側への牽制役ではありますが、会社をより良くしていこうとする目的は執行側と同じであるため、ガバナンスに関する関心を強化する目的で、同氏に当社の新株予約権を57個付与しております。それ以外に、同氏と当社との間には、人的、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の駒野容子は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する専門的な知識を有し、監査法人での非常勤監査経験など監査全般についての豊富な知見を有していることから、当社の経営全般の監査・監督に資すると判断し、社外監査役に選任しております。取締役会の場で、その専門的見地からの有効な助言または提言を行っております。また、ガバナンス強化は当社の持続的な企業価値の向上に寄与するものと考えており、社外役員は執行側への牽制役ではありますが、会社をより良くしていこうとする目的は執行側と同じであるため、ガバナンスに関する関心を強化する目的で、同氏に当社の新株予約権を45個付与しております。それ以外に、同氏と当社との間には、人的、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の高橋瑛輝は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、当社の経営全般の監査・監督に資すると判断し、社外監査役に選任しております。取締役会の場で、その専門的見地からの有効な助言または提言を行っております。また、ガバナンス強化は当社の持続的な企業価値の向上に寄与するものと考えており、社外役員は執行側への牽制役ではありますが、会社をより良くしていこうとする目的は執行側と同じであるため、ガバナンスに関する関心を強化する目的で、同氏に当社の新株予約権を32個付与しております。それ以外に、同氏と当社との間には、人的、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の監査役監査は、全て社外監査役により実施されております。また、当社の監査役監査は、最近事業年度の前事業年度は監査役協議会にて推進されておりましたが、最近事業年度期中より監査役会設置会社となったため、監査役会における推進に変更となっております。

監査役監査は、期初の監査役協議会で策定された監査計画に基づいて、当社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。また、監査役協議会または監査役会は、社外取締役及び

内部監査担当と月次で定期的な情報交換・意見交換を行うことにより、社外取締役の監督・監査業務及び監査役監査における取締役の職務執行の適法性並びに経営判断に関わる意思決定プロセスの妥当性監査の品質向上に努めております。

また、監査役協議会または監査役会は、会計監査人による監査及び内部監査が有機的に機能するよう、四半期毎に三者会合を開催し、監査結果の交換と意見交換を実施しております（三様監査）。加えて、内部監査結果については、監査の都度、内部監査担当と監査役の間で意見・情報交換を行っております。内部監査担当と会計監査人の連携につきましては、上記の三様監査に加え、会計監査人と代表取締役との定例会に出席し、意見交換を行っております。

内部統制部門との関係につきましては、上記の各種の会合による情報収集・意見交換に加え、社内の内部統制に関わる各部門に係る会合出席や必要に応じたヒアリングの実施等により、連携を深めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、最近事業年度の前事業年度は監査役協議会において推進しておりましたが、最近事業年度期中より監査役会設置会社となったため、以降は監査役会制度を採用しております。常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち3名が社外監査役であります。毎月の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、監査役は、期初の監査役協議会で策定した監査計画に基づいて、当社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。さらに、三様監査として定期的に会計監査人及び内部監査担当者との情報及び意見交換を行い、相互の連携を図りながら監査の実効性の強化を図っております。

（内部監査室との連携）

監査を効率的・効果的に進めるために、情報共有及び意見交換会を毎月開催し、内部監査室と緊密な連携をとり、監査の相互補完を図っております。

〈社外取締役との連携〉

監査役全員と社外取締役が出席する情報共有及び意見交換会を毎月開催し、コーポレート・ガバナンス及び内部統制について忌憚なく議論しております。

〈会計監査人との連携〉

会計監査人とは、定例ミーティングを開催し、監査計画、監査経過及び監査結果について報告を受けると共に、期中の意見交換、期末棚卸時の立会い等を通して意思疎通を図っております。

監査役会での具体的な検討事項は、監査役会規則の制定及び監査役監査基準の改定、監査計画の策定、取締役の職務執行の監査、株主総会及び取締役会の議案の確認、内部統制システムの妥当性等の検討であります。また、代表取締役との定期的な会合を行い、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換をし、相互認識を深めるように努めております。

常勤監査役は、役職員との個別面談、経営会議等の重要な会議への出席、稟議書等の社内書類の閲覧等により会社の状況を把握し、経営の健全性を監査するとともに、非常勤監査役及び社外取締役への情報共有を行うことで監査機能の充実を図っております。

非常勤監査役の駒野容子は公認会計士及び税理士資格を有し、財務及び会計に関して相当程度の知見を有しており、非常勤監査役の高橋瑛輝は弁護士資格を有し、法務に関して相当程度の知見を有しております。

監査役会は2022年10月5日に設置されました。最近事業年度（2022年12月期）における監査役会及び監査役協議会の開催状況、個々の監査役の出席状況は以下のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
澤田 和良	12回 (うち監査役協議会 9 回)	12回 (うち監査役協議会 9 回)
駒野 容子	12回 (うち監査役協議会 9 回)	12回 (うち監査役協議会 9 回)
高橋 瑛輝	3 回	3 回

② 内部監査の状況

当社は、内部監査室を設置し、コンプライアンスやリスク管理体制を監査する内部監査責任者1名及び兼任の担当者1名を配し、内部監査規程を制定し、また事業年度ごとに内部監査計画を策定し、内部統制の有効性及び業務の執行状況について、定期的に内部監査を実施しております。また、社内規程等の遵守状況、コンプライアンス体制の整備状況について、独立・客観的な評価を実施するとともに、改善事項を指摘し、改善の進捗状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施し、当社代表取締役社長に対し内部監査の実施状況等の報告を行っております。さらに、定期的に会計監査人と監査役との情報及び意見交換を行い、相互の連携を図りながら監査の実効性の強化を図っております。

なお、監査役、内部監査担当、会計監査人は相互に連携して、三様監査の体制のもと、課題・改善事項等の情報を共有し、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

③ 会計監査の状況

a 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b 継続監査期間

2 年間

- c 業務を執行した公認会計士
 指定有限責任社員・業務執行社員 小野木 幹久
 指定有限責任社員・業務執行社員 矢部 直哉

- d 監査業務に係る補助者の構成
 公認会計士 2名
 その他 6名

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査が適切に実施されることを担保するため、十分な品質管理体制が整備されていること、当社事業に対する十分な理解を有すること、監査日数並びに監査報酬の適切性、監査責任者と当社経営者及び監査役等との間での適切なコミュニケーション、不正リスクに対する十分な配慮等の観点から、会計監査人の候補の選定、解任又は不再任を決定する際の方針としております。

現会計監査人を選定した理由は、当社の事業特性を踏まえて、同会計監査人の監査実績、当社に対する監査体制等が当社の事業規模に適しており、当社の選定方針と合わせて総合的に勘案した結果、適任であると判断したためです。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行状況等を確認し、会計監査人の評価を実施しております。その結果、会計監査人の独立性・専門性ともに問題はないものと評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
15,000	—	18,000	—

- b 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（aを除く）
 該当事項はありません。

- c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
 該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、定めておりませんが、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査工数等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得たうえで決定することとしております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会において、会計監査人の監査計画、職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等の適切性について必要な検証を行い、適切であると判断したためです。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役が受ける個人別の報酬の内容に関する方針・報酬等の額を取締役会で決定しておりましたが、2023年7月19日開催の取締役会において、任意の指名・報酬委員会の設置を決議しており、今後は取締役会から任意の指名・報酬委員会に諮問し、答申を受けて決定いたします。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役の報酬の決定に際しては、任意の指名・報酬委員会における審議を経て、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。各取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役年間報酬総額の範囲内において、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととします。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、任意の指名・報酬委員会における審議を経て、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、全て代表取締役社長が決定いたします。取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長は、任意の指名・報酬委員会の審議を尊重して、各取締役の個人別の報酬等の内容を決定いたします。委任の理由は、取締役会の指名による代表取締役として責任をもって業務を執行する過程で事業運営の実態及び取締役の個人別の寄与度等を総合的にかつ最も適切に判断できる者と判断したためであります。

<任意の指名・報酬委員会>

(1) 構成

構成内容については、「4 [コーポレート・ガバナンスの状況等] (1) [コーポレート・ガバナンスの概要] ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」をご参照ください。

(2) 活動目的

取締役等の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的といたします。

(3) 活動内容

2023年8月23日開催：当社取締役の選解任の方針、基準及び手続、取締役の報酬決定の方針及び手続、取締役の報酬体系に関する事項について審議しております。

当社の取締役報酬の限度額は、2021年3月25日開催の定時株主総会の決議により年額50百万円以内（決議時点の取締役の員数は4名。ただし、使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）と決定しております。また、監査役報酬の限度額は、2017年12月20日開催の臨時株主総会の決議により年額10百万円以内（決議時点の監査役の員数は2名。）と決定しております。監査役の報酬については、前述の株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役会の協議により決定しております。

なお、当社の役員が最近事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであり、取締役の個人別の報酬については2023年3月24日開催の取締役会にて、監査役の個人別の報酬については、2023年4月17日開催の監査役会にて、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して当該方針に沿ってそれぞれ決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	24,450	24,450	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	4,000	4,000	—	—	—	1
社外監査役	6,350	6,350	—	—	—	3

③ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)及び当事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2023年7月1日から2023年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(2023年1月1日から2023年9月30日まで)の四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	431,243	604,106
売掛金	32,516	40,018
前払費用	10,073	23,700
未収還付法人税等	—	3,536
その他	139	764
流動資産合計	473,972	672,126
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	8,751	10,877
その他	3,182	4,502
減価償却累計額	△8,364	△11,447
有形固定資産合計	3,569	3,932
投資その他の資産		
繰延税金資産	—	38,281
その他	3,968	3,960
投資その他の資産合計	3,968	42,241
固定資産合計	7,538	46,174
資産合計	481,510	718,300
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	40,000	—
未払金	35,482	51,438
未払法人税等	4,681	8,175
契約負債	—	174,134
前受金	180,124	—
賞与引当金	—	9,750
その他	28,147	33,518
流動負債合計	288,435	277,015
固定負債		
長期借入金	250,000	250,000
固定負債合計	250,000	250,000
負債合計	538,435	527,015
純資産の部		
株主資本		
資本金	268,199	55,000
資本剰余金		
資本準備金	267,195	—
資本剰余金合計	267,195	—
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△592,320	136,285
利益剰余金合計	△592,320	136,285
株主資本合計	△56,925	191,285
純資産合計	△56,925	191,285
負債純資産合計	481,510	718,300

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間 (2023年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	770,289
売掛金	41,620
前払費用	32,864
その他	3,457
流動資産合計	848,232
固定資産	
有形固定資産	6,746
投資その他の資産	
繰延税金資産	54,439
その他	18,610
投資その他の資産合計	73,050
固定資産合計	79,797
資産合計	928,029
負債の部	
流動負債	
短期借入金	51,000
未払金	40,093
未払法人税等	77,301
契約負債	160,175
賞与引当金	2,487
その他	28,222
流動負債合計	359,280
固定負債	
長期借入金	250,000
固定負債合計	250,000
負債合計	609,280
純資産の部	
株主資本	
資本金	55,000
利益剰余金	263,749
株主資本合計	318,749
純資産合計	318,749
負債純資産合計	928,029

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	489,209	※1 769,468
売上原価	234,844	274,063
売上総利益	254,365	495,405
販売費及び一般管理費	※2,※3 237,392	※2,※3 277,574
営業利益	16,972	217,830
営業外収益		
受取利息	2	3
受取報奨金	—	4,545
その他	4	472
営業外収益合計	7	5,022
営業外費用		
支払利息	3,226	2,998
営業外費用合計	3,226	2,998
経常利益	13,753	219,854
税引前当期純利益	13,753	219,854
法人税、住民税及び事業税	290	8,175
法人税等調整額	—	△38,281
法人税等合計	290	△30,106
当期純利益	13,463	249,960

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	138, 293	58. 9	134, 831	49. 0
II 経費		96, 550	41. 1	140, 144	51. 0
当期総費用	※ 2	234, 844	100. 0	274, 976	100. 0
他勘定振替高		—		913	
売上原価		234, 844		274, 063	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算であり、当該原価計算期間の実際発生額をもって計算しております。

(注) ※1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
サーバー利用料 (千円)	67,368	102,042
システム利用料 (千円)	14,988	12,019

(注) ※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
研究開発費 (千円)	—	913

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
売上高	710,101
売上原価	279,922
売上総利益	430,178
販売費及び一般管理費	236,748
営業利益	193,430
営業外収益	
受取利息	5
受取報奨金	959
その他	352
営業外収益合計	1,317
営業外費用	
支払利息	2,529
その他	26
営業外費用合計	2,555
経常利益	192,192
税引前四半期純利益	192,192
法人税、住民税及び事業税	80,886
法人税等調整額	△16,158
法人税等合計	64,728
四半期純利益	127,464

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	268, 199	267, 195	267, 195	△605, 783	△605, 783	△70, 388	△70, 388
当期変動額							
当期純利益				13, 463	13, 463	13, 463	13, 463
当期変動額合計	－	－	－	13, 463	13, 463	13, 463	13, 463
当期末残高	268, 199	267, 195	267, 195	△592, 320	△592, 320	△56, 925	△56, 925

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	268,199	267,195	—	267,195	△592,320	△592,320	△56,925	△56,925
会計方針の変更による累積的影響額					△1,750	△1,750	△1,750	△1,750
会計方針の変更を反映した当期首残高	268,199	267,195	—	267,195	△594,070	△594,070	△58,675	△58,675
当期変動額								
減資	△213,199	△267,195	480,395	213,199			—	—
欠損填補			△480,395	△480,395	480,395	480,395	—	—
当期純利益					249,960	249,960	249,960	249,960
当期変動額合計	△213,199	△267,195	—	△267,195	730,355	730,355	249,960	249,960
当期末残高	55,000	—	—	—	136,285	136,285	191,285	191,285

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	13,753	219,854
減価償却費	3,016	3,083
賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	9,750
受取利息	△2	△3
支払利息	3,226	2,998
売上債権の増減額 (△は増加)	△5,841	△7,501
未払金の増減額 (△は減少)	△5,406	15,409
前受金の増減額 (△は減少)	93,923	—
契約負債の増減額 (△は減少)	—	△5,990
未払法人税等の増減額 (△は減少)	—	△4,391
その他	20,205	△14,467
小計	122,874	218,740
利息及び配当金の受取額	2	3
利息の支払額	△3,226	△3,029
法人税等の還付額	—	0
法人税等の支払額	△290	△290
営業活動によるキャッシュ・フロー	119,360	215,424
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,034	△2,567
その他	10	7
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,023	△2,560
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△2,500	△40,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,500	△40,000
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	114,837	172,863
現金及び現金同等物の期首残高	316,405	431,243
現金及び現金同等物の期末残高	※ 431,243	※ 604,106

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております

主な耐用年数は次のとおりです。

工具、器具及び備品 4～5年

2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

工具、器具及び備品 4～5年

2. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社のマネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の主な内容は、「Fraud Alert」のサービス提供であり、毎月の定額収入として得られる「ストック型」収益と初期設定作業や概念実証のための試験的なライセンス提供等からなる「その他」収益から構成されております。

(1) Fraud Alert（ストック）

Fraud Alert利用契約やコンサルティング契約では、顧客との契約で定められた利用期間に基づいて、ライセンスを提供する義務やFraud Alertを有効に利用するためのコンサルティングサービスを提供する義務を負っております。そのため、契約の経過期間にわたって一定期間で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務の充足前または履行義務が充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) Fraud Alert（その他）

初期設定作業や概念実証契約では、Fraud Alertを一定期間利用するための基礎となる初期設定作業やFraud Alert本導入前に顧客との契約で定められた利用期間に基づいて試験的にライセンスを提供する義務を負っております。そのため、契約の経過期間にわたって一定期間で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務の充足前または履行義務が充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

繰延税金資産

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 38,281千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異に基づいて、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

また、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項の要件に基づき企業を分類し、当該分類に応じて回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

② 主要な仮定

予算を基に課税所得を計算しておりますが、主な仮定は、新規受注の獲得見込みに基づく売上高の増加であります。予算は過年度実績を基に、策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮し決定しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

予算の前提条件や仮定に変更が生じた場合、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当社はFraud Alert利用契約に伴う初期費用において、従来はサービス提供開始時に一時点で収益を認識しておりましたが、サービス提供期間にわたり按分して収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響も軽微であります。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(収益認識基準の会計基準)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日公表分 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額はございません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
該当事項はありません。

（表示方法の変更）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
該当事項はありません。

（追加情報）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

新型コロナウイルス感染症については、将来の一定の時期にその影響が収束するとの仮定を置いておりますが、当社の事業活動及び経営成績に与える影響は限定的であります。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

新型コロナウイルス感染症については、将来の一定の時期にその影響が収束するとの仮定を置いておりますが、当社の事業活動及び経営成績に与える影響は限定的であり、したがって、会計上の見積りに重要な影響は与えないものと判断しております。

（損益計算書関係）

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度7.7%、当事業年度20.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度92.3%、当事業年度80.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
役員報酬	37,066千円	34,800千円
給料手当及び賞与	76,243	88,152
賞与引当金繰入額	—	3,574
支払報酬	23,419	32,021
減価償却費	1,306	1,457
研究開発費	15,481	42,053

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	15,481千円	42,053千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	47,200	—	—	47,200
A種優先株式	2,106	—	—	2,106
B種優先株式	2,665	—	—	2,665
C種優先株式	5,096	—	—	5,096
合計	57,067	—	—	57,067

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	47,200	—	—	47,200
A種優先株式	2,106	—	—	2,106
B種優先株式	2,665	—	—	2,665
C種優先株式	5,096	—	—	5,096
合計	57,067	—	—	57,067

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金勘定	431,243千円	604,106千円
現金及び現金同等物	431,243	604,106

(金融商品関係)

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は、短期間で決済されるものであります。また、長期借入金については、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、固定金利による契約とすることで、当該リスクの低減を図っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、新規取引先の審査を行っており、営業債権については取引先ごとに期日及び残高の管理を行っております。また、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社では、担当部署が適宜資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	431,243	431,243	—
(2) 売掛金	32,516	32,516	—
資産計	463,760	463,760	—
(1) 未払金	35,482	35,482	—
(2) 長期借入金 ※	290,000	290,203	203
負債計	325,482	325,686	203

※長期借入金については、1年内返済予定の長期借入金も含めて表示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金も含む)

時価について、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	431,243	—	—	—
売掛金	32,516	—	—	—
合計	463,760	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	40,000	—	—	150,000	100,000	—
合計	40,000	—	—	150,000	100,000	—

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は、短期間で決済されるものであります。また、長期借入金については、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、固定金利による契約とすることで、当該リスクの低減を図っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、新規取引先の審査を行っており、営業債権については取引先ごとに期日及び残高の管理を行っております。また、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社では、担当部署が適宜資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	250,000	246,441	△3,558
負債計	250,000	246,441	△3,558

(*) 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため、また売掛金及び未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	604,106	—	—	—
売掛金	40,018	—	—	—
合計	644,125	—	—	—

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	—	150,000	100,000	—	—
合計	—	—	150,000	100,000	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	246,441	—	246,441
負債計	—	246,441	—	246,441

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 113,000株	普通株式 91,000株
付与日	2016年10月1日	2017年6月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2018年10月2日 至 2025年9月30日	自 2019年6月2日 至 2026年5月31日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社取締役 2名 当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 105,000株	普通株式 180,000株
付与日	2017年6月1日	2017年10月26日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2019年6月2日 至 2026年5月31日	自 2019年10月27日 至 2027年10月26日

	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 416,700株
付与日	2021年3月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2024年3月26日 至 2030年12月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	56,500	91,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	56,500	91,000

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	65,000	180,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	180,000
未行使残	65,000	—

	第 7 回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	416,700
失効	31,500
権利確定	—
未確定残	385,200
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
権利行使価格 (円)	18	190
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
権利行使価格 (円)	190	190
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第 7 回新株予約権
権利行使価格 (円)	295
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションの公正な評価単価は、その付与時において当社は未公開企業であったため、Stock・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法はDCF法により算出した価格を用いております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	32,030千円
(2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 113,000株	普通株式 91,000株
付与日	2016年10月1日	2017年6月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2018年10月2日 至 2025年9月30日	自 2019年6月2日 至 2026年5月31日

	第3回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社取締役 2名 当社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 105,000株	普通株式 416,700株
付与日	2017年6月1日	2021年3月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2019年6月2日 至 2026年5月31日	自 2024年3月26日 至 2030年12月28日

	第8回新株予約権	第8回の2新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 29名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 175,500株	普通株式 28,500株
付与日	2022年6月15日	2022年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2025年6月16日 至 2032年3月25日	自 2025年7月21日 至 2032年3月25日

	第9回新株予約権	第8回の3新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 50,100株	普通株式 20,500株
付与日	2022年7月29日	2022年12月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2025年7月30日 至 2032年7月29日	自 2025年12月22日 至 2032年3月25日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2022年12月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	56,500	91,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	56,500	91,000

	第 3 回新株予約権	第 7 回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	385,200
付与	—	—
失効	—	128,400
権利確定	—	—
未確定残	—	256,800
権利確定後 (株)		
前事業年度末	65,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	65,000	—

	第 8 回新株予約権	第 8 回の 2 新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	175,500	28,500
失効	46,900	—
権利確定	—	—
未確定残	128,600	28,500
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第9回新株予約権	第8回の3新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	50,100	20,500
失効	50,100	—
権利確定	—	—
未確定残	—	20,500
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
権利行使価格 (円)	18	190
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第 3 回新株予約権	第 7 回新株予約権
権利行使価格 (円)	190	295
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第 8 回新株予約権	第 8 回の 2 新株予約権
権利行使価格 (円)	300	300
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第 8 回の 3 新株予約権	第 9 回新株予約権
権利行使価格 (円)	300	300
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2023年11月25日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションの公正な評価単価は、その付与時において当社は未公開企業であったため、Stock・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法はDCF法により算出した価格を用いております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	34,377千円
(2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (2021年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金 (注)	84,908千円
ソフトウェア	93,882
その他	1,344
繰延税金資産小計	180,136
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△84,908
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△95,227
評価性引当額小計	△180,136
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	—	—	84,908	84,908
評価性引当額	—	—	—	—	—	△84,908	△84,908
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.98
法人住民税均等割額	2.11
評価性引当額の増減によるもの	△31.39
その他	△0.21
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.11

当事業年度（2022年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産	
ソフトウェア	132,688千円
賞与引当金	3,372
賞与引当金に係る社会保険料	522
その他	1,779
繰延税金資産小計	138,363
評価性引当額小計（注）	△98,858
繰延税金資産合計	39,504
繰延税金負債	
未収還付事業税	△1,223
繰延税金負債合計	△1,223
繰延税金資産の純額	38,281

（注）評価性引当額が81,278千円減少しております。この減少の内容は、主に税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が84,908千円減少したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	34.59%
（調整）	
役員給与の損金不算入額	0.50
法人住民税均等割額	0.08
繰越欠損金控除	△43.62
評価性引当額の増減	△4.23
税額控除	△0.53
その他	△0.49
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△13.69

(持分法損益等)

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(収益認識関係)

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

収益区分	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
Fraud Alert等 (ストック) (注1)	685,084
Fraud Alert等 (その他) (注2)	55,894
その他 (注3)	28,489
顧客との契約から生じる収益	769,468
その他の収益	—
外部顧客への売上高	769,468

(注) 1. 毎月の継続的な収入であるFraud Alert利用料及びコンサルティングサービス利用料であります。

2. Fraud Alertに関する初期設定作業や概念実証としての利用料であります。

3. 上記いずれにも該当しないサービス利用料等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位: 千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	32,516
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	40,018
契約負債 (期首残高)	180,124
契約負債 (期末残高)	174,134

契約負債は、当社が受け取った「Fraud Alert」の利用料等のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は180,124千円です。

4. 残存履行義務に配分した取引価格

当社では残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足 (又は部分的に未充足) の履行義務は、当事業年度において136,346千円であります。当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当社は、マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当社は、マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社三井住友銀行	110,400	マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業
株式会社イオン銀行	82,800	マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当社は、マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社三井住友銀行	110,400	マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業
楽天証券株式会社	88,500	マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業
株式会社イオン銀行	83,760	マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	△124.33円
1株当たり当期純損失(△)	△2.07円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
当期純利益(千円)	13,463
普通株主に帰属しない金額(千円)	25,283
(うちA種優先株式配当額)(千円)	(2,000)
(うちB種優先株式配当額)(千円)	(7,995)
(うちC種優先株式配当額)(千円)	(15,288)
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△11,820
普通株式の期中平均株式数(株)	5,706,700
(うち普通株式の期中平均株式数)(株)	(4,720,000)
(うちA種優先株式の期中平均株式数)(株)	(210,600)
(うちB種優先株式の期中平均株式数)(株)	(266,500)
(うちC種優先株式の期中平均株式数)(株)	(509,600)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権の数 565個 第2回新株予約権の数 910個 第3回新株予約権の数 650個 第5回新株予約権の数 500個 第6回新株予約権の数 232個 第7回新株予約権の数 3,852個 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	△71.74円
1株当たり当期純利益	39.37円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用し、「収益認識会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益に与える影響額は軽微であります。

3. 当社は、2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純利益（千円）	249,960
普通株主に帰属しない金額（千円） （うちA種優先株式配当額）（千円） （うちB種優先株式配当額）（千円） （うちC種優先株式配当額）（千円）	25,283 (2,000) (7,995) (15,288)
普通株式に係る当期純利益（千円）	224,679
普通株式の期中平均株式数（株） （うち普通株式の期中平均株式数）（株） （うちA種優先株式の期中平均株式数）（株） （うちB種優先株式の期中平均株式数）（株） （うちC種優先株式の期中平均株式数）（株）	5,706,700 (4,720,000) (210,600) (266,500) (509,600)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権の数 565個 第2回新株予約権の数 910個 第3回新株予約権の数 650個 第5回新株予約権の数 500個 第6回新株予約権の数 232個 第7回新株予約権の数 2,568個 第8回新株予約権の数 1,286個 第8回の2新株予約権の数285個 第8回の3新株予約権の数205個 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(優先株式の取得及び消却)

2023年11月8日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式すべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2023年11月23日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2023年11月24日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	2,106株
B種優先株式	2,665株
C種優先株式	5,096株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式	9,867株
------	--------

(3) 交付後の発行済普通株式数

57,067株

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2023年11月8日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月25日付けをもって株式分割を行い、2023年11月24日開催の臨時株主総会により、単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。

(1) 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

①分割方法

2023年11月25日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割します。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	57,067株
今回の株式分割により増加する株式数	5,649,633株
株式分割後の発行済株式総数	5,706,700株
株式分割後の発行可能株式総数	22,820,000株

③株式分割の効力発生日

2023年11月25日

④1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたします。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

当第3四半期会計期間 (2023年9月30日)	
当座貸越極度額の総額	100,000千円
借入実行残高	—
差引額	100,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)	
減価償却費	3,175千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)

当社は、マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

収益区分	当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
Fraud Alert (ストック) (注1)	677,439
Fraud Alert (その他) (注2)	8,106
その他 (注3)	24,555
顧客との契約から生じる収益	710,101
その他の収益	—
外部顧客への売上高	710,101

(注) 1. 毎月の継続的な収入であるFraud Alert利用料及びコンサルティングサービス利用料であります。

2. Fraud Alertに関する初期設定作業や概念実証としての利用料であります。

3. 上記いずれにも該当しないサービス利用料等であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり四半期純利益	17円91銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益 (千円)	127,464
普通株主に帰属しない金額 (千円)	25,283
(うちA種優先株式配当額) (千円)	(2,000)
(うちB種優先株式配当額) (千円)	(7,995)
(うちC種優先株式配当額) (千円)	(15,288)
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	102,180
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,706,700
(うち普通株式の期中平均株式数) (株)	(4,720,000)
(うちA種優先株式の期中平均株式数) (株)	(210,600)
(うちB種優先株式の期中平均株式数) (株)	(266,500)
(うちC種優先株式の期中平均株式数) (株)	(509,600)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第10回新株予約権の数500個 なお、新株予約権の概要は 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権 等の状況①ストックオプション 制度の内容」に記載のとおりで あります。

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

2023年11月8日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式すべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2023年11月23日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2023年11月24日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	2,106株
B種優先株式	2,665株
C種優先株式	5,096株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式	9,867株
------	--------

(3) 交付後の発行済普通株式数

57,067株

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2023年11月8日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月25日付けをもって株式分割を行い、2023年11月24日開催の臨時株主総会により、単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。

(1) 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

①分割方法

2023年11月25日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割します。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	57,067株
今回の株式分割により増加する株式数	5,649,633株
株式分割後の発行済株式総数	5,706,700株
株式分割後の発行可能株式総数	22,820,000株

③株式分割の効力発生日

2023年11月25日

④1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたします。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	8,751	2,125	—	10,877	8,304	2,048	2,573
その他	3,182	1,320	—	4,502	3,143	1,034	1,358
有形固定資産計	11,933	3,445	—	15,379	11,447	3,083	3,932

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年内返済予定の長期借入金	40,000	—	0.90	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	250,000	250,000	1.14	2025年～2026年
合計	290,000	250,000	—	—

（注）1．平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2．長期借入金の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	—	150,000	100,000	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	—	9,750	—	—	9,750

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	604, 106
合計	604, 106

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社イオン銀行	7, 766
株式会社SBI証券	7, 700
楽天証券株式会社	6, 050
ソフトバンク株式会社	5, 636
株式会社大和総研	2, 844
その他	10, 022
合計	40, 018

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
32, 516	839, 779	832, 277	40, 018	95. 4	15

② 固定資産

繰延税金資産

繰延税金資産は、38, 281千円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

③ 流動負債
 契約負債
 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社三井住友銀行	91,080
株式会社千葉銀行	11,880
岡三証券株式会社	11,000
株式会社りそな銀行	9,144
住信SBIネット銀行株式会社	8,850
その他	42,179
合計	174,134

（３）【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2024年２月９日開催の取締役会において承認された第９期事業年度（2023年１月１日から2023年12月31日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

① 財務諸表
イ 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	604,106	954,701
売掛金	40,018	51,185
前払費用	23,700	22,389
未収還付法人税等	3,536	—
その他	764	752
流動資産合計	672,126	1,029,029
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	10,877	13,582
その他	4,502	5,197
減価償却累計額	△11,447	△13,397
有形固定資産合計	3,932	5,382
投資その他の資産		
長期前払費用	—	12,349
繰延税金資産	38,281	127,987
その他	3,960	3,950
投資その他の資産合計	42,241	144,286
固定資産合計	46,174	149,668
資産合計	718,300	1,178,698
負債の部		
流動負債		
短期借入金	—	51,000
未払金	51,438	41,194
未払法人税等	8,175	119,616
契約負債	174,134	227,927
賞与引当金	9,750	4,974
その他	33,518	32,328
流動負債合計	277,015	477,040
固定負債		
長期借入金	250,000	250,000
固定負債合計	250,000	250,000
負債合計	527,015	727,040
純資産の部		
株主資本		
資本金	55,000	55,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	136,285	396,657
利益剰余金合計	136,285	396,657
株主資本合計	191,285	451,657
純資産合計	191,285	451,657
負債純資産合計	718,300	1,178,698

ロ 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	※1 769,468	※1 994,995
売上原価	274,063	381,533
売上総利益	495,405	613,461
販売費及び一般管理費	※2,※3 277,574	※2,※3 317,600
営業利益	217,830	295,860
営業外収益		
受取利息	3	5
受取報奨金	4,545	1,033
その他	472	476
営業外収益合計	5,022	1,515
営業外費用		
支払利息	2,998	3,482
その他	—	26
営業外費用合計	2,998	3,508
経常利益	219,854	293,868
税引前当期純利益	219,854	293,868
法人税、住民税及び事業税	8,175	123,201
法人税等調整額	△38,281	△89,705
法人税等合計	△30,106	33,495
当期純利益	249,960	260,372

売上原価明細書

		前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		134,831	49.0	167,694	43.7
II 経費	※1	140,144	51.0	215,726	56.3
当期総費用		274,976	100.0	383,420	100.0
他勘定振替高	※2	913		1,886	
売上原価		274,063		381,533	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算であり、当該原価計算期間の実際発生額をもって計算しております。

(注) ※1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
サーバー利用料 (千円)	102,042	150,639
業務委託料 (千円)	12,007	35,924

(注) ※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
研究開発費 (千円)	913	1,886

ハ 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	268, 199	267, 195	－	267, 195	△592, 320	△592, 320	△56, 925	△56, 925
会計方針の変更による累積的影響額					△1, 750	△1, 750	△1, 750	△1, 750
会計方針の変更を反映した当期首残高	268, 199	267, 195	－	267, 195	△594, 070	△594, 070	△58, 675	△58, 675
当期変動額								
減資	△213, 199	△267, 195	480, 395	213, 199			－	－
欠損填補			△480, 395	△480, 395	480, 395	480, 395	－	－
当期純利益					249, 960	249, 960	249, 960	249, 960
当期変動額合計	△213, 199	△267, 195	－	△267, 195	730, 355	730, 355	249, 960	249, 960
当期末残高	55, 000	－	－	－	136, 285	136, 285	191, 285	191, 285

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	55,000	—	—	—	136,285	136,285	191,285	191,285
当期変動額								
当期純利益					260,372	260,372	260,372	260,372
当期変動額合計	—	—	—	—	260,372	260,372	260,372	260,372
当期末残高	55,000	—	—	—	396,657	396,657	451,657	451,657

ニ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	219,854	293,868
減価償却費	3,083	4,939
賞与引当金の増減額 (△は減少)	9,750	△4,776
受取利息	△3	△5
支払利息	2,998	3,482
固定資産除却損	—	26
売上債権の増減額 (△は増加)	△7,501	△11,167
未払金の増減額 (△は減少)	15,409	△9,698
契約負債の増減額 (△は減少)	△5,990	53,792
未払法人税等の増減額 (△は減少)	△4,391	—
その他	△14,467	△8,668
小計	218,740	321,792
利息及び配当金の受取額	3	4
利息の支払額	△3,029	△3,492
法人税等の還付額	0	—
法人税等の支払額	△290	△11,759
営業活動によるキャッシュ・フロー	215,424	306,545
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,567	△6,960
その他	7	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,560	△6,950
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入による収入	—	51,000
長期借入金の返済による支出	△40,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△40,000	51,000
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	172,863	350,594
現金及び現金同等物の期首残高	431,243	604,106
現金及び現金同等物の期末残高	※ 604,106	※ 954,701

注記事項

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

工具、器具及び備品 4～5年

2. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社のマネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の主な内容は、「Fraud Alert」のサービス提供であり、毎月の定額収入として得られる「ストック型」収益と初期設定作業や概念実証のための試験的なライセンス提供等からなる「その他」収益から構成されております。

(1) Fraud Alert (ストック)

Fraud Alert利用契約やコンサルティング契約では、顧客との契約で定められた利用期間に基づいて、ライセンスを提供する義務やFraud Alertを有効に利用するためのコンサルティングサービスを提供する義務を負っております。そのため、契約の経過期間にわたって一定期間で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務の充足前または履行義務が充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) Fraud Alert (その他)

初期設定作業や概念実証契約では、Fraud Alertを一定期間利用するための基礎となる初期設定作業やFraud Alert本導入前に顧客との契約で定められた利用期間に基づいて試験的にライセンスを提供する義務を負っております。そのため、契約の経過期間にわたって一定期間で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務の充足前または履行義務が充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	38,281	127,987

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異に基づいて、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

また、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項の要件に基づき企業を分類し、当該分類に応じて回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

② 主要な仮定

予算を基に課税所得を計算しておりますが、主な仮定は、新規受注の獲得見込みに基づく売上高の増加であります。予算は過年度実績を基に、策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮し決定しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

予算の前提条件や仮定に変更が生じた場合、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当社はFraud Alert利用契約に伴う初期費用において、従来はサービス提供開始時に一時で収益を認識しておりましたが、サービス提供期間にわたり按分して収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響も軽微であります。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち当事業年度に係るものについては記載しておりません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度の損益に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額の総額	—千円	100,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	—	100,000千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度20.0%、当事業年度19.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度80.0%、当事業年度80.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
役員報酬	34,800千円	37,200千円
給料手当及び賞与	88,152	117,335
賞与引当金繰入額	3,574	3,470
支払報酬	32,021	41,435
減価償却費	1,457	1,853
研究開発費	42,053	40,835

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
	42,053千円	40,835千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	47,200	—	—	47,200
A種優先株式 (注)	2,106	—	—	2,106
B種優先株式 (注)	2,665	—	—	2,665
C種優先株式 (注)	5,096	—	—	5,096
合計	57,067	—	—	57,067

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	47,200	5,659,500	—	5,706,700
A種優先株式 (注)	2,106	—	2,106	—
B種優先株式 (注)	2,665	—	2,665	—
C種優先株式 (注)	5,096	—	5,096	—
合計	57,067	5,659,500	9,867	5,706,700

(注) 2023年11月23日付でA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権に応じたことにより、すべてのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株に対し普通株式1株を交付しております。また、その後、2023年11月23日付で当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式をすべて消却しております。なお、2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
現金及び預金勘定	604,106千円	954,701千円
現金及び現金同等物	604,106	954,701

(金融商品関係)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は、短期間で決済されるものであります。また、長期借入金については、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、固定金利による契約とすることで、当該リスクの低減を図っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、新規取引先の審査を行っており、営業債権については取引先ごとに期日及び残高の管理を行っております。また、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社では、担当部署が適宜資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	250,000	246,441	△3,558
負債計	250,000	246,441	△3,558

(*)「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため、また売掛金及び未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	604,106	—	—	—
売掛金	40,018	—	—	—
合計	644,125	—	—	—

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	—	150,000	100,000	—	—
合計	—	—	150,000	100,000	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	246,441	—	246,441
負債計	—	246,441	—	246,441

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は、短期間で決済されるものであります。また、長期借入金については、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、固定金利による契約とすることで、当該リスクの低減を図っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、新規取引先の審査を行っており、営業債権については取引先ごとに期日及び残高の管理を行っております。また、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社では、担当部署が適宜資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	250,000	247,866	△2,133
負債計	250,000	247,866	△2,133

(*) 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため、また売掛金及び短期借入金、未払金、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	954,701	—	—	—
売掛金	51,185	—	—	—
合計	1,005,887	—	—	—

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	150,000	100,000	—	—	—
合計	—	150,000	100,000	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	247,866	—	247,866
負債計	—	247,866	—	247,866

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 113,000株	普通株式 91,000株
付与日	2016年10月1日	2017年6月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2018年10月2日 至 2025年9月30日	自 2019年6月2日 至 2026年5月31日

	第3回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社取締役 2名 当社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 105,000株	普通株式 416,700株
付与日	2017年6月1日	2021年3月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2019年6月2日 至 2026年5月31日	自 2024年3月26日 至 2030年12月28日

	第8回新株予約権	第8回の2新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 29名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 175,500株	普通株式 28,500株
付与日	2022年6月15日	2022年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2025年6月16日 至 2032年3月25日	自 2025年7月21日 至 2032年3月25日

	第9回新株予約権	第8回の3新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 50,100株	普通株式 20,500株
付与日	2022年7月29日	2022年12月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2025年7月30日 至 2032年7月29日	自 2025年12月22日 至 2032年3月25日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

前事業年度（2022年12月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後（株）		
前事業年度末	56,500	91,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	56,500	91,000

	第3回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	—	385,200
付与	—	—
失効	—	128,400
権利確定	—	—
未確定残	—	256,800
権利確定後（株）		
前事業年度末	65,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—

	第 3 回新株予約権	第 7 回新株予約権
失効	—	—
未行使残	65,000	—

	第 8 回新株予約権	第 8 回の 2 新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	175,500	28,500
失効	46,900	—
権利確定	—	—
未確定残	128,600	28,500
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第 9 回新株予約権	第 8 回の 3 新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	50,100	20,500
失効	50,100	—
権利確定	—	—
未確定残	—	20,500
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2023年11月25日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
権利行使価格 (円)	18	190
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第 3 回新株予約権	第 7 回新株予約権
権利行使価格 (円)	190	295
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第 8 回新株予約権	第 8 回の 2 新株予約権
権利行使価格 (円)	300	300
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第 8 回の 3 新株予約権	第 9 回新株予約権
権利行使価格 (円)	300	300
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2023年11月25日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価は、その付与時において当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法はDCF法により算出した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 34,377千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 113,000株	普通株式 91,000株
付与日	2016年10月1日	2017年6月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2018年10月2日 至 2025年9月30日	自 2019年6月2日 至 2026年5月31日

	第3回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社取締役 2名 当社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 105,000株	普通株式 416,700株
付与日	2017年6月1日	2021年3月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2019年6月2日 至 2026年5月31日	自 2024年3月26日 至 2030年12月28日

	第8回新株予約権	第8回の2新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 29名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 175,500株	普通株式 28,500株
付与日	2022年6月15日	2022年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2025年6月16日 至 2032年3月25日	自 2025年7月21日 至 2032年3月25日

	第8回の3新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名	当社監査役 1名 当社従業員 15名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 20,500株	普通株式 50,000株
付与日	2022年12月21日	2023年9月20日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2025年12月22日 至 2032年3月25日	自 2026年9月21日 至 2033年3月24日

	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	外部協力会社 1社
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 10,000株
付与日	2023年10月13日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2026年10月14日 至 2033年10月13日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2023年12月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後（株）		
前事業年度末	56,500	91,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	56,500	91,000

	第 3 回新株予約権	第 7 回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	256,800
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	256,800
権利確定後 (株)		
前事業年度末	65,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	65,000	—

	第 8 回新株予約権	第 8 回の 2 新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	128,600	28,500
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	128,600	28,500
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第8回の3新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	20,500	—
付与	—	50,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	20,500	50,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第11回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	10,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	10,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
権利行使価格 (円)	18	190
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第 3 回新株予約権	第 7 回新株予約権
権利行使価格 (円)	190	295
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第 8 回新株予約権	第 8 回の 2 新株予約権
権利行使価格 (円)	300	300
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第 8 回の 3 新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	300	450
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	450
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 2023年11月25日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価は、その付与時において当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法はDCF法により算出した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 131,412千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
ソフトウェア	132,688千円	145,985千円
賞与引当金	3,372	1,523
賞与引当金に係る社会保険料	522	236
その他	1,779	12,601
繰延税金資産小計	138,363	160,346
評価性引当額小計 (注)	△98,858	△32,358
繰延税金資産合計	39,504	127,987
繰延税金負債		
未収還付事業税	△1,223	—
繰延税金負債合計	△1,223	—
繰延税金資産の純額	38,281	127,987

(注) 評価性引当額が66,499千円減少しております。この減少の内容は、主にソフトウェアに係る評価性引当額が66,550千円減少したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	34.59%	34.59%
(調整)		
役員給与の損金不算入額	0.50	0.07
法人住民税均等割額	0.08	0.06
繰越欠損金控除	△43.62	—
評価性引当額の増減	△4.23	△21.28
税額控除	△0.53	△7.24
税率変更による影響	—	5.64
その他	△0.49	△0.44
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△13.69	11.4

(持分法損益等)

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

収益区分	前事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)
Fraud Alert等(ストック) (注1)	685,084	936,356
Fraud Alert等(その他) (注2)	55,894	16,513
その他(注3)	28,489	42,125
顧客との契約から生じる収益	769,468	994,995
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	769,468	994,995

(注) 1. 毎月の継続的な収入であるFraud Alert利用料及びコンサルティングサービス利用料であります。

2. Fraud Alertに関する初期設定作業や概念実証としての利用料であります。

3. 上記いずれにも該当しないサービス利用料等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	32,516	40,018
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	40,018	51,185
契約負債(期首残高)	180,124	174,134
契約負債(期末残高)	174,134	227,927

契約負債は、当社が受け取った「Fraud Alert」の利用料等のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は180,124千円です。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は174,134千円です。

4. 残存履行義務に配分した取引価格

当社では残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、前事業年度において136,346千円、当事業年度においては39,225千円であります。当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当社は、マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当社は、マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社三井住友銀行	110,400	マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業
楽天証券株式会社	88,500	マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業
株式会社イオン銀行	83,760	マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社三井住友銀行	116,371	マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業
楽天証券株式会社	103,100	マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	△71.74円	79.15円
1株当たり当期純利益	39.37円	45.63円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、前事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益に与える影響額は軽微であります。

3. 当社は、2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純利益(千円)	249,960	260,372
普通株主に帰属しない金額(千円)	25,283	—
(うちA種優先株式配当額)(千円)	(2,000)	
(うちB種優先株式配当額)(千円)	(7,995)	
(うちC種優先株式配当額)(千円)	(15,288)	
普通株式に係る当期純利益(千円)	224,679	260,372
普通株式の期中平均株式数(株)	5,706,700	5,706,700
(うち普通株式の期中平均株式数)(株)	(4,720,000)	(5,706,700)
(うちA種優先株式の期中平均株式数)(株)	(210,600)	(—)
(うちB種優先株式の期中平均株式数)(株)	(266,500)	(—)
(うちC種優先株式の期中平均株式数)(株)	(509,600)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権の数 565個 第2回新株予約権の数 910個 第3回新株予約権の数 650個 第5回新株予約権の数 500個 第6回新株予約権の数 232個 第7回新株予約権の数 2,568個 第8回新株予約権の数 1,286個 第8回の2新株予約権の数285個 第8回の3新株予約権の数205個 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	第1回新株予約権の数 565個 第2回新株予約権の数 910個 第3回新株予約権の数 650個 第5回新株予約権の数 500個 第6回新株予約権の数 232個 第7回新株予約権の数 2,568個 第8回新株予約権の数 1,286個 第8回の2新株予約権の数285個 第8回の3新株予約権の数205個 第10回新株予約権の数 500個 第11回新株予約権の数 100個 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは以下のとおりであります。 https://caulis.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年 2月15日	下地 玄継	東京都台東区	当社従業員	島津 敦好	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	20,000	500,000 (25) (注) 4	所有者の当社退職による譲渡 (注) 5
2021年 5月1日	John Lau Kah Soon	東京都世田谷区	当社従業員	島津 敦好	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	20,000	500,000 (25) (注) 4	所有者の当社退職による譲渡 (注) 5
2023年 9月1日	島津 敦好	東京都中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	株式会社 rhizome 代表取締役社長 島津 敦好	東京都中央区銀座四丁目13番8号	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	3,252,900	1,463,805,000 (450) (注) 4	所有者の事情による (注) 6

(注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度の末日から起算して2年前の日（2021年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社

4. 移動価格は、DCF(ディスカунテッド・キャッシュフロー)法により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

5. 契約に沿った株式の移動であります。今後はこのような譲渡は発生いたしません。

6. 株式会社rhizomeは当社代表取締役社長島津敦好の資産管理会社であります。

7. 2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「移動株数」及び「価格(単価)」が調整されております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2021年3月25日	2022年6月15日	2022年7月20日
種類	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回の2新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式256,800株	普通株式128,600株	普通株式28,500株
発行価格	295円 (注) 4.	300円 (注) 4.	300円 (注) 4.
資本組入額	147.5円	150円	150円
発行価額の総額	75,756,000円	38,580,000円	8,550,000円
資本組入額の総額	37,878,000円	19,290,000円	4,275,000円
発行方法	2020年12月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2022年3月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2022年3月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 3.	(注) 3.

項目	新株予約権④ (注) 6.	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	2022年7月29日	2022年12月21日	2023年9月20日
種類	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回の3新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式50,100株	普通株式20,500株	普通株式50,000株
発行価格	300円 (注) 4.	300円 (注) 4.	450円 (注) 4.
資本組入額	150円	150円	225円
発行価額の総額	15,030,000円	6,150,000円	22,500,000円
資本組入額の総額	7,515,000円	3,075,000円	11,250,000円
発行方法	2022年3月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2022年3月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2023年3月24日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3.	(注) 3.	(注) 3.

項目	新株予約権⑦
発行年月日	2023年10月13日
種類	第11回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式10,000株
発行価格	450円 (注) 4.
資本組入額	225円
発行価額の総額	4,500,000円
資本組入額の総額	2,250,000円
発行方法	2023年10月13日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2.

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書類の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2022年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、DCF(ディスカунテッド・キャッシュフロー)法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき295円	1株につき300円	1株につき300円
行使期間	自 2023年3月26日 至 2031年3月25日	自 2025年6月16日 至 2032年3月25日	自 2025年7月21日 至 2032年3月25日
行使の条件	「第二部企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第二部企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第二部企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	1株につき300円	1株につき300円	1株につき450円
行使期間	自 2025年7月30日 至 2032年7月29日	自 2025年12月22日 至 2032年3月25日	自 2026年9月21日 至 2033年3月24日
行使の条件	「第二部企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第二部企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第二部企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

	新株予約権⑦
行使時の払込金額	1株につき450円
行使期間	自 2026年10月14日 至 2033年10月13日
行使の条件	「第二部企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権④については、退職により権利を喪失しております。

7. 新株予約権④の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者には以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

(i) 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社の役員、従業員又は顧問のいずれかの地位を喪失した場合

(ii) 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合

(iii) 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合

(iv) 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員又は顧問に就いた場合。ただし、当社の取

締役の決議において、事前に承認された場合はこの限りではない。

(v) 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等の重大な違反をなし、又は当社に対する著しい背信行為があった場合

(vi) 新株予約権者が死亡した場合

(vii) 新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合

(2) 上記のほか、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

8. 2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
眞武 信和	神奈川県川崎市宮前区	会社役員	48,500	14,307,500 (295)	特別利害関係者等 (当社取締役)
大久保 久幸	神奈川県川崎市宮前区	会社員	31,400	9,263,000 (295)	当社従業員
小川 秀夫	東京都板橋区	会社員	31,400	9,263,000 (295)	当社従業員
松村 亮太	東京都世田谷区	会社員	28,500	8,407,500 (295)	当社従業員
林 泰行	東京都板橋区	会社員	20,000	5,900,000 (295)	当社従業員
SU SHIH WEN	東京都江東区	会社員	11,400	3,363,000 (295)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)、 当社従業員
江原 友登	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	11,400	3,363,000 (295)	当社従業員
上田 七生美	東京都港区	会社員	11,400	3,363,000 (295)	当社従業員
水野 皓介	東京都荒川区	会社員	11,400	3,363,000 (295)	当社従業員
福岡 省吾	東京都練馬区	会社員	11,400	3,363,000 (295)	当社従業員
Nagazine Jake	千葉県船橋市	会社員	8,600	2,537,000 (295)	当社従業員
納土 淳	東京都品川区	会社員	8,600	2,537,000 (295)	当社従業員
Gardener Luke	神奈川県川崎市中原区	会社員	5,700	1,681,500 (295)	当社従業員
増田 奈緒	東京都世田谷区	会社員	5,700	1,681,500 (295)	当社従業員
田中 康平	千葉県柏市	会社員	5,700	1,681,500 (295)	当社従業員
島田 美奈	東京都文京区	会社員	5,700	1,681,500 (295)	当社従業員

(注) 1. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
松家 弘樹	神奈川県川崎市宮前区	会社員	11,400	3,420,000 (300)	当社従業員
上田 七生美	東京都港区	会社員	10,000	3,000,000 (300)	当社従業員
松村 亮太	東京都世田谷区	会社員	7,000	2,100,000 (300)	当社従業員
澤田 和良	東京都多摩市	会社役員	5,700	1,710,000 (300)	特別利害関係者等 (当社監査役)
吾妻 真奈	東京都調布市	会社員	5,700	1,710,000 (300)	当社従業員
佐々木 結衣	東京都中野区	会社員	5,700	1,710,000 (300)	当社従業員
中山 留菜	神奈川県横浜市港北区	会社員	5,700	1,710,000 (300)	当社従業員
岡野 裕子	神奈川県横須賀市	会社員	5,700	1,710,000 (300)	当社従業員
佐々木 裕幸	千葉県松戸市	会社員	5,700	1,710,000 (300)	当社従業員
Caixeta Bonfim Gabriel	東京都西東京市	会社員	5,700	1,710,000 (300)	当社従業員
椎名 美由紀	東京都世田谷区	会社員	5,700	1,710,000 (300)	当社従業員
深井 新太郎	東京都板橋区	会社員	5,700	1,710,000 (300)	当社従業員
五十嵐 太一	東京都江戸川区	会社員	5,700	1,710,000 (300)	当社従業員
神蔵 啓	東京都練馬区	会社員	5,700	1,710,000 (300)	当社従業員
伊東 寛	東京都新宿区	会社役員	4,500	1,350,000 (300)	特別利害関係者等 (当社取締役)
駒野 容子	東京都品川区	会社役員	4,500	1,350,000 (300)	特別利害関係者等 (当社監査役)
林 泰行	東京都板橋区	会社員	4,000	1,200,000 (300)	当社従業員
江原 友登	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	4,000	1,200,000 (300)	当社従業員
島田 美奈	東京都文京区	会社員	4,000	1,200,000 (300)	当社従業員
大久保 久幸	神奈川県川崎市宮前区	会社員	1,500	450,000 (300)	当社従業員
小川 秀夫	東京都板橋区	会社員	1,500	450,000 (300)	当社従業員
SU SHIH WEN	東京都江東区	会社員	1,500	450,000 (300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)、 当社従業員
平世 将夫	東京都世田谷区	会社員	1,500	450,000 (300)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
水野 皓介	東京都荒川区	会社員	1,500	450,000 (300)	当社従業員
福岡 省吾	東京都練馬区	会社員	1,500	450,000 (300)	当社従業員
Nagazine Jake	千葉県船橋市	会社員	1,500	450,000 (300)	当社従業員
Gardener Luke	神奈川県川崎市中原区	会社員	1,500	450,000 (300)	当社従業員
納土 淳	東京都品川区	会社員	1,500	450,000 (300)	当社従業員
田中 康平	千葉県柏市	会社員	1,500	450,000 (300)	当社従業員
増田 奈緒	東京都世田谷区	会社員	1,500	450,000 (300)	当社従業員

(注) 1. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は、株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
山岡 玲	東京都大田区	会社員	22,800	6,840,000 (300)	当社従業員
北村 誠	神奈川県藤沢市	会社員	5,700	1,710,000 (300)	当社従業員

(注) 2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は、株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

新株予約権④

(注) 本新株予約権は、取得者の退職により権利を喪失しておりますので、記載を省略しております。

新株予約権⑤

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
長堀 いづみ	東京都目黒区	会社員	6,800	2,040,000 (300)	当社従業員
倉持 努	千葉県千葉市稲毛区	会社員	5,700	1,710,000 (300)	当社従業員
野本 竜馬	兵庫県加古郡播磨町	会社員	4,000	1,200,000 (300)	当社従業員
高田 比呂美	東京都立川市	会社員	4,000	1,200,000 (300)	当社従業員

(注) 2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は、株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

新株予約権⑥

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
相原 正太郎	大阪府大阪市城東区	会社員	4,000	1,800,000 (450)	当社従業員
寺崎 葵	埼玉県川口市	会社員	4,000	1,800,000 (450)	当社従業員
江藤 由貴	神奈川県川崎市宮前区	会社員	4,000	1,800,000 (450)	当社従業員
米谷 和洋	埼玉県戸田市	会社員	4,000	1,800,000 (450)	当社従業員
多田 愛美	東京都江東区	会社員	4,000	1,800,000 (450)	当社従業員
富澤 佑介	神奈川県川崎市中原区	会社員	4,000	1,800,000 (450)	当社従業員
大久保 光伸	東京都目黒区	会社員	4,000	1,800,000 (450)	当社従業員
高橋 瑛輝	大阪府大阪市北区	会社役員	3,200	1,440,000 (450)	特別利害関係者等 (当社監査役)
山崎 彩	神奈川県藤沢市	会社員	3,000	1,350,000 (450)	当社従業員
村上 早	福岡県飯塚市	会社員	3,000	1,350,000 (450)	当社従業員
石田 勝樹	東京都大田区	会社員	3,000	1,350,000 (450)	当社従業員
神藏 啓	東京都練馬区	会社員	2,800	1,260,000 (450)	当社従業員
小室 吉隆	神奈川県横浜市港北区	会社員	2,000	900,000 (450)	当社従業員
菅沼 亮	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	会社員	2,000	900,000 (450)	当社従業員
森 一憲	埼玉県東松山市	会社員	2,000	900,000 (450)	当社従業員
星野 みゆき	埼玉県ふじみ野市	会社員	1,000	450,000 (450)	当社従業員

(注) 2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は、株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

新株予約権⑦

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社KINOCOS 代表取締役 木下 翔太 資本金 2百万円	神奈川県藤沢市羽鳥一丁目1番10号1320	IR支援等	10,000	4,500,000 (450)	外部協力会社

(注) 2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は、株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社rhizome（注）2，8	東京都中央区	3,252,900	50.14
島津 敦好（注）1，2	東京都中央区	576,900	8.88
造田 洋典（注）2，3	大阪府茨木市	300,000	4.61
Salesforce Ventures LLC （常任代理人 株式会社セールスフォース・ジャパン）（注）2	Salesforce Tower, 415 Mission St, 3rd Fl San Francisco, CA 94105 USA （東京都千代田区丸の内一丁目1番3号）	293,400	4.51
安藤 洋輔（注）2，5	東京都品川区	280,000 (40,000)	4.32 (0.62)
大久保 久幸（注）6	神奈川県川崎市宮前区	189,400 (129,400)	2.92 (2.00)
ソニーグループ株式会社（注）2	東京都港区港南一丁目7番1号	188,600	2.91
株式会社電通総研（注）2	東京都港区港南二丁目17番1号	188,600	2.91
関西電力送配電株式会社（注）2	大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号	154,400	2.38
眞武 信和（注）3	神奈川県川崎市宮前区	139,500 (99,500)	2.15 (1.53)
SU SHIH WEN（注）2，6	東京都江東区	112,900 (12,900)	1.74 (0.20)
株式会社セブン銀行（注）2	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	83,300	1.28
上田 七生美（注）6	東京都港区	81,400 (21,400)	1.25 (0.33)
小川 秀夫（注）6	東京都板橋区	77,900 (57,900)	1.20 (0.89)
株式会社日本政策金融公庫	東京都千代田区大手町一丁目9番4号	73,200 (73,200)	1.13 (1.13)
クオインタムリープ株式会社	東京都渋谷区広尾五丁目8番8号	60,000	0.93
SMB Cベンチャーキャピタル5号 投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	46,400	0.72
松村 亮太（注）6	東京都世田谷区	38,900 (35,500)	0.60 (0.55)
山岡 玲（注）6	東京都大田区	26,200 (22,800)	0.40 (0.35)
林 泰行（注）6	東京都板橋区	24,000 (24,000)	0.37 (0.37)
株式会社リヴァンプ	東京都港区北青山二丁目12番16号	16,600	0.26
三菱UFJキャピタル7号投資事業 有限責任組合	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	15,400	0.24
江原 友登（注）6	埼玉県さいたま市浦和区	15,400 (15,400)	0.24 (0.24)
水野 皓介（注）6	東京都荒川区	12,900 (12,900)	0.20 (0.20)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
福岡 省吾（注） 6	東京都練馬区	12,900 (12,900)	0.20 (0.20)
松家 弘樹（注） 6	神奈川県川崎市宮前区	11,400 (11,400)	0.18 (0.18)
納土 淳（注） 6	東京都港区	10,100 (10,100)	0.16 (0.16)
Nagazine Jake（注） 6	千葉県船橋市	10,100 (10,100)	0.16 (0.16)
株式会社KINOCOS（注） 7	神奈川県藤沢市羽鳥一丁目1番10号 1320	10,000 (10,000)	0.15 (0.15)
島田 美奈（注） 6	東京都文京区	9,700 (9,700)	0.15 (0.15)
神蔵 啓（注） 6	東京都練馬区	8,500 (8,500)	0.13 (0.13)
Gardener Luke（注） 6	神奈川県川崎市中原区	7,200 (7,200)	0.11 (0.11)
田中 康平（注） 6	千葉県柏市	7,200 (7,200)	0.11 (0.11)
増田 奈緒（注） 6	東京都世田谷区	7,200 (7,200)	0.11 (0.11)
長堀 いづみ（注） 6	東京都目黒区	6,800 (6,800)	0.10 (0.10)
澤田 和良（注） 4	東京都多摩市	5,700 (5,700)	0.09 (0.09)
吾妻 真奈（注） 6	東京都調布市	5,700 (5,700)	0.09 (0.09)
佐々木 結衣（注） 6	東京都中野区	5,700 (5,700)	0.09 (0.09)
中山 留菜（注） 6	神奈川県横浜市港北区	5,700 (5,700)	0.09 (0.09)
岡野 裕子（注） 6	神奈川県横須賀市	5,700 (5,700)	0.09 (0.09)
佐々木 裕幸（注） 6	千葉県松戸市	5,700 (5,700)	0.09 (0.09)
Caixeta Bonfim Gabriel（注） 6	東京都西東京市	5,700 (5,700)	0.09 (0.09)
椎名 美由紀（注） 6	東京都世田谷区	5,700 (5,700)	0.09 (0.09)
深井 新太郎（注） 6	東京都板橋区	5,700 (5,700)	0.09 (0.09)
五十嵐 太一（注） 6	東京都江戸川区	5,700 (5,700)	0.09 (0.09)
北村 誠（注） 6	神奈川県藤沢市	5,700 (5,700)	0.09 (0.09)
倉持 努（注） 6	千葉県千葉市稲毛区	5,700 (5,700)	0.09 (0.09)
平世 将夫（注） 6	東京都世田谷区	4,900 (1,500)	0.08 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
伊東 寛（注） 3	東京都新宿区	4,500 (4,500)	0.07 (0.07)
駒野 容子（注） 4	東京都品川区	4,500 (4,500)	0.07 (0.07)
野本 竜馬（注） 6	兵庫県加古郡播磨町	4,000 (4,000)	0.06 (0.06)
高田 比呂美（注） 6	東京都立川市	4,000 (4,000)	0.06 (0.06)
相原 正太郎（注） 6	大阪府大阪市城東区	4,000 (4,000)	0.06 (0.06)
寺崎 葵（注） 6	埼玉県川口市	4,000 (4,000)	0.06 (0.06)
江藤 由貴（注） 6	神奈川県川崎市宮前区	4,000 (4,000)	0.06 (0.06)
米谷 和洋（注） 6	埼玉県戸田市	4,000 (4,000)	0.06 (0.06)
多田 愛美（注） 6	東京都江東区	4,000 (4,000)	0.06 (0.06)
富澤 佑介（注） 6	神奈川県川崎市中原区	4,000 (4,000)	0.06 (0.06)
大久保 光伸（注） 6	東京都目黒区	4,000 (4,000)	0.06 (0.06)
高橋 瑛輝（注） 4	大阪府大阪市北区	3,200 (3,200)	0.05 (0.05)
山崎 彩（注） 6	神奈川県藤沢市	3,000 (3,000)	0.05 (0.05)
村上 早（注） 6	福岡県飯塚市	3,000 (3,000)	0.05 (0.05)
石田 勝樹（注） 6	東京都大田区	3,000 (3,000)	0.05 (0.05)
菅沼 亮（注） 6	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
森 一憲（注） 6	埼玉県東松山市	2,000 (2,000)	0.03 (0.03)
小室 吉隆（注） 6	神奈川県横浜市港北区	2,000 (2,000)	0.03 (0.02)
星野 みゆき（注） 6	埼玉県朝霞市	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
計	—	6,486,800 (780,100)	100.00 (12.03)

（注） 1. 特別利害関係者等（当社代表取締役）

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

3. 特別利害関係者等（当社取締役）

4. 特別利害関係者等（当社監査役）

5. 当社顧問

6. 当社従業員

7. 外部協力会社

8. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）

9. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

10. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2024年 2 月16日

株式会社カウリス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小野木 幹久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カウリスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カウリスの2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年 2 月 16 日

株式会社カウリス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小野木 幹久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カウリスの2022年1月1日から2022年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カウリスの2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月16日

株式会社カウリス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小野木 幹久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カウリスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2023年1月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カウリスの2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

